

## 工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局  
北首都国道事務所

# 鏡

## 1. 工事名

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路赤崎地区改良工事（当初）
工事地名	埼玉県春日部市赤崎地先

## 2. 工事内容

1) 発注年月	令和 7年12月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 1月
2) 事務所名	北首都国道事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026120015	1 4) 単価適用年月	2026年 1月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 1月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路改良工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	229日間 自 令和 8年 3月16日 (当初) 至 令和 8年10月30日 ( 0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	浦和地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 4 号	2 2) 処 分 費 等	270,000
		2 3) 公 告 日	令和 7年12月17日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

## 3. 予算科目

1) 予算科目： 道路交通円滑化事業費 道路交通安全対策事業費	2) 目： 道路交通円滑化事業費 交通事故重点対策道路事業費	3) 目の細分： 工事費 工事費	4) 事業名： 改築 埼玉県 4号 一種（改築） 埼玉県 4号
---------------------------------------	--------------------------------------	------------------------	---------------------------------------

# 設計内訳書

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路赤崎地区改良工事 (当初) (当初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路改良		式	1		70,880,566				
道路土工		式	1		21,679,394				
掘削工 (ICT)		式	1		3,207,690				
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3以上10,000m3未満	m3	8,700	368.7	3,207,690			単-1号	
路体盛土工		式	1		5,409,920				
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3	790	6,848	5,409,920			単-2号	
路体盛土工 (ICT)		式	1		12,570,234				
路体(築堤)盛土 (ICT)	20.000m3未満 無し	m3	15,600	260.9	4,070,040			単-3号	
土砂等運搬 (1) (魚沼SY～現場)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	1,300	676.8	879,840			単-4号	
土砂等運搬 (2) (赤崎SY～現場)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	2,270	523	1,187,210			単-5号	
土砂等運搬 (3) (大川戸SY～現場)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	4,760	922.9	4,393,004			単-6号	
積込(ルース)	土砂 土量50,000m3未満	m3	8,300	245.8	2,040,140			単-7号	

# 設計内訳書

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路赤崎地区改良工事 (当初) (当初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
法面整形工 (ICT)		式	1		491,550				
法面整形 (盛土部) (ICT)	法面締固め無し	m2	870	565	491,550			単-8号	
地盤改良工		式	1		7,319,320				
サントマット工		式	1		7,319,320				
サントマット	砂 サントマット用	m3	820	8,926	7,319,320			単-9号	
擁壁工		式	1		21,821,578				
作業土工		式	1		1,266,696				
床掘り (1)	土砂 標準	m3	190	252.6	47,994			単-10号	
床掘り (2)	土砂 上記以外 (小規模)	m3	160	2,328	372,480			単-11号	
埋戻し (1)	土砂 最大埋戻し幅1m 未満	m3	90	3,398	305,820			単-12号	
埋戻し (2)	土砂 上記以外 (小規模)	m3	110	4,159	457,490			単-13号	
基面整正		m2	160	518.2	82,912			単-14号	

# 設計内訳書

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路赤崎地区改良工事 (当初) (当初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
場所打擁壁工(構造物単位)		式	1		16,716,270				
重力式擁壁	1mを超え2m未満 18-8-25(高炉)	m3	219	76,330	16,716,270			単-15号	
畦畔ブロック工		式	1		3,838,612				
畦畔ブロック設置	H=0.5m	m	566	6,782	3,838,612			単-16号	
排水構造物工		式	1		9,608,370				
作業土工		式	1		1,794,650				
床掘り	土砂 上記以外(小規模)	m3	360	2,328	838,080			単-17号	
埋戻し	土砂 上記以外(小規模)	m3	230	4,159	956,570			単-18号	
側溝工		式	1		6,259,020				
プレキャストU型側溝	PU1-300×300	m	508	10,790	5,481,320			単-19号	
プレキャストU型水路	1000×1000×2000	m	10	77,770	777,700			単-20号	
集水桝・マンホール工		式	1		1,554,700				

# 設計内訳書

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路赤崎地区改良工事（当初） （当初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
現場打ち集水桝 (1)	現場打材 18-8-25(高炉) 法面作業補正無 800×800×1000	箇所	5	113,500	567,500			単-21号	
現場打ち集水桝 (2)	現場打材 18-8-25(高炉) 法面作業補正無 1500×1500×1500	箇所	1	353,300	353,300			単-22号	
蓋版据付 (1)	グレーチング 蓋800×800(T-2) ホルト固定式	枚	5	61,240	306,200			単-23号	
蓋版据付 (2)	グレーチング 蓋 1500×1500(T-2) ホルト固定式 2枚1組	組	1	327,700	327,700			単-24号	
構造物撤去工		式	1		1,260,399				
作業土工		式	1		83,180				
埋戻し	土砂 上記以外(小規模)	m3	20	4,159	83,180			単-25号	
排水構造物撤去工		式	1		1,066,219				
コルゲートパイプ	半割 D300	m	671	1,589	1,066,219			単-26号	
廃棄物処理工		式	1		111,000				
廃棄物運搬	廃プラスチック類	回	1	30,000	30,000			単-27号	
廃棄物処分	廃プラスチック類	m3	3	27,000	81,000			単-28号	

# 設計内訳書

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路赤崎地区改良工事（当初） （当初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
仮設工		式	1		9,191,505				
工事用道路工		式	1		6,143,384				
敷砂利	再生クワッシャーラン RC-40 敷厚300mm	m2	3,610	507.4	1,831,714			単-29号	
大型土のう (1)	移設(撤去・再設置)	袋	1,535	2,120	3,254,200			単-30号	
大型土のう (2)	撤去	袋	1,047	1,010	1,057,470			単-31号	
廃棄物処理工		式	1		249,000				
廃棄物運搬	廃プラスチック類	回	2	30,000	60,000			単-32号	
廃棄物処分	廃プラスチック類	m3	7	27,000	189,000			単-33号	
仮水路工		式	1		1,180,321				
素掘側溝	幅 90 c m 高さ 30 c m	m	617	1,913	1,180,321			単-34号	
交通管理工		式	1		1,618,800				
交通誘導警備員 B		人日	95	17,040	1,618,800			単-35号	

# 設計内訳書

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路赤崎地区改良工事（当初） （当初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
直接工事費		式	1		70,880,566				
共通仮設費		式	1		9,250,175				
共通仮設費		式	1		1,957,175				
技術管理費		式	1		1,209,175				
システム初期費 (ICT)		式	1		1,146,000			内-1号	
道路施設基本データ作成費用		式	1		63,175			内-2号	
現場環境改善費（率計上）		式	1		748,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		7,293,000				
純工事費		式	1		80,130,741				
現場管理費		式	1		24,832,000				
工事原価		式	1		104,962,741				
一般管理費等		式	1		17,867,259				

# 設計内訳書

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路赤崎地区改良工事（当初） <span style="float: right;">（当 初）</span>					事業区分	道路新設・改築		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
工事価格		式	1		122,830,000				
消費税相当額		式	1		12,283,000				
工事費計		式	1		135,113,000				

# 一式当たり内訳書

システム初期費(ICT)

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (ICT)	バックホ	式	1		598,000			
システム初期費 (ICT)	フルト <sup>サ</sup>	式	1		548,000			
合 計					1,146,000			



# 1次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-1号	掘削(ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3以上10,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	368.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削 (ICT)		土砂 オープンカット 無し 5,000m3以上10,000m3未満	m3	1	368.7	368.7		
計						368.7		
単価						368.7	円/m3	

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-2号	路体(築堤)盛土	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6,848
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体(築堤)盛土		2.5m未満	m3	1	6,848	6,848		
計						6,848		
単価						6,848	円/m3	

# 1次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-3号	路体(築堤)盛土(ICT)	20,000m3未満 無し	単位	m3	数量	1	単価	260.9
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	路体(築堤)盛土(ICT)	20,000m3未満 無し	m3	1	260.9	260.9		
	計					260.9		
	単価					260.9	円/m3	

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-4号	土砂等運搬 (1)(魚沼SY~現場)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	676.8
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土砂等運搬	標準 トラック山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 2.0km以下	m3	1	676.8	676.8		
	計					676.8		
	単価					676.8	円/m3	

# 1次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-5号	土砂等運搬 (2)(赤崎SY~現場)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	523
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 1.0km以下	m 3	1	523	523		
計						523		
単価						523	円/m3	

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-6号	土砂等運搬 (3)(大川戸SY~現場)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	922.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 4.0km以下	m 3	1	922.9	922.9		
計						922.9		
単価						922.9	円/m3	

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-7号	積込(ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	245.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m 3	1	245.8	245.8		
計						245.8		
単価						245.8	円/m3	

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-8号	法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	単位	m2	数量	1	単価	565
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形 (ICT)		盛土部 無し レキ質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	565	565		
計						565		
単価						565	円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-9号	サントマット	砂 サントマット用	単位	m3	数量	1	単価	8,926
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	サンドマット	有り	m 3	1	8,926	8,926		
	計					8,926		
	単価					8,926	円/m3	

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-10号	床掘り(1)	土砂 標準	単位	m3	数量	1	単価	252.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	床掘り	土砂 標準 無し 無し	m 3	1	252.6	252.6		
	計					252.6		
	単価					252.6	円/m3	

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-11号	床掘り (2)	土砂 上記以外(小規模)	単位	m3	数量	1	単価	2,328
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	1	2,328	2,328		
	計					2,328		
	単価					2,328	円/m3	

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-12号	埋戻し (1)	土砂 最大埋戻し幅1m未満	単位	m3	数量	1	単価	3,398
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		最大埋戻し幅1m未満	m 3	1	3,398	3,398		
	計					3,398		
	単価					3,398	円/m3	

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-13号	埋戻し (2)	土砂 上記以外(小規模)	単位	m3	数量	1	単価	4,159
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	1	4,159	4,159		
	計					4,159		
	単価					4,159	円/m3	

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-14号	基面整正		単位	m2	数量	1	単価	518.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	基面整正		m 2	1	518.2	518.2		
	計					518.2		
	単価					518.2	円/m2	

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-15号	重力的擁壁	1mを超え2m未満 18-8-25(高炉)	単位	m3	数量	219.8	単価	76,330
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
重力的擁壁		1mを超え2m未満 18-8-25(高炉) 有り 無し 一般養生 延長無し	m 3	219.8	76,300	16,770,740		
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.017	189,600	3,223.2		
箱抜き		各種 全ての費用	m	2.4	1,213	2,911.2		
計						16,776,874.4		
単価						76,330	円/m3	

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-16号	畦畔ﾌﾟﾛｯｸ設置	H=0.5m	単位	m	数量	1	単価	6,782
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
畦畔ﾌﾟﾛｯｸ設置工		H=0.5	m	1	2,392	2,392		
畦畔ﾌﾟﾛｯｸ(材料費)		H=0.5m L=1.0m	個	1	4,390	4,390		
計						6,782		
単価						6,782	円/m	

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-17号	床掘り	土砂 上記以外(小規模)	単位	m3	数量	1	単価	2,328
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m3	1	2,328	2,328		
計						2,328		
単価						2,328	円/m3	

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-18号	埋戻し	土砂 上記以外(小規模)	単位	m3	数量	1	単価	4,159
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m3	1	4,159	4,159		
計						4,159		
単価						4,159	円/m3	

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-19号	プレキャストU型側溝	PU1-300×300	単位	m	数量	10	単価	10,790
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
U型側溝		据付け 無し 無し 鉄筋コンクリート型 JIS A 5372 300B 300×300×600 無し 無し 有り 再生クラッシュラン 40~0	m	10	10,790	107,900		
計						107,900		
単価						10,790	円/m	

# 1次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-20号	名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
	プレキャストU型水路	1000×1000×2000	m	10		718,000	77,770	77,770
	U型側溝	据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000を超え2000kg/個以下 無し 無し 有り 再生クラッシュラン 40~0	m	10	71,800	718,000		
	コンクリート	無筋・鉄筋構造物 バックホウ(クレーン機能付)打設 各種 養生無し 全ての費用	m <sup>3</sup>	1.3	37,660	48,958		
	型枠	一般型枠 均しコンクリート	m <sup>2</sup>	2	5,345	10,690		
	計					777,648		
	単価					77,770	円/m	

# 1次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-21号	現場打ち集水樹 (1)	現場打材 18-8-25(高炉) 法面作業補正無 800×800× 1000	単位	箇所	数量		1	単価	113,500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	現場打ち集水樹・街渠樹 (本体)	18-8-25(高炉) 0.73m3を超え0.77m3以下 パッキン(クレーン機能付)打設	箇所	1	109,100	109,100			
	足掛け金物(材料費)	W=300 φ19	個	2	2,170	4,340			
	計					113,440			
	単価					113,500	円/箇所		

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-22号	現場打ち集水樹 (2)	現場打材 18-8-25(高炉) 法面作業補正無 1500×1500 ×1500	単位	箇所	数量		1	単価	353,300
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	現場打ち集水樹・街渠樹 (本体)	18-8-25(高炉) 2.48m3を超え2.62m3以下 パッキン(クレーン機能付)打設	箇所	1	344,600	344,600			
	足掛け金物(材料費)	W=300 φ19	個	4	2,170	8,680			
	計					353,280			
	単価					353,300	円/箇所		

# 1次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-23号	蓋版据付 (1)	グレチング 蓋800×800(T-2) ボルト固定式	単位	枚	数量	1	単価	61,240
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	61,240	61,240		
計						61,240		
単価						61,240	円/枚	

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-24号	蓋版据付 (2)	グレチング 蓋 1500×1500(T-2) ボルト固定式 2枚1組	単位	組	数量	1	単価	327,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版据付工		グレチング 枠 170を超え400kg/枚以下	組	1	5,698	5,698		
グレチング 蓋(材料費)		1500×1500(T-2) ボルト固定式 2枚1組	組	1	322,000	322,000		
計						327,698		
単価						327,700	円/組	

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-25号	埋戻し	土砂 上記以外(小規模)	単位	m3	数量	1	単価	4,159
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m3	1	4,159	4,159		
	計					4,159		
	単価					4,159	円/m3	

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-26号	コルゲートパイプ	半割 D300	単位	m	数量	1	単価	1,589
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	コルゲートパイプ 撤去工	半割 D300	m	1	1,589	1,589		
	計					1,589		
	単価					1,589	円/m	

# 1次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-27号	廃棄物運搬	廃プラスチック類	単位	回	数量		単価	
						1		30,000
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
廃棄物運搬費		廃プラスチック類(4tコンテナ車 片道距離概ね25km)		回	1	30,000	30,000	
【(参考)運搬費：30,000円/回】								
計							30,000	
単価							30,000	円/回

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-28号	廃棄物処分	廃プラスチック類	単位	m3	数量		単価	
						1		27,000
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
処分費 (m3)				m3	1	27,000	27,000	
【(参考)処分費：27,000円/m3】								
計							27,000	
単価							27,000	円/m3

# 1次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-29号	敷砂利	再生クラッシャーラン RC-40 敷厚300mm	単位	m2	数量	1	単価	507.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		敷均し(ルーズ) 標準(10,000m3未満) 無し	m3	0.3	131.1	39.33		
再生クラッシャーラン		RC-40	m3	0.36	1,300	468		
計						507.33		
単価						507.4	円/m2	

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-30号	大型土のう(1)	移設(撤去・再設置)	単位	袋	数量	1	単価	2,120
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
大型土のう工		移設(撤去・再設置) 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	1	2,120	2,120		
計						2,120		
単価						2,120	円/袋	

# 1次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-31号	大型土のう (2)	撤去	単位	袋	数量	1	単価	1,010
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
大型土のう工		撤去 6m以下 -3m≦H≦2m		袋	1	1,010	1,010	
計							1,010	
単価							1,010	円/袋

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-32号	廃棄物運搬	廃プラスチック類	単位	回	数量	2	単価	30,000
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
廃棄物運搬費		廃プラスチック類(4tコンテナ車 片道距離概ね25km)		回	2	30,000	60,000	
【(参考)運搬費：30,000円/回】								
計							60,000	
単価							30,000	円/回

# 1 次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-33号	廃棄物処分	廃プラスチック類	単位	m <sup>3</sup>	数量	1	単価	27,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m <sup>3</sup> )			m <sup>3</sup>	1	27,000	27,000		
【(参考)処分費: 27,000円/m <sup>3</sup> 】								
計						27,000		
単価						27,000	円/m <sup>3</sup>	

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-34号	素掘側溝	幅 90 c m 高さ 30 c m	単位	m	数量	10	単価	1,913
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
アスファルト乳剤散布工			m	10	1,913	19,130		
【乳剤散布(PK-3 1.26L/m <sup>2</sup> ) 10.95m <sup>2</sup> /10m当り】								
計						19,130		
単価						1,913	円/m	

# 1次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-35号	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員 B		人日	1	17,040	17,040		17,040
	計					17,040		
	単価					17,040	円/人日	

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

鉄筋工 [市場単価]	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無 (鉄筋割合10%未満含む) 補正無 (一般構造物)	単位	t	数量	1	単価	189,600
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 3 4 5 D 1 3	t	1.03	110,000	113,300		
鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	76,245	76,245		
諸雑費 (まるめ)		式	1		55		
計					189,600		
単価					189,600	円 / t	

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
畦畔ブロック設置工	H=0.5	単位	m	数量	10	単価 2,392
土木一般世話役		人	0.14	31,008	4,341	
特殊作業員		人	0.14	28,458	3,984	
普通作業員		人	0.29	25,908	7,513	
バックホ運転	コーラ型 山積0.45m3 平積0.35m3 クレーン2.9t吊	日	0.14	47,610	6,665	
諸雑費 (率+まるめ) 9%		式	1		1,417	
計					23,920	
単価					2,392	円/m

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	U型側溝	据付け 無し 無し 鉄筋コンクリート型 JIS A 5372 300B 300×300×600 無し 無し 有り 再生クラッシュラン 40～0	単位	m	数量	10	単価	10,790
名称	規格		単位	数量	単価	金額	摘要	
U型側溝	L 6 0 0 3 0 0 k g 以下 昼 無		m	10	7,144.08	71,440		
鉄筋コンクリートU形	3 0 0 B 3 0 0 × 3 0 0 × 6 0 0		個	16.5	2,160	35,640		
再生クラッシュラン	R C - 4 0		m <sup>3</sup>	0.6	1,300	780		
諸雑費 (まるめ)			式	1		40		
計						107,900		
単価						10,790	円/m	

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	U型側溝	据付け 無し 無し 側溝(各種) L=2000mm 1000を超え2000kg/個以下 無し 無し 有り 再生クラッシュラン 40~0	単位	m	数量	10	単価	71,800
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
U型側溝	L 2 0 0 0 2 0 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	6,989.04	69,890			
プレキャスト水路	U 型 H1000×B1000×L2000	個	5	129,000	645,000			
再生クラッシュラン	R C - 4 0	m <sup>3</sup>	2.34	1,300	3,042			
諸雑費 (まるめ)		式	1		68			
計					718,000			
単価					71,800	円/m		

# 参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	61,240
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版コンクリート・鋼製	170kg以下 昼 無	枚	100	1,036.32	103,632		
グレーチング 蓋	800×800(T-2) ホルト固定式	組	100	60,200	6,020,000		
諸雑費（まるめ）		式	1		368		
計					6,124,000		
単価					61,240	円/枚	

# 参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	組	数量	単価	金額	単価	摘要
蓋版据付工	グレーチング 枠 170超え400kg/枚以下					10		5,698
土木一般世話役		人		0.3	31,008	9,302		
特殊作業員		人		0.2	28,458	5,691		
普通作業員		人		0.9	25,908	23,317		
トラック(クレーン装置付)	2t車2.9t吊	日		0.4	39,910	15,964		
諸雑費 (率+まるめ) 5%		式		1		2,706		
計						56,980		
単価						5,698	円/組	

# 参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	コンクリートパイプ 撤去工	半割 D300	m			10	1,589
	土木一般世話役		人	0.1	31,008	3,100	
	特殊作業員		人	0.1	28,458	2,845	
	普通作業員		人	0.2	25,908	5,181	
	バックホ運転	ローラ型 山積0.45m3 平積0.35m3 クレーン2.9t吊	日	0.1	47,610	4,761	
	諸雑費（まるめ）		式	1		3	
	計					15,890	
	単価					1,589	円/m

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

処分費 (m <sup>3</sup> )		単位	m <sup>3</sup>	数量		単価	
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		m <sup>3</sup>	100	27,000	2,700,000		
計					2,700,000		
単価					27,000	円/m <sup>3</sup>	

# 参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	袋	数量	単価	金額	単価	2,120
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役		人	0.145	31,008	4,496			
特殊作業員		人	0.145	28,458	4,126			
普通作業員		人	0.145	25,908	3,756			
バックホウ運転（クレーン仕様）	移設（撤去・再設置）6m以下 -3m≦H≦2m	日	0.145	60,710	8,802			
諸雑費（率+まるめ） 0.2%		式	1		20			
計					21,200			
単価					2,120	円/袋		

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	袋	数量	単価	金額	単価	摘要
大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≤H≤2m					10		1,010
土木一般世話役		人	0.087	31,008		2,697		
特殊作業員		人	0.087	28,458		2,475		
バックホウ運転 (クレーン仕様)	撤去 6m以下 -3m≤H≤2m	日	0.087	56,450		4,911		
諸雑費 (率+まるめ) 0.4%		式	1			17		
計						10,100		
単価						1,010	円/袋	

# 参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
アスファルト乳剤散布工		m			10	1,913
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m <sup>3</sup>	1.35	2,328	3,142	
法面整形	切土部 無し 埴質土、砂及び砂質土、粘性土 全ての費用	m <sup>2</sup>	10.95	939.6	10,288	
乳剤散布工	人力施工	m <sup>2</sup>	10.95	520.3	5,697	
諸雑費 (まるめ)		式	1		3	
計					19,130	
単価					1,913	円/m

## 参考資料（１）

							単価使用年月	2026. 1
							歩掛使用年月	2026. 1
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量		単価	
					1			17,040
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
交通誘導警備員B		人	1	17,034	17,034			
諸雑費（まるめ）		式	1		6			
計					17,040			
単価					17,040		円／人日	

							単価使用年月	2026. 1
							歩掛使用年月	2026. 1
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0
	システム初期費（ICT）	バックホ	単位	式	数量		単価	
					1			598,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
システム初期費	バックホウ	式	1		598,000			
計					598,000			
単価					598,000		円／式	

# 参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

システム初期費（ICT）	ブルドーザ	単位	式	数量	1	単価	548,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費	ブルドーザ	式	1		548,000		
計					548,000		
単価					548,000	円/式	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	単価	摘要
バックホウ運転	クローラ型 山積0.45m3 平積0.35m3 クレーン2.9t吊					1		47,610
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）		人	1	31,314	31,314			
軽油		L	50	129	6,450			
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	山積0.45m3（平積0.35m3） 2.9t吊	日	1.5	6,560	9,840			
諸雑費（まるめ）		式	1			6		
計						47,610		
単価						47,610	円／日	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	トラック(クレーン装置付)	2t車2.9t吊	単位	日	数量	1	単価	39,910
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	31,314	31,314		
	軽油		L	23	129	2,967		
	クレーン装置付トラック(賃貸)	2t車2.9t吊り	台・日	1	5,620	5,620		
	諸雑費（まるめ）		式	1		9		
	計					39,910		
	単価					39,910	円／日	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	単価	摘要
バックホウ	クローラ型 山積0.45m3 平積0.35m3 クレーン2.9t吊					1		47,610
運転手（特殊）		人	1	31,314		31,314		
軽油		L	50	129		6,450		
バックホウ（クローラ） [標準・クレーン機能付き]	山積0.45m3（平積0.35m3） 2.9t吊	日	1.5	6,560		9,840		
諸雑費（まるめ）		式	1			6		
計						47,610		
単価						47,610	円/日	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転（クレーン仕様）	移設（撤去・再設置）6m以下 -3m≦H≦2m	単位	日	数量	1	単価	60,710
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	31,314	31,314		
	軽油		L	110	129	14,190		
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	山積0.8m <sup>3</sup> （平積0.6m <sup>3</sup> ） 2.9t吊	日	1.52	10,000	15,200		
	諸雑費（まるめ）		式	1		6		
	計					60,710		
	単価					60,710	円／日	

## 参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転（クレーン仕様）	撤去 6m以下 -3m≤H≤2m	単位	日	数量	1	単価	56,450
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）		人	1	31,314	31,314			
軽油		L	101	129	13,029			
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	山積0.8m <sup>3</sup> （平積0.6m <sup>3 <td>日</td> <td>1.21</td> <td>10,000</td> <td>12,100</td> <td colspan="3"></td> </sup>	日	1.21	10,000	12,100			
諸雑費（まるめ）		式	1		7			
計					56,450			
単価					56,450	円／日		

## 参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	乳剤散布工	人力施工	単位	m <sup>2</sup>	数量	100	単価	520.3
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	特殊作業員		人	1.25	28,458	35,572		
	アスファルト乳剤	PK-3 プライムコート用	L	126	111	13,986		
	諸雑費 (率+まるめ) 5%		式	1		2,472		
	計					52,030		
	単価					520.3	円/m <sup>2</sup>	

## 共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）： 道路改良工事				合算工事： 0			
対象工事費	70,880,566	直接工事費	70,880,566	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	270,000	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）							
管理費区分1		0 (橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)					
管理費区分2, 7		0 (工場原価)					
管理費区分5		0 (一般管理費等のみ対象額)					
管理費区分9		0 (間接費非対象額)					
管理費区分T		0 (全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)					
対象額 支 給 品（＋）							
無償貸付機械評価額（＋）		0					
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		70,880,566	現工事		0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		70,610,566			0		0
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		10.09 %			0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正		1		
率（補正後）		10.29 % (10.09% × 週休1.02)					
計上額		7,293,000			0		0
比較結果							
当該追加工事		A					
		0	0			調整工事計上額	0

## 共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	70,610,566	直接工事費	70,880,566		
非対象額計(一)	270,000				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2,7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	270,000	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品(+)	0				
無償貸付機械評価額(+)	0				
現場環境改善費対象額(Pi)					
単独(追加工事)	70,610,566	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率(補正前)	1.06 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率(補正後)	1.06 %				
計上額	748,000		0		0
比較結果					
当該追加工事	A			調整工事計上額	0
	0				

## 共通仮設費

共通仮設費（積上分）	1,209,175				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,209,175
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					9,250,175

## 現場管理費

単独（追加工事）純工事費	80,130,741	単独（追加工事）直接工事費	70,880,566	単独（追加工事）共通仮設費	9,250,175
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	80,130,741	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	79,860,741		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	30.09 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	30.99 % (30.09% × 週休1.03)		0 %		
計上額	24,832,000		0		0
			4,458,729	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

## 一般管理費等（当初）

事務所名	北首都国道事務所 工務課	工事番号	2026120015	第 0 回変更
発注年月	令和07年12月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種
			道路改良工事	

工事原価	104,962,741				
純工事費	80,130,741	現場管理費	24,832,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）	0				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	104,962,741	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	104,692,741	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	104,962,741				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	16.99 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	17,867,259				
業務委託料等	0				
調査基準価格	122,727,000				
調査基準価格の100/110	111,570,000	（ 90.83 %）			

## 工 事 数 量 総 括 表

工 事 名      R 7 国道 4 号東埼玉道路赤崎地区改良工事（当初）

国土交通省 関東地方整備局  
北首都国道事務所 工務課

## 工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路赤崎地区改良工事（当初） <span style="float: right;">（ 当 初 ）</span>					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工 (ICT)		式		1		
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3以上10,000m3未満	m3		8,700		
路体盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		790		
路体盛土工 (ICT)		式		1		
路体(築堤)盛土 (ICT)	20,000m3未満 無し	m3		15,600		
土砂等運搬 (1) (魚沼SY～現場)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		1,300		
土砂等運搬 (2) (赤崎SY～現場)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		2,270		
土砂等運搬 (3) (大川戸SY～現場)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		4,760		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路赤崎地区改良工事（当初） <span style="float: right;">（ 当 初 ）</span>					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
積込(ルース)	土砂 土量50,000m3未満	m3		8,300		
法面整形工 (ICT)		式		1		
法面整形(盛土部) (ICT)	法面締固め無し	m2		870		
地盤改良工		式		1		
サントマット工		式		1		
サントマット	砂 サントマット用	m3		820		
擁壁工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り (1)	土砂 標準	式		1		
床掘り (2)	土砂 上記以外(小規模)	式		1		
埋戻し (1)	土砂 最大埋戻し幅1m未満	式		1		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路赤崎地区改良工事（当初） <span style="float: right;">（ 当 初 ）</span>					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
埋戻し (2)	土砂 上記以外(小規模)	式		1		
基面整正		式		1		
場所打擁壁工(構造物単位)		式		1		
重力式擁壁	1mを超え2m未満 18-8-25(高炉)	m3		219		
畦畔ブロック工		式		1		
畦畔ブロック設置	H=0.5m	m		566		
排水構造物工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂 上記以外(小規模)	式		1		
埋戻し	土砂 上記以外(小規模)	式		1		
側溝工		式		1		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路赤崎地区改良工事（当初） <span style="float: right;">（ 当 初 ）</span>					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
プレキャストU型側溝	PU1-300×300	m		508		
プレキャストU型水路	1000×1000×2000	m		10		
集水枿・マンホール工		式		1		
現場打ち集水枿 (1)	現場打材 18-8-25(高炉) 法面作業補 正無 800×800×1000	箇所		5		
現場打ち集水枿 (2)	現場打材 18-8-25(高炉) 法面作業補 正無 1500×1500×1500	箇所		1		
蓋版据付 (1)	グレーチング 蓋800×800(T-2) ボルト固定 式	枚		5		
蓋版据付 (2)	グレーチング 蓋 1500×1500(T-2) ボルト 固定式 2枚1組	組		1		
構造物撤去工		式		1		
作業土工		式		1		
埋戻し	土砂 上記以外(小規模)	式		1		
排水構造物撤去工		式		1		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路赤崎地区改良工事（当初） <span style="float: right;">（ 当 初 ）</span>					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
コルゲートパイプ	半割 D300	m		671		
廃棄物処理工		式		1		
廃棄物運搬	廃プラスチック類	式		1		
廃棄物処分	廃プラスチック類	m3		3		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
敷砂利	再生クラッシャーラン RC-40 敷厚300mm	m2		3,610		
大型土のう (1)	移設(撤去・再設置)	袋		1,535		
大型土のう (2)	撤去	袋		1,047		
廃棄物処理工		式		1		
廃棄物運搬	廃プラスチック類	式		1		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路赤崎地区改良工事（当初） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
廃棄物処分	廃プラスチック類	m <sup>3</sup>		7		
仮水路工		式		1		
素掘側溝	幅 90 c m 高さ 30 c m	m		617		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 B		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費(ICT)		式		1		
道路施設基本データ作成費用		式		1		

## 工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路赤崎地区改良工事（当初） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 国道 4 号東埼玉道路赤崎地区改良工事 (当初)

( 当 初 ) 請負工事費計算書

( 1)直接工事費 -----	70, 880, 566		
( 2) 共通仮設費 -----	9, 250, 175		
( 3)純工事費 -----	80, 130, 741		
( 1)+( 2)			
( 4)現場管理費 -----	24, 832, 000		
( 5)工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0	(16)工場製作純工事費 -----	0
		(17)工場管理費 -----	0
( 6)工事原価 -----	104, 962, 741	(18)工場製作原価 -----	0
( 3)+( 4)+( 5)+(18)		(16)+(17)	
(7')一般管理費等(計上額) -----	17, 867, 259	(( 7)一般管理費等(計算額) [ ] )	17, 875, 154
(8')その他費目計 -----	0		
( 9)業務委託料等 -----	0		
(10)工事価格 -----	122, 830, 000		
( 6)+(7')+(8')+( 9) (万円未満切り捨て)			
(11)消費税相当額 -----	12, 283, 000		
(12)請負工事価格 -----	135, 113, 000		
(10)+(11)			
(13)入札書比較価格 -----	122, 830, 000		
(請負工事費の100/110)			
(14)調査基準価格 -----	122, 727, 000		
(15)調査基準価格の100/110	111, 570, 000		
(万円未満切り捨て)			

# R 7 国道 4 号東埼玉道路赤崎地区改良工事

## 特記仕様書

令和 7 年 1 2 月

国土交通省 関東地方整備局  
北首都国道事務所

# 第 1 章 総 則

## 第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 7 年度版) (以下「共通仕様書」という。) でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。  
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙- 1 「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

## 第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

## 第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

## 第 4 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

## 第 5 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
  - （1）建設業法第 26 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
  - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
  - （3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- (4) 同一の専任特例 2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2件までとする。なお、専任特例 1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。  
(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
  - (5) 専任特例 2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は埼玉県内の工事でなければならない。
  - (6) 専任特例 2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
  - (7) 専任特例 2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
  - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 2 1 日付基発第 2 6 7 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
  3. 本工事の監理技術者が専任特例 2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
    - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
    - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
    - 3) 専任特例 2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINS の写し）
  4. 本工事の監理技術者が専任特例 2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第 1 項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
  5. 本工事において、専任特例 2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

#### 第 6 条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

#### 第 7 条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 埼玉県春日部市赤崎 緯度 35° 57' 25" 経度 139 ° 48' 34"  
 終点 埼玉県春日部市赤崎 緯度 35° 57' 32" 経度 139 ° 48' 07"

第8条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要については必須登録とし、以下のとおりとする。

本工事は、国道4号東埼玉道路のうち、埼玉県春日部市赤崎地先において、道路土工、地盤改良工、擁壁工、排水構造物工、仮設工を施工するものである。

当該地点は田園地帯である。

主な工事内容は道路土工：掘削工（ICT）8,800m<sup>3</sup>、路体（築堤）盛土工 800m<sup>3</sup>、路体（築堤）盛土工（ICT）15,700m<sup>3</sup>、法面整形工 850m<sup>3</sup>、地盤改良工：サンドマット工 850m<sup>3</sup>、擁壁工：作業土工1式、場所打擁壁工（重力式擁壁）175m、プレキャスト擁壁工（畦畔ブロック）570m、排水構造物工：作業土工1式、側溝工 510m、集水柵・マンホール工 6箇所、仮設工：工事用道路工 3,650m<sup>2</sup>、大型土のう移設工 1,550袋、大型土のう撤去工 1,050袋を予定している。

第9条 コリنز（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名	テクリス番号
R 6 国道4号東埼玉道路 道路詳細修正設計業務	4058435257
R 7 国道4号東埼玉道路 施工計画検討業務	4059541369

第10条 施工体制台帳


工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

**監理（主任）技術者**

写真

2cm×3cm  
程 度

氏名 ○○ ○○  
 工事名 ○○改良工事  
 工期 自○○年○○月○○日  
 至○○年○○月○○日



会社 ◇◇建設株式会社

印

- 注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
- 注意 2）所属会社の写真とする。

第11条 低入札価格調査制度調査対象工事について

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する

条項に準じて行うものとする。

2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

(1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

(2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は北首都国道事務所のホームページにより公表する。

(4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は下表のとおり。(別紙様式-0)

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

#### 第 12 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

#### 第 13 条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- ① 道路土工
- ② 地盤改良工
- ③ 擁壁工
- ④ 排水構造物工

#### 第 14 条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ち

に通知しなければならない。

#### 第15条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式-15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

#### 第16条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

#### 第17条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
  - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）  
令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
  - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
  - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
  - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

#### 第18条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者

(工事受注者)の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議(三者会議)」(以下、「三者会議」という。)の設置対象工事であり、工事着手前に1回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議(「三者会議」)運用方針」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

#### 第19条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前(準備期間内)に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合(クロスチェック)を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」(以下、「審査会」という。)の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

#### 第20条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

#### 第21条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き(令和5年12月)に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

#### 第22条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

### 第23条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

### 第24条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金額の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

### 第25条 再生資材の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎材、敷砂利

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

### 第26条 公共建設工事における分別解体等

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

#### (1) 分別解体等の方法

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業

	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

- 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。
  - ・再資源化等が完了した年月日
  - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
  - ・再資源化等に要した費用
- 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

## 第27条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

## 第28条 コンクリート副産物から再生された資源について

- コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
- 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
- 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
- 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022(再生骨材Mを用いたコンクリート)、JIS A 5023(再生骨材Lを用いたコンクリート)により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365(プレキャストコンクリート製品-検査方法通則)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
- 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

## 第29条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領(第2版)(国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月)に基づく電子納品の対象工事である。

[http://www.nilim-cdrw.jp/dl\\_std.html](http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html)

## 第30条 施工管理

- 本工事は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種につ

いては、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和7年3月改定)の関連要領等一覧（URL「[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000051.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html)」）によるものとする。

### 第31条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

#### 1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

##### 【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

#### 2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

#### 3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

#### 4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は

URL ([http://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](http://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

### 第32条 ICT活用工事（土工）について（発注者指定型）

#### 1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

#### 2. 定義

(1) i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

#### ① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000m<sup>3</sup>未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記1)～7)以外の従来手法による起工測量を実施してもICT活用工事とする。

#### ② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

#### ③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規定の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検討基準を満たすこと。

- 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、または建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

#### ④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

##### (1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m<sup>2</sup>以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1)～4)から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1)～4)を原則とするが、現場条件等により以下5)～8)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

## (2) 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わると、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

## ⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

なお、河川土工（掘削工、盛土工、法面整形工）において、3次元計測技術を用いて出来形管理（面管理）を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はLASのポイントファイルとする。

6. 上記5. ①～⑤の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

## 第33条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

### 1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

### 第34条 ICT活用工事の費用について

1. ICT活用施工を実施する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ICT活用工事（土工1,000m<sup>3</sup>以上）積算要領
- ・ICT活用工事（土工1,000m<sup>3</sup>未満）積算要領
- ・ICT活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（1）（2）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

- （1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

- （2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m<sup>2</sup>以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・共通仮設費率補正係数：1.2
- ・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1）～4）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、土工以外の工種に関するICT活用について監督職員へ提案・協議を行う。また、土工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

### 第35条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等

に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

### 第36条 デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

#### 1. デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事（以下、「本工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う準備作業（鉄筋へのマーカ―設置等）、手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、段階確認時の配筋の出来形計測をデジタルカメラ等で撮影した画像計測により行うものである。

撮影画像（計測結果）は、遠隔地から確認することも可能であり、監督職員の遠隔臨場を実施する場合は、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」、及び「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」に準拠するものとする。

#### 2. 実施内容

##### (1) 段階確認時の実施内容

段階確認時の配筋間隔の計測において、従来のスケール等による実測とデジタルカメラで撮影した画像計測を併用し、両者の計測値の差を整理するものとする。また、計測時の条件（撮影箇所、撮影距離、気象条件等）は、必ず記録するものとする。

##### (2) 機器の準備

本工事に要する画像計測機器等は、受注者が手配するものとし、詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

##### (3) 計測精度の検証

本工事による画像計測の精度検証のため、計測データを監督職員に提出するものとする。

##### (4) 効果の検証

本工事を通じた効果の検証（生産性向上効果の検証）及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

##### (5) 費用

本工事にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上とする。

### 第37条 現場環境改善（快適トイレの設置）

#### 1. 内容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

##### 【快適トイレに求める機能】

（1）洋式（洋風）便器

（2）水洗及び簡易水洗機能

（し尿処理装置付き含む）

- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス  
（女性用トイレに必ず設置）

- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場  
（トイレトペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第38条 BIM/CIM適用工事について

本工事は、BIM/CIM適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

（参考）3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度※1 ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の計上がわかるモデル
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM取扱要領「附属資料2 オブジェクト分類」を参照）。

1. BIM/CIM実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、

BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

## 2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 8) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

## 3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

## 4. その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト

(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

## 第39条 DX データセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料

(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>) 及びポータルサイト

(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>) を参照すること。

## 第40条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
  - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
  - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
  - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
  - V. 地下埋設物の損傷事故防止
  - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
  - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
  - ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
  - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は下表のとおり見込んでいるが、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

作業区分	交通誘導警備員	備考
昼間作業	95人（うち有資格者 0人）	交代要員無し

6. 本工事の施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
7. 受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

#### 第41条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
  - (1) 真夏日の定義  
日最高気温が30℃以上の日を指す。  
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
  - (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方  
下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。
    - ①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

### （3）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### （4）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

### （5）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

### （6）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※ 真夏日補正係数：1.2

## 第42条 安全管理推進技術者等認定について

### 1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

### 2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

### 3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に

使用（印刷、シール）することができる。

- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

#### 4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

#### 5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

### 第43条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

### 第44条 事業損失防止施設

工事施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、監督職員と協議のうえ、必要な調査を行うものとする。なお、設計変更の対象とする。

### 第45条 仮設工等の段階点検

受注者は、仮設工の計画、設計及び施工における下記段階及び内容について、監督職員の指示する書式に従い、確認し、提出するものとする。

#### (1) 仮設工の設計完了段階（指定仮設については、発注者から提示された設計図書の内容検討完了段階）

現地条件と整合した設計条件で設計され適切な仮設計画書が作成されているかを確認する。

（なお、指定仮設については発注者から提示された設計図書が現地条件と整合した設計条件で設計され、安全確保された設計図書になっているかを確認する）

#### (2) 仮設工の施工中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

#### (3) 仮設工の施工完了段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

#### (4) 仮設工の撤去中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

### 第46条 特定調達品目の調達実績の調査

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和8年度以降に及ぶ

ものは、監督職員の指示する日まで)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

#### 第47条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

#### 第48条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

#### 第49条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

#### 第50条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書 1-1-1-36 交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- (1) 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- (2) 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと。）
- (3) 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-39 官公庁等への手続等第3項に基づき監督職員へ提示するものとする。

## 第51条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

## 第52条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
  - (1) 仮設備関係  
緑化・花壇の設置を実施するものとする。
  - (2) 営繕関係  
現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）及び現場休憩所の快適化を実施するものとする。
  - (3) 安全関係  
盗難防止対策（警報機等）を実施するものとする。
  - (4) 地域連携  
工事工程表の掲示を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

## 第53条 工期

1. 工期は、雨天、休日等75日を見込み、工事の始期から229日間とする。  
（但し、令和8年3月16日（工事着手期限）までに工事を開始すること）  
※ 契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。  
また、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から229日間で工事を完了させること。  
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	40日間
② 後片付け期間	20日間
③ 雨休率(猛暑日補正あり) (実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数)	0.79

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日： 24日間

- 過去5か年（2020年～2024年）の気象庁（さいたま観測所）及環境省（さいたま地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）
2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
  3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
  4. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

#### 第54条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

#### 第55条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

#### 第56条 週休二日の対応（完全週休2日（土日）（受注者希望方式））

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成

するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

## 2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

### 1) 週休2日

#### ①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

#### ②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

### 2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

### 3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

## 3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

## 4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載し

ておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。  
完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。  
また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

#### 第57条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。  
著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。  
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。  
なお、本工事の降雨降雪日は、さいたま観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

#### 第58条 個人情報の取扱いについて

1. 基本的事項  
受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
2. 秘密の保持  
受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
3. 取得の制限  
受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

#### 4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

#### 5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### 6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

#### 7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 8. 資料等の返却等

1) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙-2）を発注者に提出しなければならない。

2) 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

#### 9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

#### 10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

#### 11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### 第59条 施工時期及び施工時間の変更

#### 1. 作業区分

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工事	8:00~17:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

## 2. 関係機関との協議

本工事は、下記に示す内容等について関係機関と完了・協議中であり、詳細については監督職員と協議するものとする。

協議内容	協議機関	協議箇所	協議成立見込み時期
通行止め協議	春日部市	路体（築堤）盛土 （交差市道）	令和8年1月末予定

## 第60条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期
R7国道4号東埼玉道路 中川連絡線橋下部その6工事	埼玉県春日部市 赤沼地先	令和7年9月12日 ～令和9年7月20日

## 第61条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

### 2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

### 3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術  
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

## 第62条 新技術等の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第61条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第61条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

## 第63条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

### 1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

### 2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

### 3. 実施内容

#### （1）段階確認・材料確認、立会での確認

- ①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理同様とする。）

## (2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

## (3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams、zoom等）」等、何れのシステムを利用してもよい。

## (4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

## (5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

## (6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は、基本的にはリースとし、その賃料を計上するが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合には、その購入費に機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

## (7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

## 第64条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

### 1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

### 2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査にお

ける、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

### 3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

### 4. 実施内容

#### （1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

#### （2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

#### （3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

#### （4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

#### （5）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

#### （6）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

## 第 65 条 契約後 V E 方式

### 1. 定義

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

## 2. V E 提案の意義及び範囲

(1) 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

(2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

② 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

## 3. V E 提案書の提出

(1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④ 発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤ 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥ その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(3) 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

(4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

## 4. V E 提案の審査

提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

## 5. V E 提案の採否等

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

## 6. V E 提案を採用した場合の設計変更等

(1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

(2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

(3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

(4) V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案 対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

## 7. V E 提案の活用と保護

評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

#### 8. 責任の所在

発注者がV E提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

### 第66条 生産性向上チャレンジ工事

#### 1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

#### 2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができる。

本取り組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第61条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

#### 3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認出来た場合は加点を行うこととする。

#### 4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

### 第67条 出来高部分払方式

本工事は部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省 HP [https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000052.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html) 参照]に基づき行うものとする。

### 第68条 低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時のCO2排出量（コンクリートの材料のCO2排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

#### ①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が55%以上のもの又はこれと同等以上のCO2排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
- ・低炭素型コンクリート製品の見積書

・低炭素型コンクリート製品による CO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が 55% 以上であること又は同等以上の CO2 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

② 試行工事の実施に要する費用

該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③ 試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

## 第 69 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を株式会社緑エンジニアリングに委託している。

## 第 70 条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント株式会社に委託している。

また、本工事は、施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

## 第 71 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号 最終改正令和 6 年 12 月 13 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第 1 回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入している WEB 会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等において WEB 会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

## 第 72 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式-12 によるものとする。

### 第73条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。  
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。  
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。  
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバーへのオンラインによる納品を原則とする。  
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

### 第74条 技術検査

1. 本工事は中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

### 第75条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 検査書類限定型工事とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

① 施工計画書	⑥ 出来形管理図表
② 施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)	⑦ 品質管理図表
③ 工事打合せ簿(協議)	⑧ 品質規格証明資料
④ 工事打合せ簿(提出)	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿(承諾)	⑩ 工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
  - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

### 第76条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出す

る際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

## 第 2 章 土 工

### 第 77 条 建設発生土（仮置土）の利用

1. 本工事の路体（築堤）盛土においては、下記箇所における発生土・仮置土を運搬し、利用するものとする。

採取箇所 【発生土・仮置土】	運搬先	運搬距離
埼玉県北葛飾郡 松伏町魚沼地先 【魚沼ストックヤード】	埼玉県春日部市赤崎地先 【現場内】	2.0km以下
埼玉県春日部市 赤崎地先 【赤崎ストックヤード】	埼玉県春日部市赤崎地先 【現場内】	1.0km以下
埼玉県北葛飾郡 松伏町大川戸地先 【大川戸ストックヤード】	埼玉県春日部市赤崎地先 【現場内】	4.0km以下

2. 運搬土の条件は次のとおりとする。

1) 運搬土の種類

第 3 種建設発生土

2) 運搬時間

8 時 0 0 分～17 時 0 0 分（但し、12 時 0 0 分～13 時 0 0 分は不可とする）

3) 搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

4) 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

### 第 78 条 表土剥ぎ

盛土箇所（掘削箇所）における 20cm 以上の表土の剥ぎ取りについては当初見込んでいない。詳細については監督職員と協議することとする。

### 第 79 条 掘削工

掘削により発生した土砂は、路体（築堤）盛土に流用するものとする。

### 第 80 条 作業土工

構造物の床掘りにより発生した土砂は埋戻しに利用し、残土は路体（築堤）盛土に流用するものとする。

## 第3章 無筋・鉄筋コンクリート

### 第81条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートはレディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	水セメント比	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	セメントの種類
重力式擁壁 現場打集水柵	25(20)	8	60%以下	18	高炉セメント B種
基礎コンクリート	25(20)	8	—	18	

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は、「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。

### 第82条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管（函）渠等（Φ600未満、600mm×600mm未満）の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

### 第83条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は、1：3とする。

### 第84条 組立て

配筋・組立において、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

### 第85条 型枠穴孔の補修

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。

また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。

型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

## 第4章 材 料

### 第86条 サンドマット工

サンドマットに使用する砂はJIS A 1204(土の粒度試験方法)によるふるい分の0.075 通過量が3%以下のものでなければならない。

#### 第87条 目地板

伸縮目地材は、瀝青質目地板とし厚さは10mmとする

## 第5章 一般施工

#### 第88条 動態観測

路体盛土（プレロード盛土）の施工後、変位杭及び沈下板を設置するものとする。

なお、変位杭及び沈下板の設置費用については当初見込んでいないが、詳細は監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

#### 第89条 路床

路体盛土（プレロード盛土）の余盛土を掘削後、路床について必要強度を満足しない場合は、路床改良を行うものとする。

なお、強度試験及び路床改良費用は当初見込んでいないが、詳細は監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

#### 第90条 地盤改良工

重力式擁壁部の地盤改良については、現場にて強度試験を実施し、必要強度を満足しない場合は、地盤改良を行うものとする。

なお、強度試験及び地盤改良費用は当初見込んでいないが、詳細は監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

#### 第91条 水抜きパイプ

本工事で設置する水抜きパイプは、2m<sup>2</sup>に1箇所程度設置するものとし、その設置位置については、監督職員の承諾を得るものとする。

#### 第92条 工事用道路工

搬入路は現道及び既設工事用道路とする。なお、詳細については監督職員と別途協議するものとする。また搬入路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議のうえ補修するものとし設計変更の対象とする。

#### 第93条 産業廃棄物

廃プラスチック類の処分は当初、下記の条件にて運搬・処分を見込んでいる。

運搬車・運搬距離：4tコンテナ車(6m<sup>3</sup>~8m<sup>3</sup>)、片道距離概ね25km

運搬費：30,000円/回

処分費：27,000円/m<sup>3</sup>

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、詳細については監督職員と協議することとする。

## 第 6 章 その他

### 第 9 4 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

### 第 9 5 条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

#### 1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付 属 物 お よ び 付 属 施 設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I . T . V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
	構造物	D010		橋梁	E150
D020		橋側歩道橋		E160	落石防止施設
D030		横断歩道橋		E170	消雪パイプ
D040		トンネル		E180	ロードヒーティング
D050		洞門		E190	除雪ステーション
D060		スノーシェッド		E200	防災備蓄
D070		地下横断歩道		E210	共同溝
D080		道路BOX等		E220	C A B 電線共同溝
D090		横断BOX等		E230	植栽
D100		パイプカルバート		E240	遮音施設
D120		擁壁		E250	遮光フェンス
D130		スノーシェルター	E270	流雪溝	
		E010	防護柵	E310	防雪林
	E020	道路照明	E320	路側放送	
	E030	視線誘導標（反射式）	E330	光ケーブル施設	
	E040	視線誘導標（自光式）	E340	道路反射鏡	
	E050	道路標識	E350	ビーコン	

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
  - ①道路施設台帳作成総括表
  - ②道路施設基本データ総括表
  - ③道路施設基本データ一覧表
  - ④道路施設台帳チェックシート
  - ⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」による                      チェック結果

⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果

⑦工事数量総括表

#### 第96条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

#### 第97条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、道路区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

## 明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。</li> <li>□ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。</li> <li>□ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。</li> <li>□ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。</li> <li>■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。</li> <li>□ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。</li> <li>■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第60条</li> <li>・第53条</li> <li>・第53条</li> </ul>
用地関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。</li> <li>□ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。</li> <li>□ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。</li> <li>□ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。</li> </ul>	
公害関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。</li> <li>□ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。</li> <li>□ 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。</li> <li>■ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第47条</li> <li>・第48条</li> <li>・第44条</li> </ul>
安全対策関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。</li> <li>□ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。</li> <li>□ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。</li> <li>■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。</li> <li>□ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第40条</li> <li>・第43条</li> </ul>
工事用道路関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般道路を搬入路として使用する場合</li> <li>□ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。</li> <li>■ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。</li> <li>仮道路を設置する場合。</li> <li>□ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。</li> <li>□ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。</li> <li>□ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第92条</li> </ul>
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。</li> <li>□ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</li> <li>□ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。</li> </ul>	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 <input type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	
工事支障物件等	<input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 <input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 <input type="checkbox"/> 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	<input type="checkbox"/> 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 <input type="checkbox"/> 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 <input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 <input type="checkbox"/> 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 <input type="checkbox"/> 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 <input type="checkbox"/> 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	<p>・第59条</p>

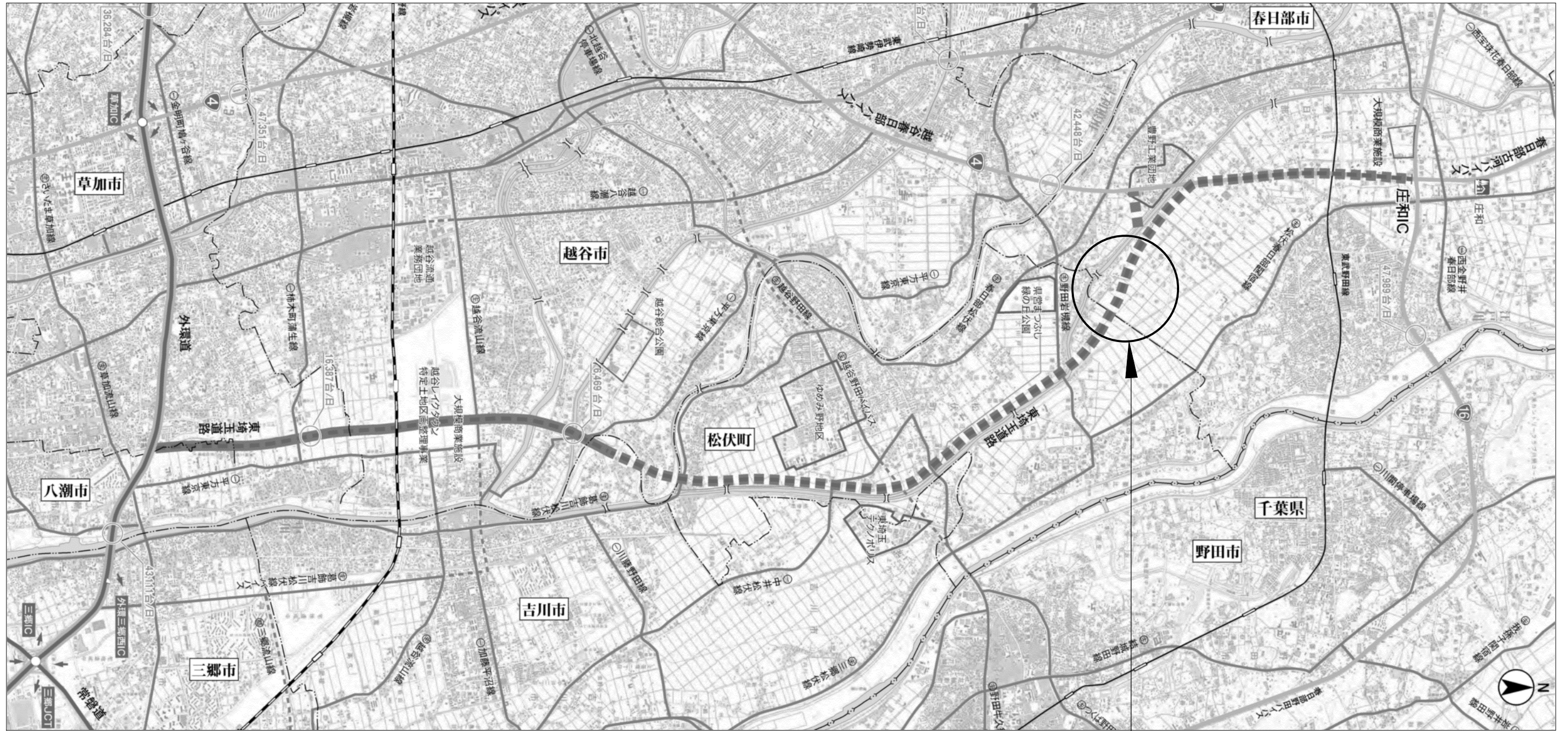
概略工事工程表

工事名: R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事

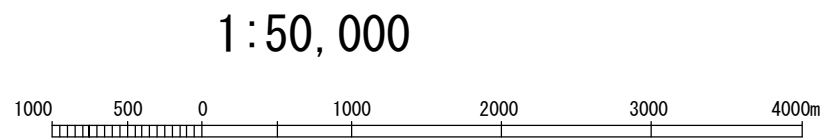
工種	単位	数量	令和7年度	令和8年度																						備考 (パーティ(pt)数等)
			10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	229	
準備工	式	1	■			■																			・40日間	
道路土工	式	1																							・3pt	
地盤改良工	式	1																							・1pt	
擁壁工	式	1																							・3pt	
排水構造物工	式	1																							・3pt	
構造物撤去工	式	1																							・1pt	
仮設工	式	1																							・3pt: 大型土のう撤去工・移設工 ・1pt: 工事用道路工、仮水路工	
後片付け工	式	1																							・20日間	
制約条件	夏季	—																							・8月中旬	
	関係機関協議	春日部市																							通行止め協議 令和8年1月末完了予定	
	工事関連	—	■			■			■																R7国道4号東埼玉道路 中川連絡線橋下部その6工事	
雨休率の適用	準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正あり)を適用																									

工期: 工事の始期から229日間(但し、令和8年3月16日(工事着手期限)までに工事を開始すること。)

# 位置図 S=1:50,000

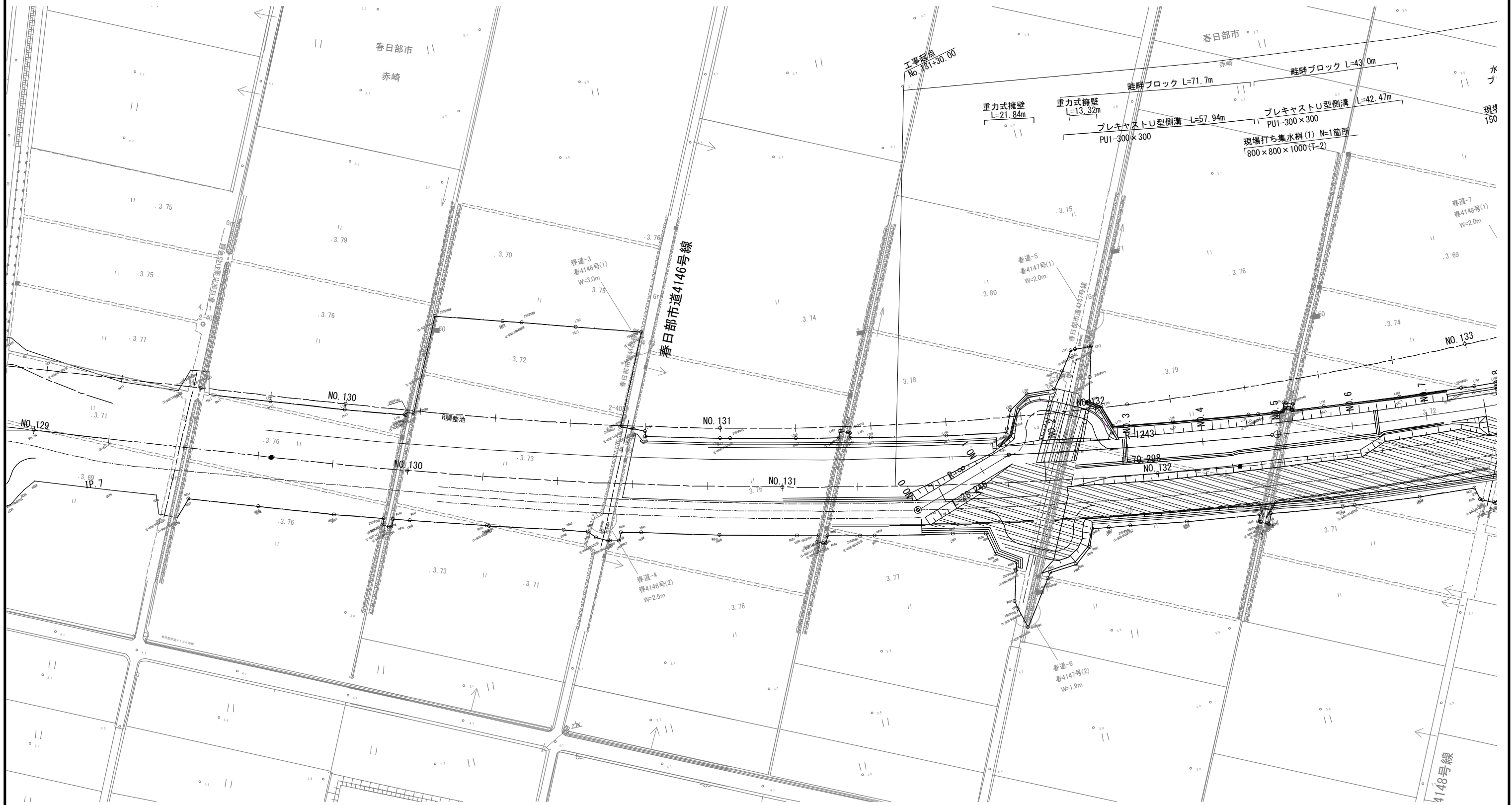



今回工事箇所  
埼玉県春日部市赤崎地先



工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	位置図		
縮尺	1:50,000	図面番号	1 / 60
作成年月日	令和 7 年 12 月 日		
会社名	セントラルコンサルタント 株式会社		
所長	副所長	課長	専門調査官 専門官 担当
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 平面図(1) 1:500

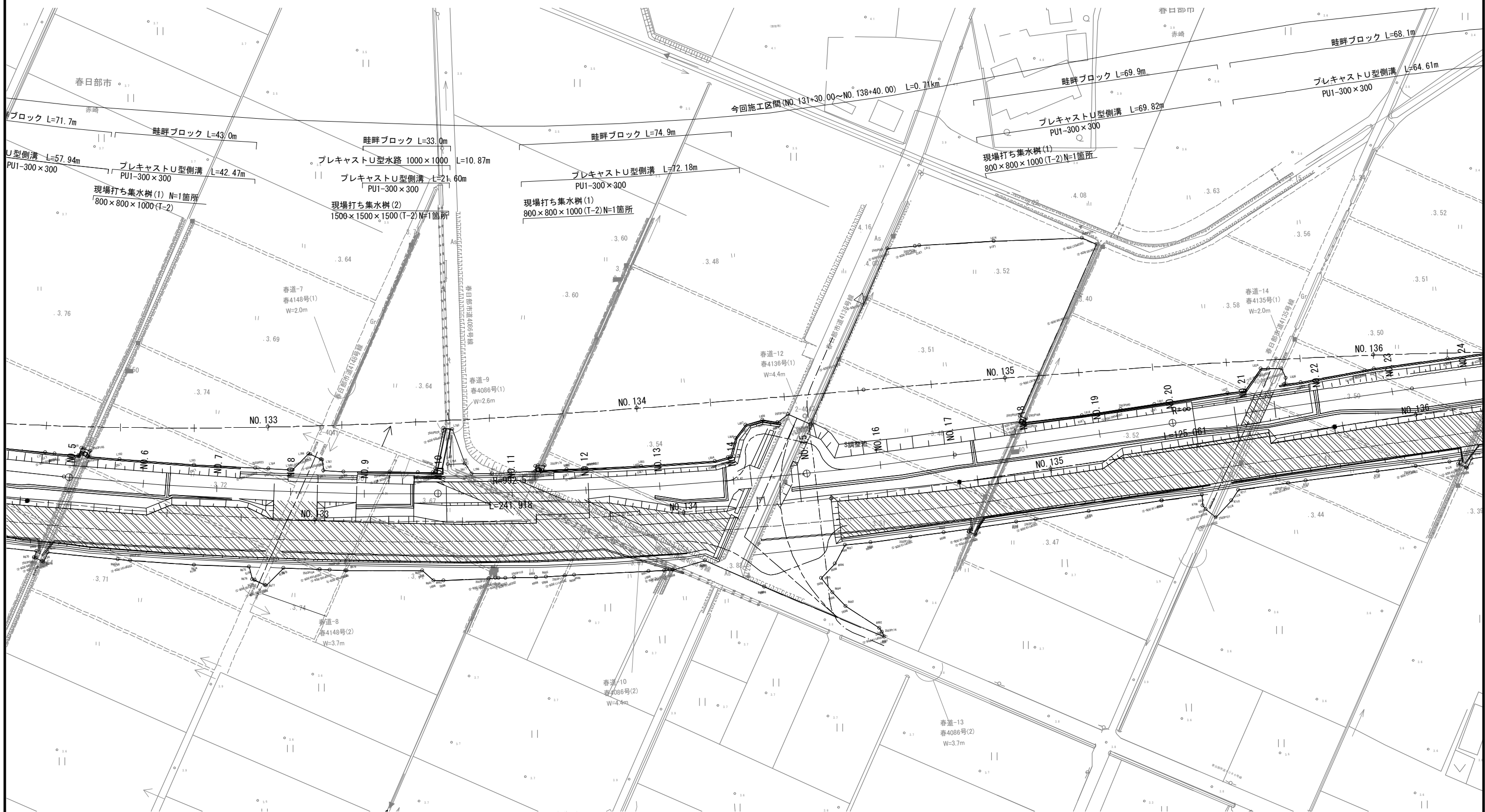



 : 路体盛土 (プレロード盛土)

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	平面図(1)		
縮尺	1:500	図面番号	2 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 平面図(2) 1:500

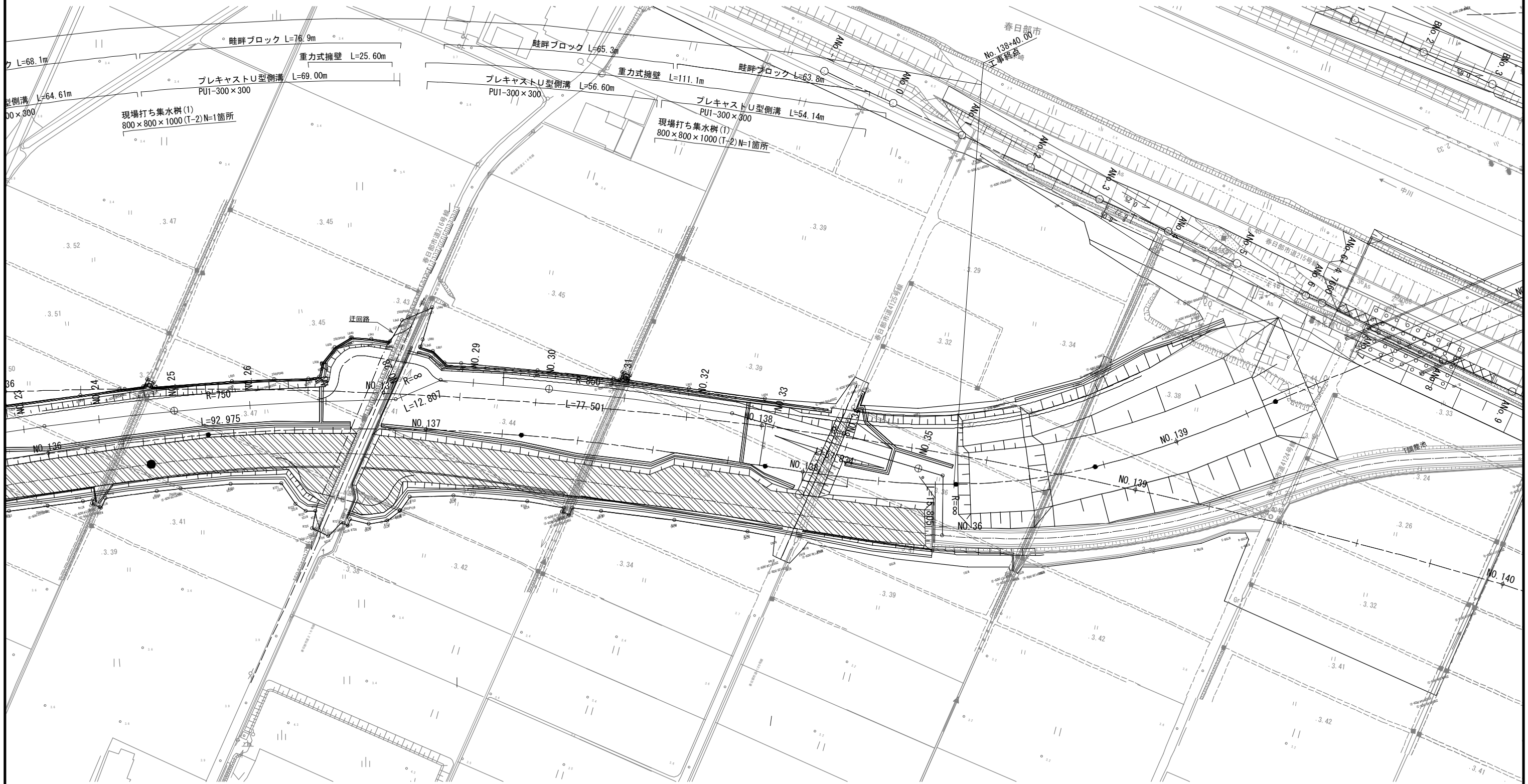



 : 路体盛土 (プレロード盛土)

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	平面図(2)		
縮尺	1:500	図面番号	3 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 平面図(3) 1:500



 : 路体盛土 (プレロード盛土)

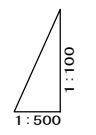
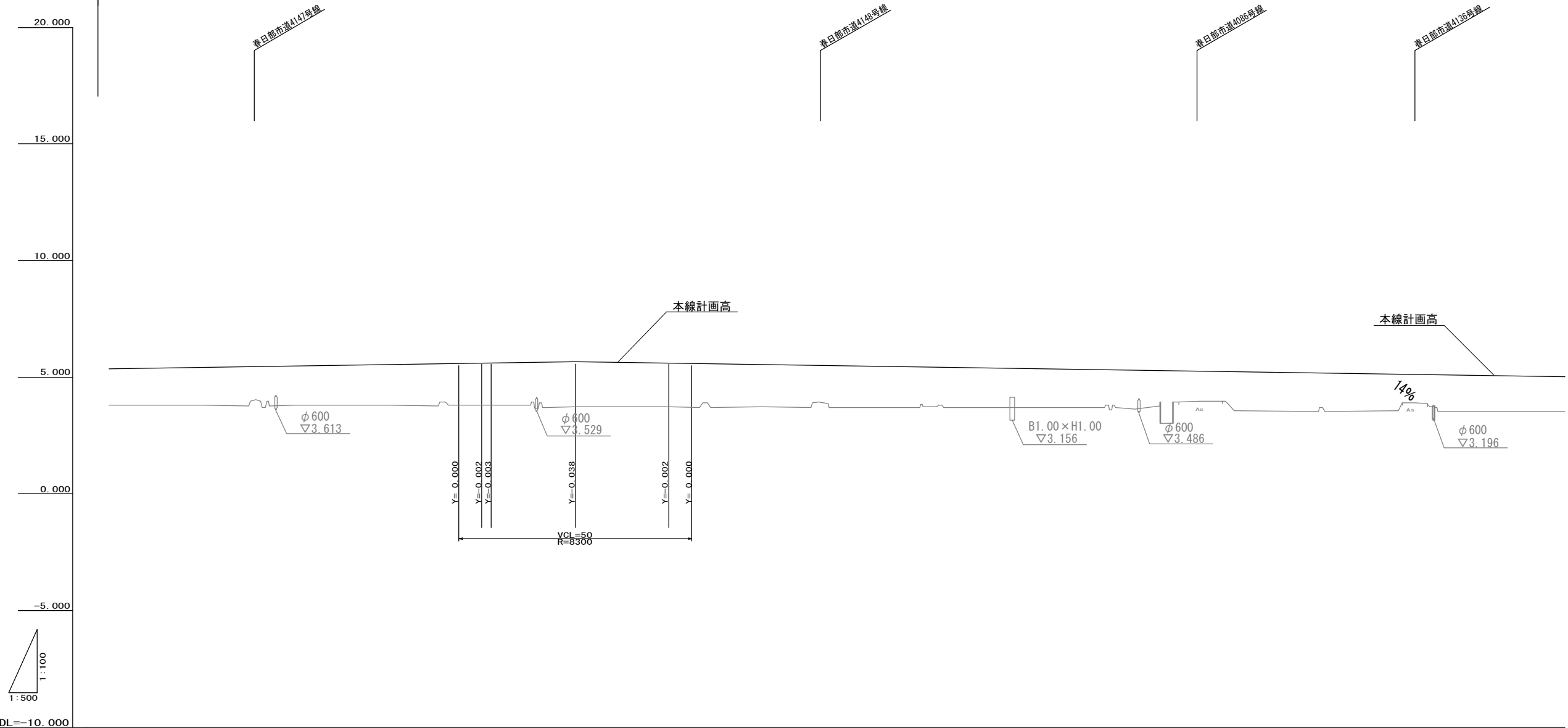
工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	平面図(3)		
縮尺	1:500	図面番号	4 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 縦断図(1) V=1:100 H=1:500

工事起点  
No. 131+30.00

今回施工区間 (NO. 131+30.00~NO. 138+40.00) L=0.71km



DL=-10.000

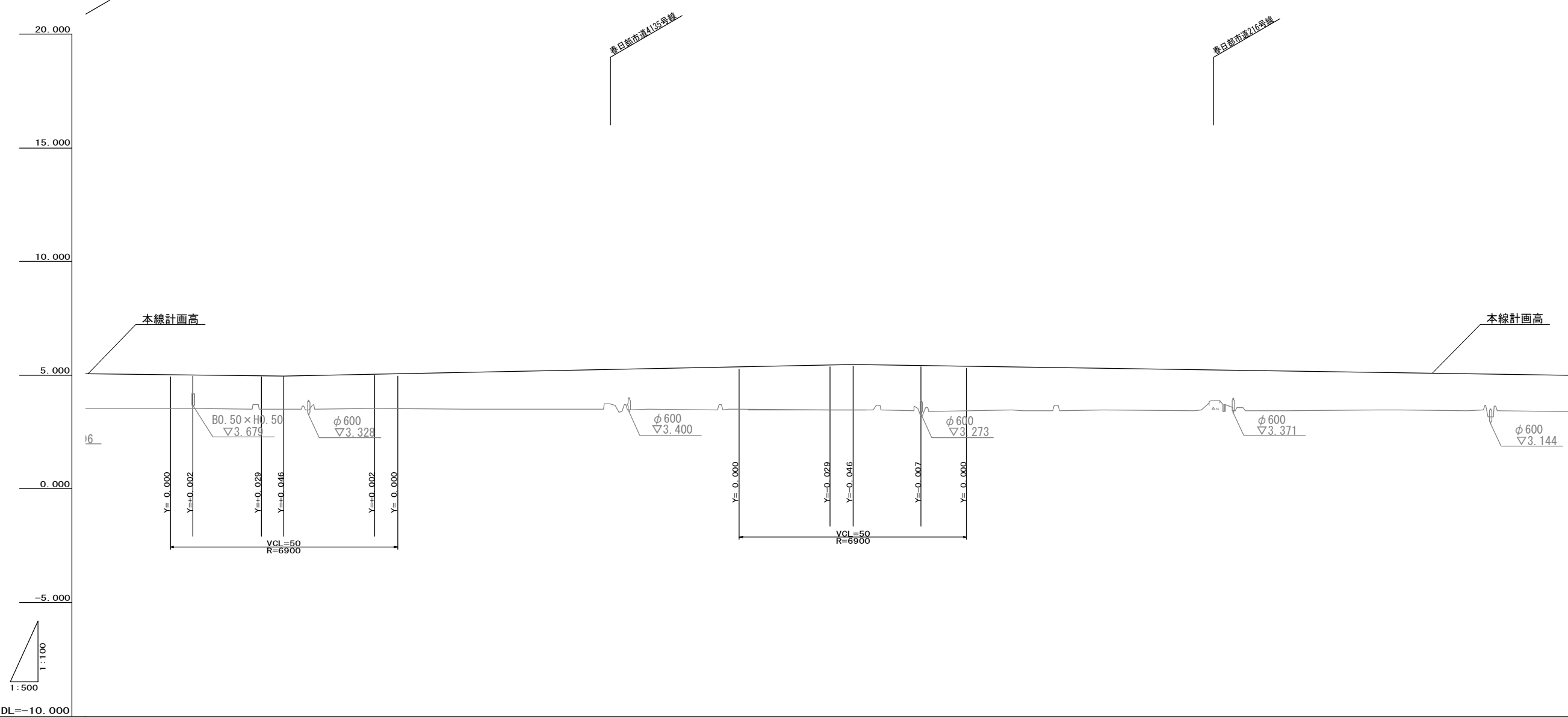
勾配																				
計画高	5.368	5.428	5.461	5.488	5.548	5.607	5.611	5.631	5.607	5.548	5.510	5.488	5.428	5.368	5.308	5.268	5.248	5.188	5.128	5.068
追加距離	0.000	20.000	11.100	8.900	20.000	20.000	1.989	18.011	20.000	20.000	12.590	7.410	20.000	20.000	20.000	13.240	6.760	20.000	20.000	20.000
単距離	0.000	20.000	11.100	8.900	20.000	20.000	1.989	18.011	20.000	20.000	12.590	7.410	20.000	20.000	20.000	13.240	6.760	20.000	20.000	20.000
測点	No. 131+40.000	+60.000	+71.100	+80.000	No. 132	+20.000	EBC 8-1	+40.000	+60.000	+80.000	+92.590	No. 133	+20.000	+40.000	+60.000	+73.240	+80.000	No. 134	+20.000	+40.000
曲線	1P 1 R=1250.000 TL=1853.201 CL= 258.477 SL=3488.365										1P 2 R=1000.000 TL=1482.561 CL= 253.006 SL=2788.292									
印																				
分																				

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	縦断図(1)		
縮尺	V=1:100 H=1:500	図面番号	5 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 縦断図(2) V=1:100 H=1:500

今回施工区間 (NO. 131+30.00~NO. 138+40.00) L=0.71km



DL = -10.000

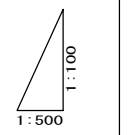
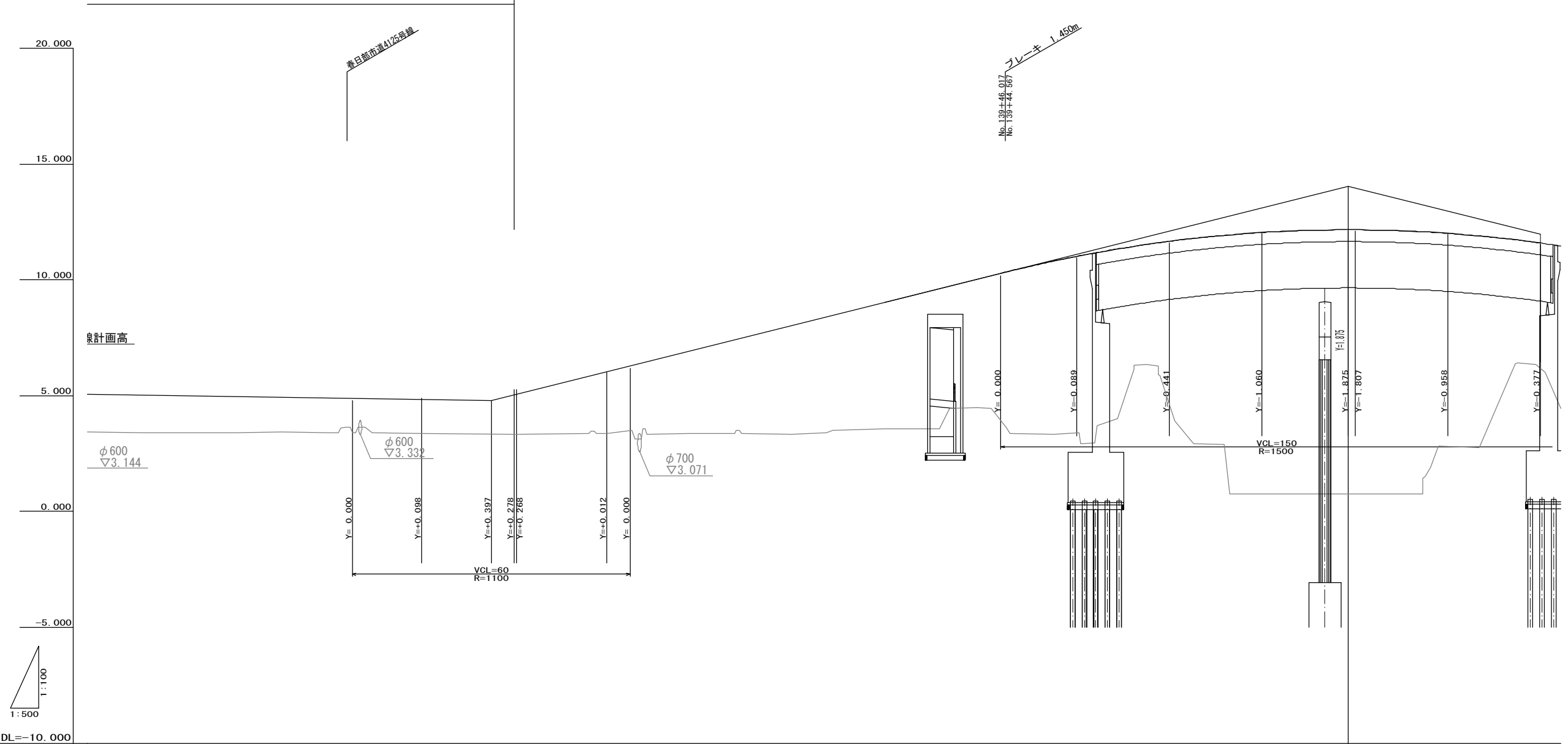
勾配																								
計画高	5.068	5.010	4.992	4.994	5.036	5.120	5.206	5.256	5.292	5.368	5.378	5.434	5.439	5.433	5.380	5.373	5.320	5.260	5.247	5.200	5.140	5.125	5.080	5.020
道路距離	13440.000	13460.000	13474.995	13480.000	13500.000	13520.000	13540.000	13551.730	13560.000	13577.685	13580.000	13600.000	13605.000	13620.000	13640.000	13642.465	13660.000	13680.000	13684.310	13700.000	13720.000	13725.067	13740.000	13760.000
崖距離	20.000	20.000	14.995	5.005	20.000	20.000	20.000	11.730	8.270	17.685	2.315	20.000	5.000	15.000	20.000	2.485	17.515	20.000	4.310	15.690	20.000	5.067	14.933	20.000
別点	+40.000	+60.000	EC 8-0	+80.000	No. 135	+20.000	+40.000	+51.730	+60.000	KA 9-1	+80.000	No. 136	+5.000	+20.000	KE 9-1	+40.000	+60.000	+80.000	+84.310	No. 137	+20.000	KE 9-2	+40.000	+60.000
曲線	Ls=102.690      Ls=64.800      Ls=64.800      Ls=180      Ls=180																							
断面																								

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	縦断図(2)		
縮尺	V=1:100 H=1:500	図面番号	6 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 縦断図(3) V=1:100 H=1:500

工事終点  
No. 138+40.00



DL=-10.000



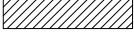
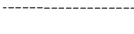
区間	起点	終点	距離	設計高	地高	勾配	半径
1	+60.000	+80.000	20.000	5.020	13760.000		A=180 L=64.800
2	+80.000	+90.000	10.000	4.960	13780.000		
3	+90.000	+100.000	10.000	4.931	13789.867		
4	+100.000	+110.000	10.000	4.900	13800.000		
5	+110.000	+120.000	10.000	4.888	13803.934		
6	+120.000	+130.000	10.000	4.938	13820.000		
7	+130.000	+140.000	10.000	5.192	13835.110		
8	+140.000	+150.000	10.000	5.318	13840.000		
9	+150.000	+160.000	10.000	5.352	13840.692		
10	+160.000	+170.000	10.000	6.051	13860.000		
11	+170.000	+180.000	10.000	6.917	13877.553		
12	+180.000	+190.000	10.000	7.039	13880.000		
13	+190.000	+200.000	10.000	8.039	13900.000		
14	+200.000	+210.000	10.000	9.039	13920.000		
15	+210.000	+220.000	10.000	9.448	13928.178		
16	+220.000	+230.000	10.000	10.040	13940.000		
17	+230.000	+240.000	10.000	11.023	13961.450		
18	+240.000	+250.000	10.000	11.671	13981.450		
19	+250.000	+260.000	10.000	12.052	14001.450		
20	+260.000	+270.000	10.000	12.169	14020.070		
21	+270.000	+280.000	10.000	12.197	14021.450		
22	+280.000	+290.000	10.000	12.016	14041.450		
23	+290.000	+300.000	10.000	11.597	14061.450		

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	縦断図(3)		
縮尺	V=1:100 H=1:500	図面番号	7 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

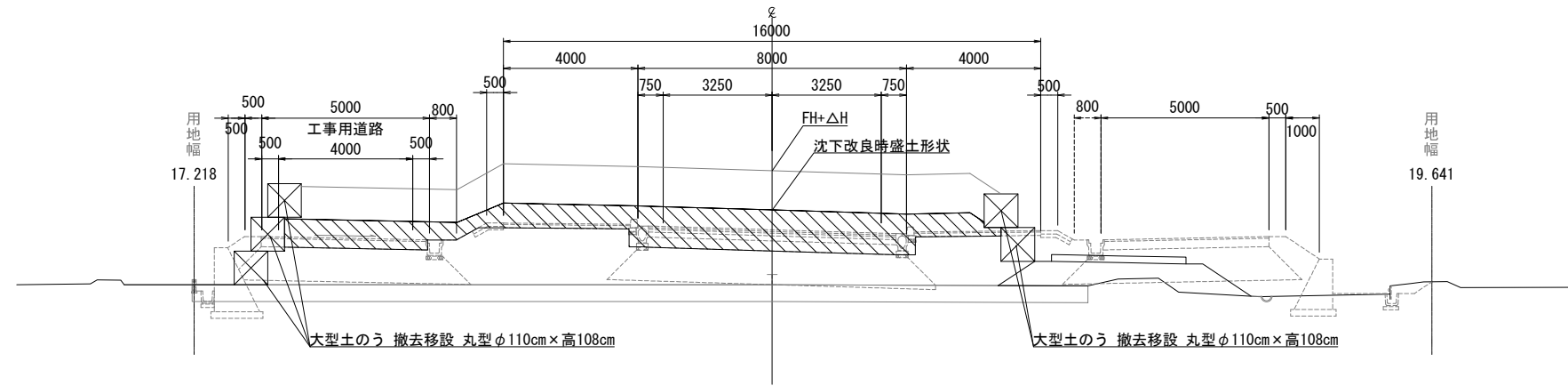
# 標準横断図 1:100

凡例

	切土
	路体盛土 (プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状

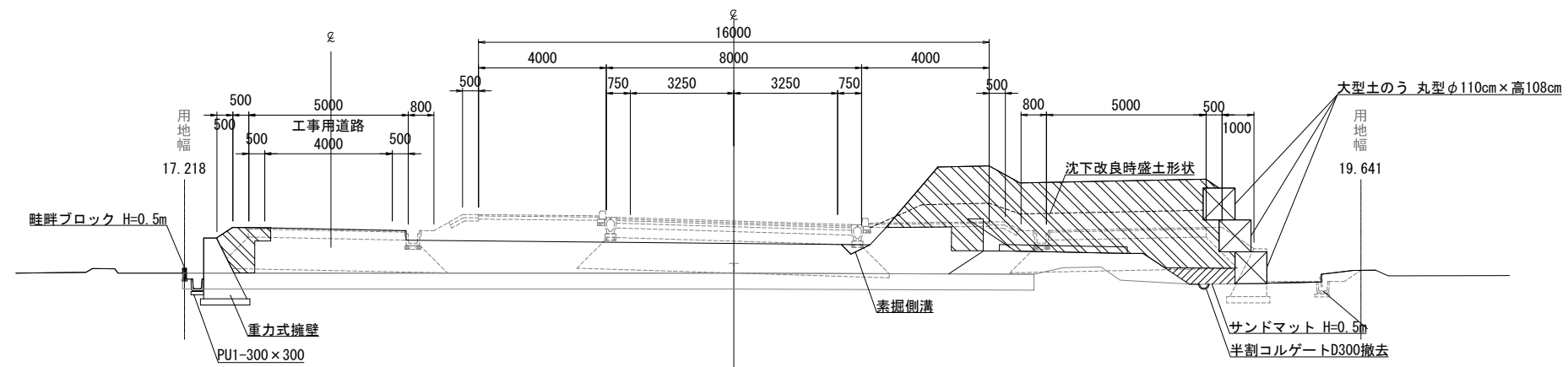
## 下り側(切土部)

NO. 137+40  
GH=3.450  
FH=5.080



## 上り側(盛土部)

NO. 137+40  
GH=3.450  
FH=5.080






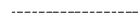
工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	標準横断図		
縮尺	1:100	図面番号	8 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

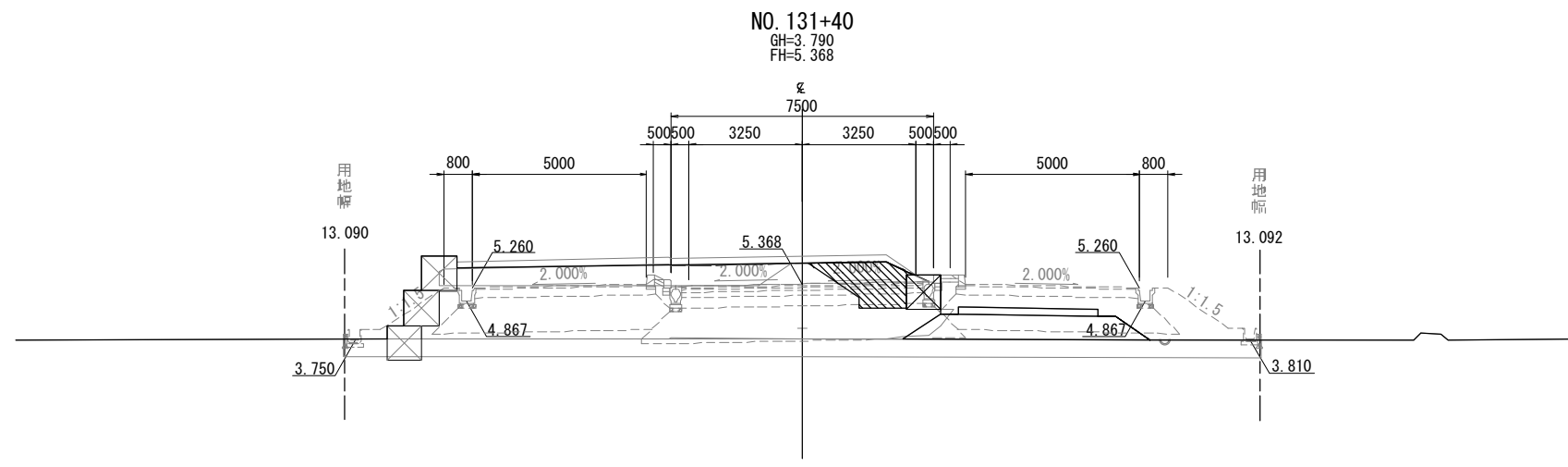
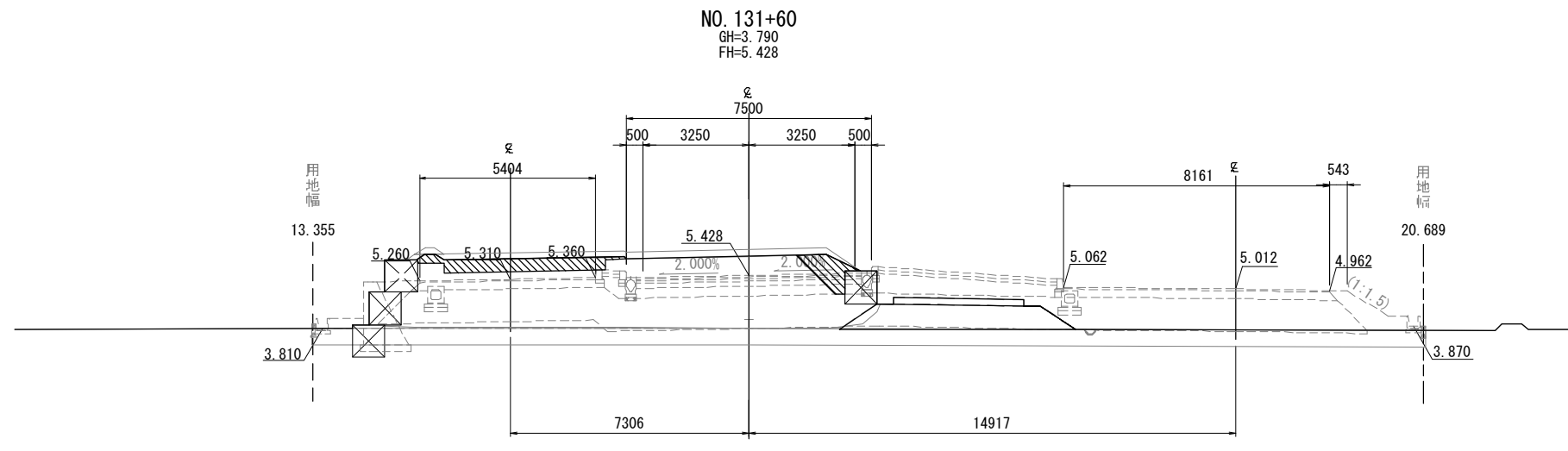
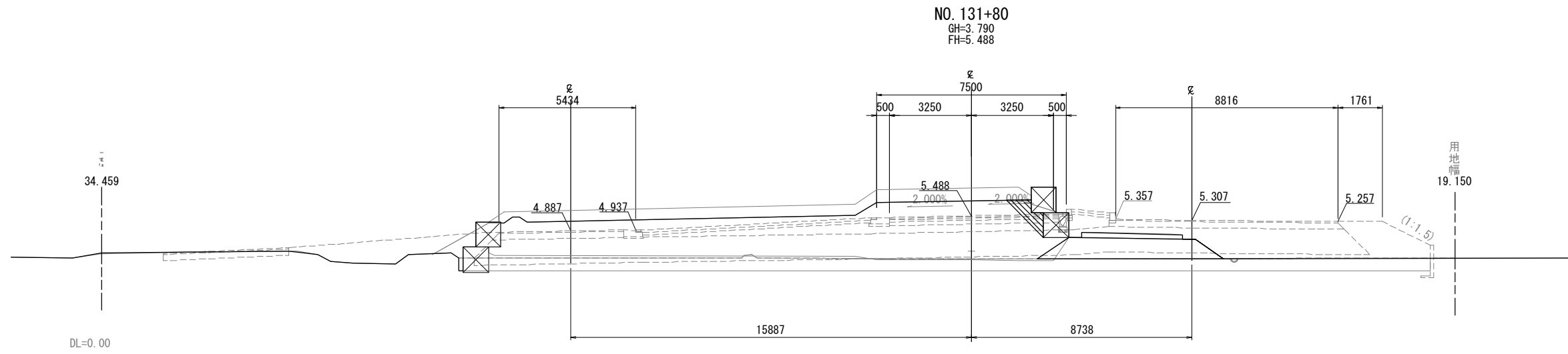
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 横断図(1) 1:100

## (下り線切土断面)

凡例

	切土
	路体盛土 (プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状




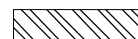
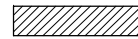

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(1) (下り線切土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	9 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 横断図(2) 1:100

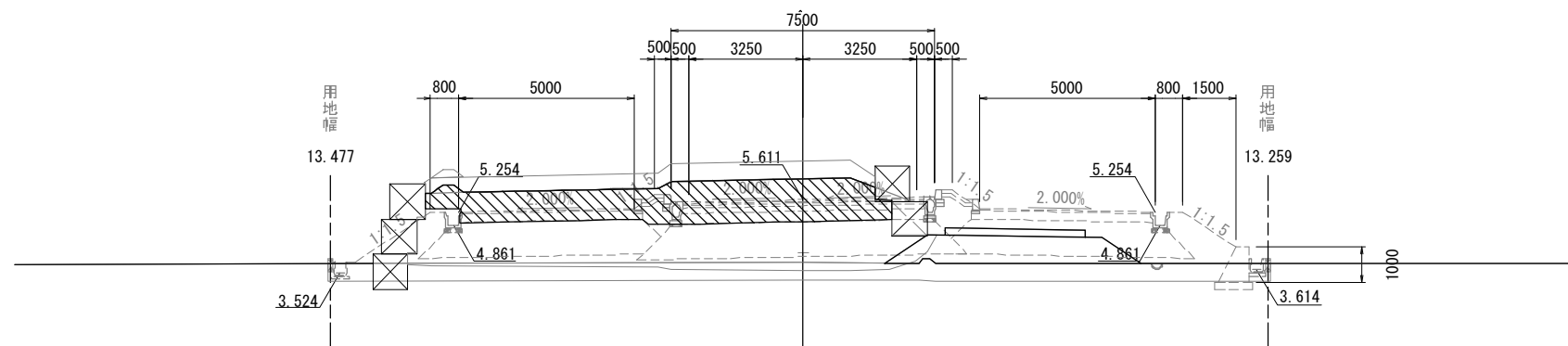
(下り線切土断面)

凡例

	切土
	路体盛土(プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状

EBC8-1 (NO. 132+21.942)

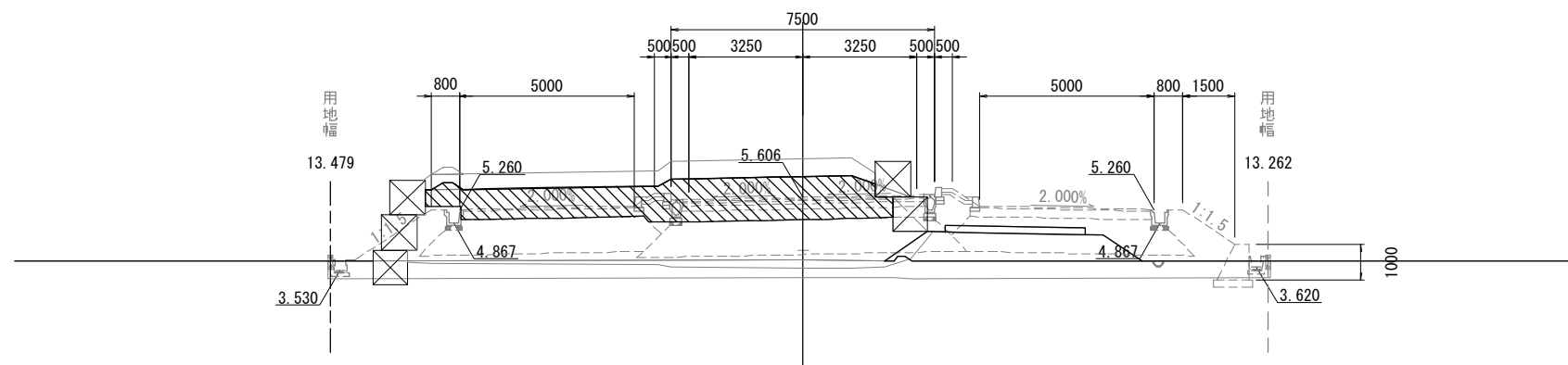
GH=3.810  
FH=5.611



DL=0.00

NO. 132+20

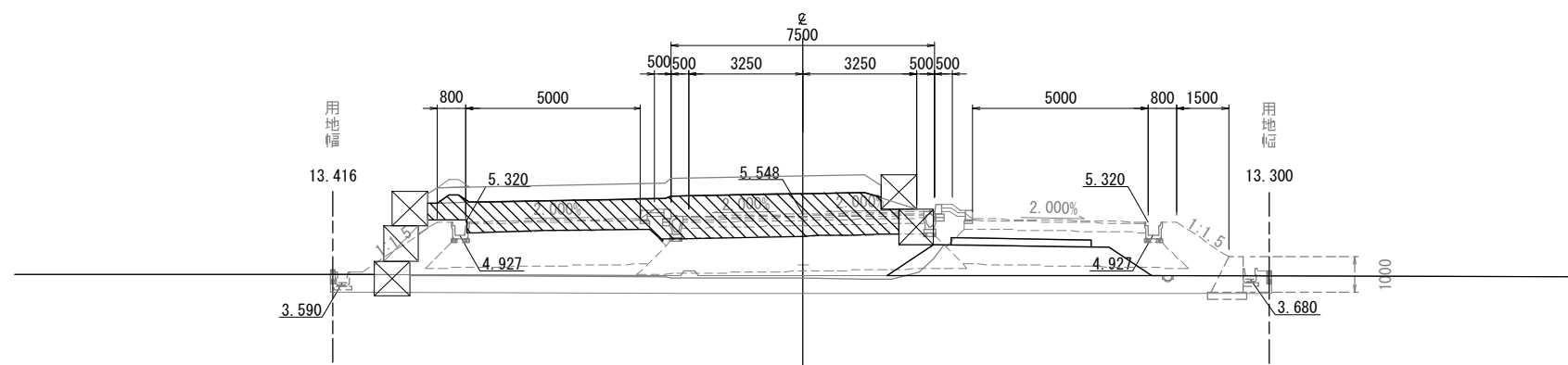
GH=3.810  
FH=5.606



DL=0.00

NO. 132

GH=3.790  
FH=5.548



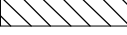


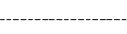
DL=0.00

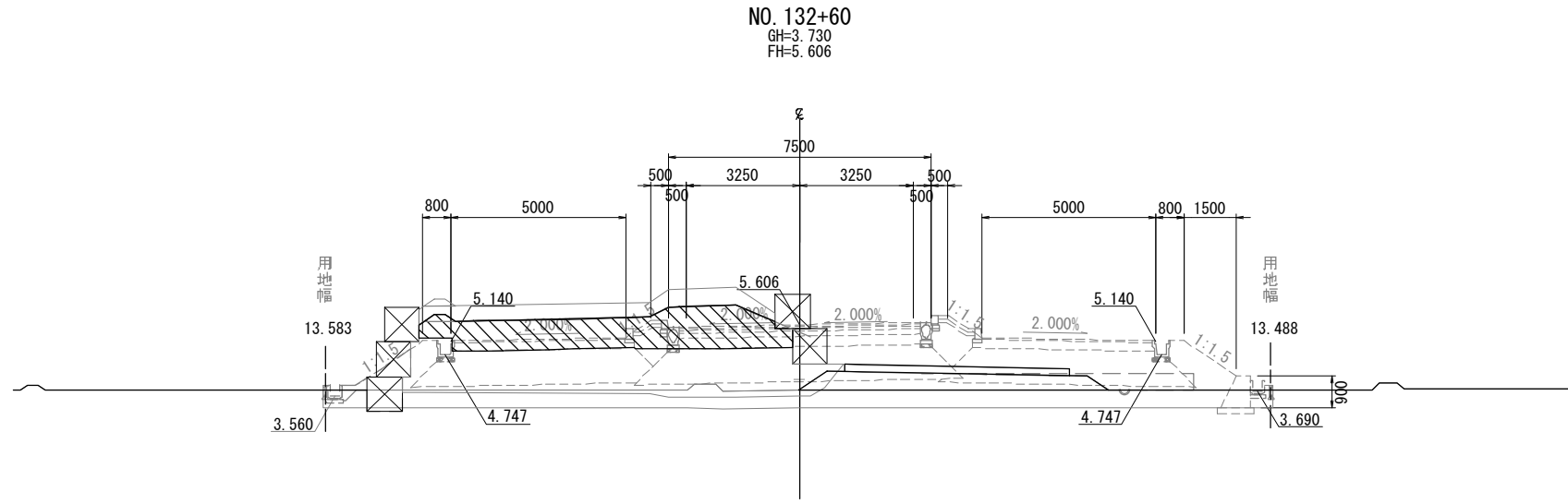
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(2)(下り線切土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	10 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

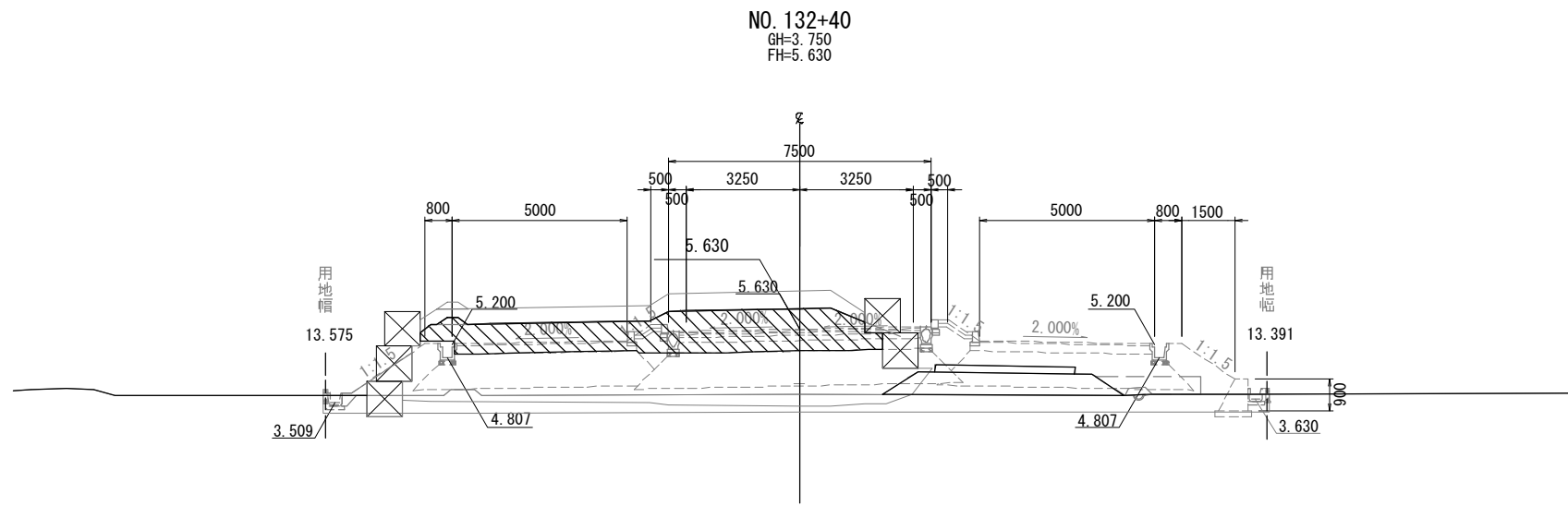
# 横断図 (3) 1:100 (下り線切土断面)

凡 例

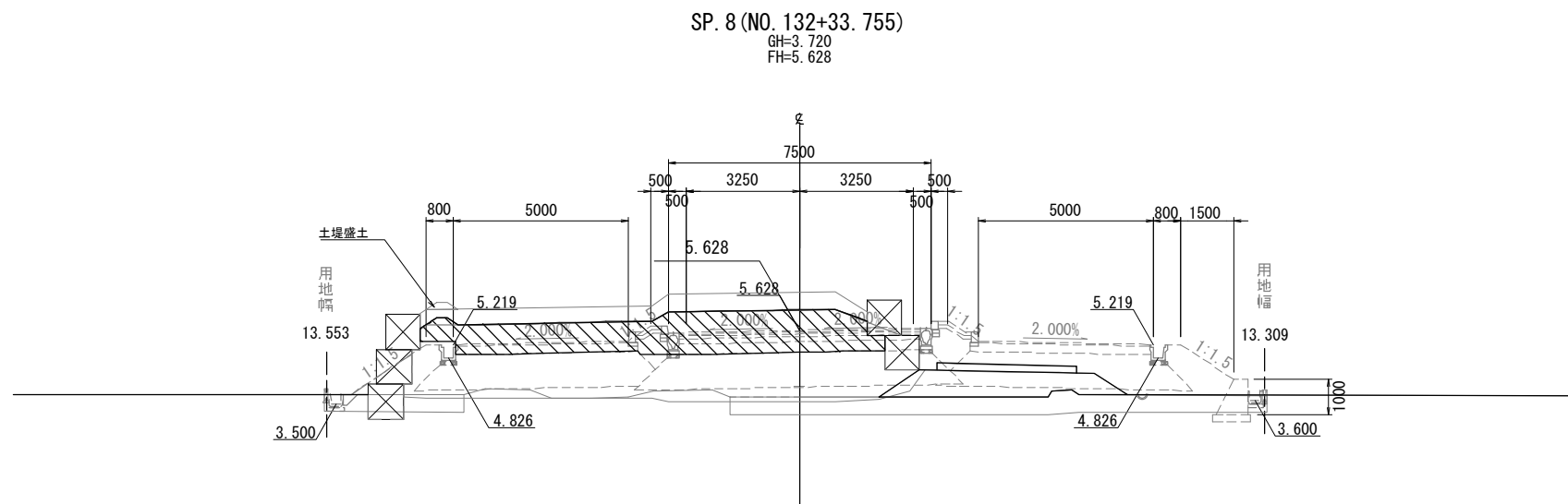
	切土
	路体盛土 (プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状



DL=0.00



DL=0.00



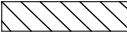
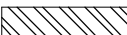


DL=0.00

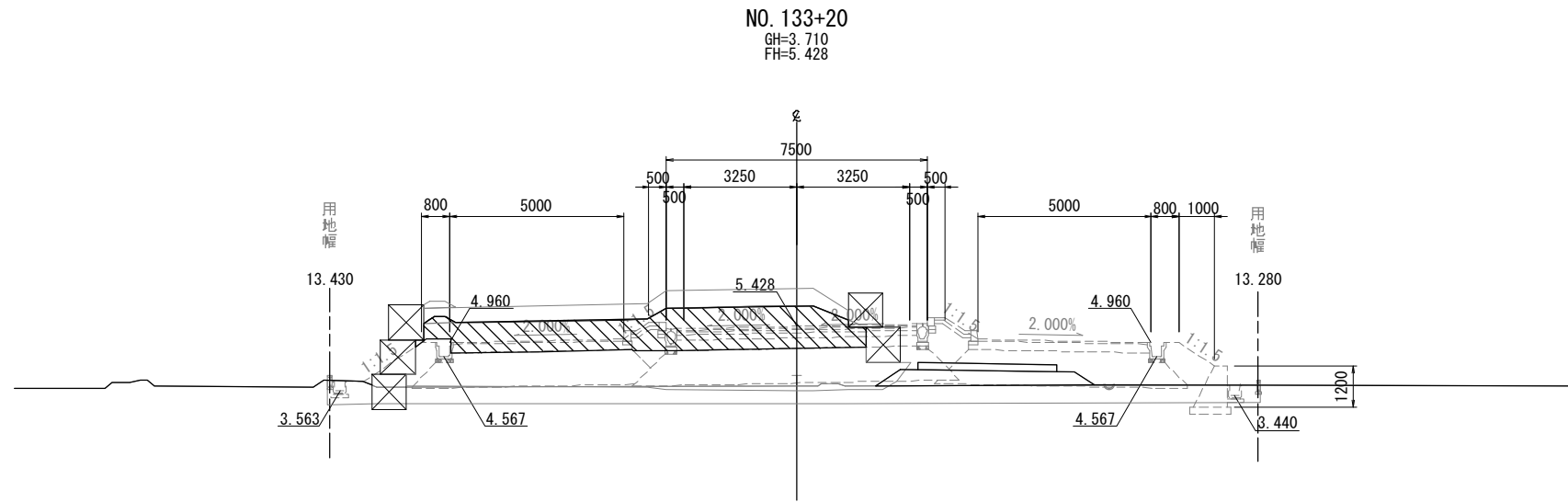
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(3)(下り線切土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	11 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

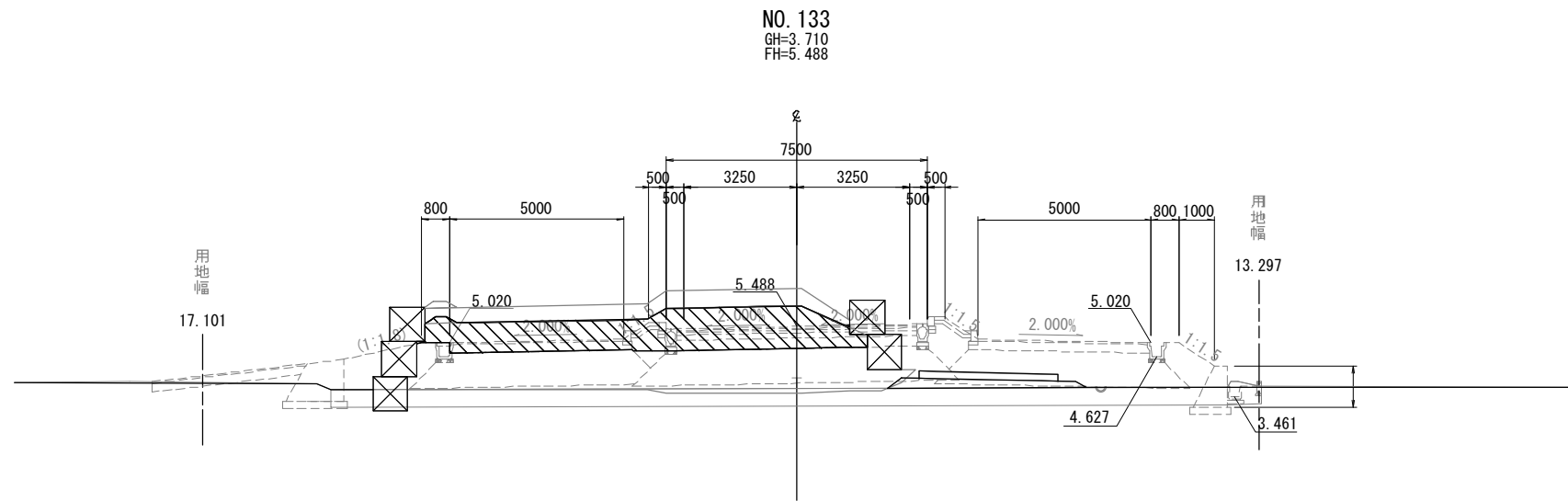
# 横断図(4) 1:100 (下り線切土断面)

凡例

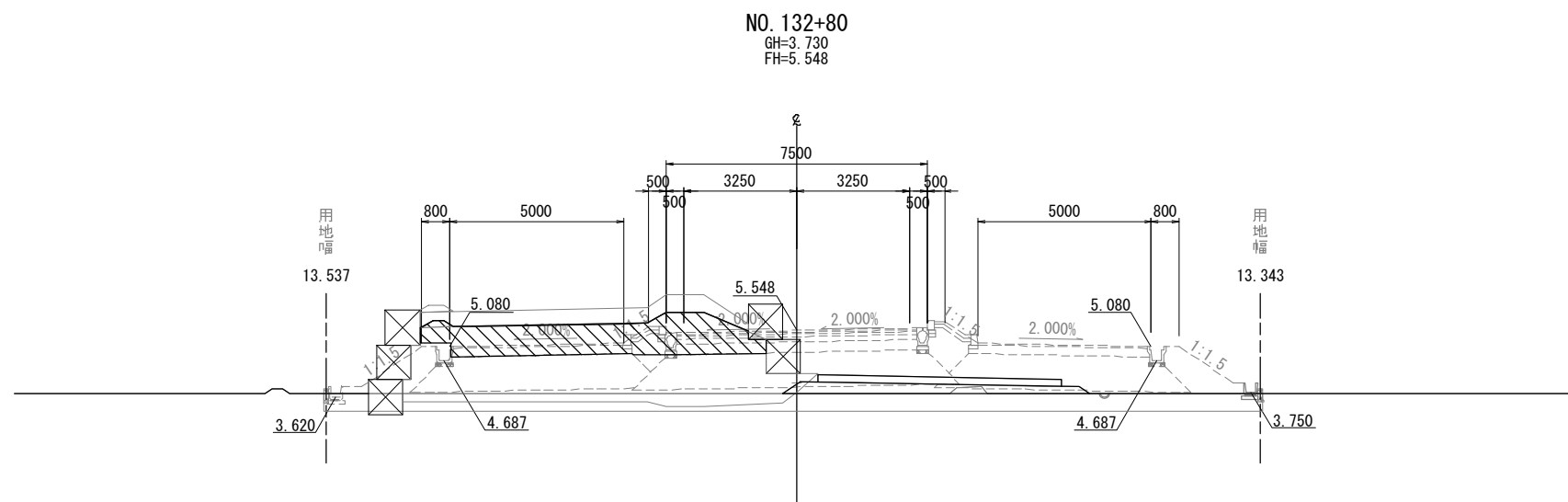
	切土
	路体盛土 (プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状



DL=0.00



DL=0.00



DL=0.00

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(4) (下り線切土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	12 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

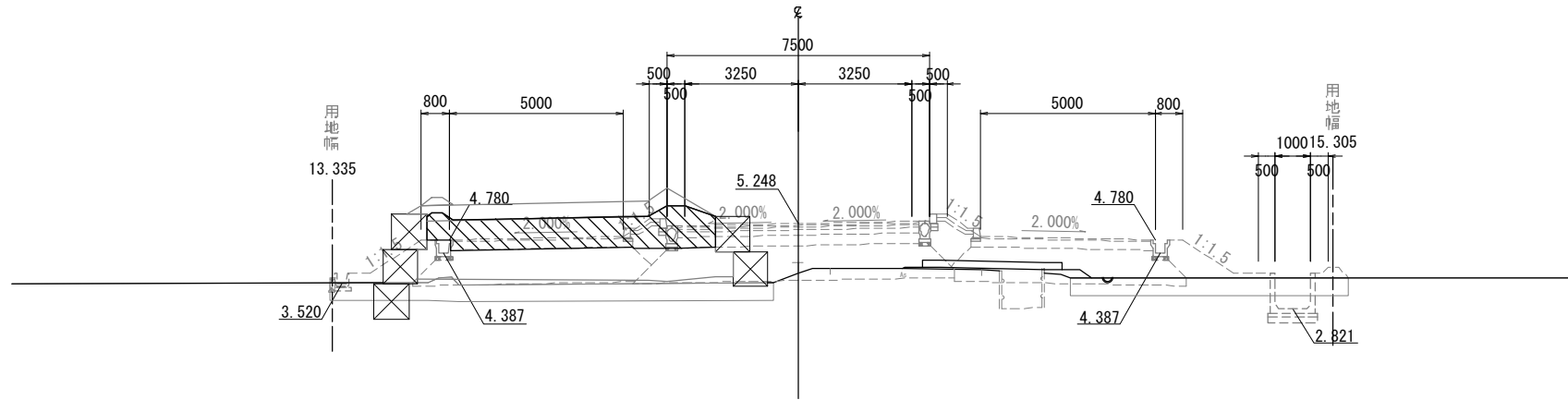
# 横断図(5) 1:100

(下り線切土断面)

凡例

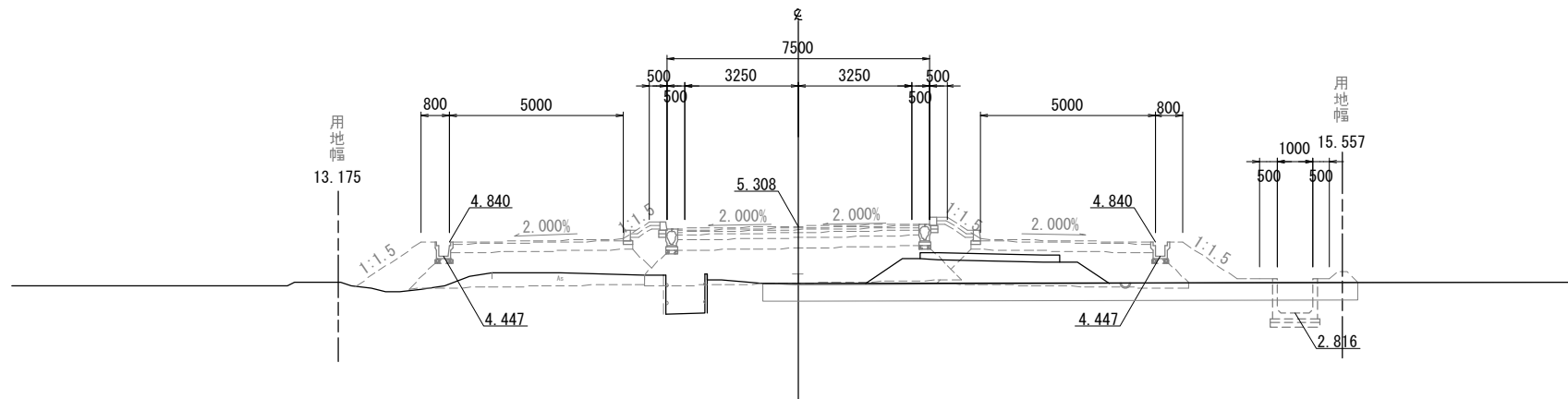
	切土
	路体盛土(プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状

NO. 133+80  
GH=3.840  
FH=5.248



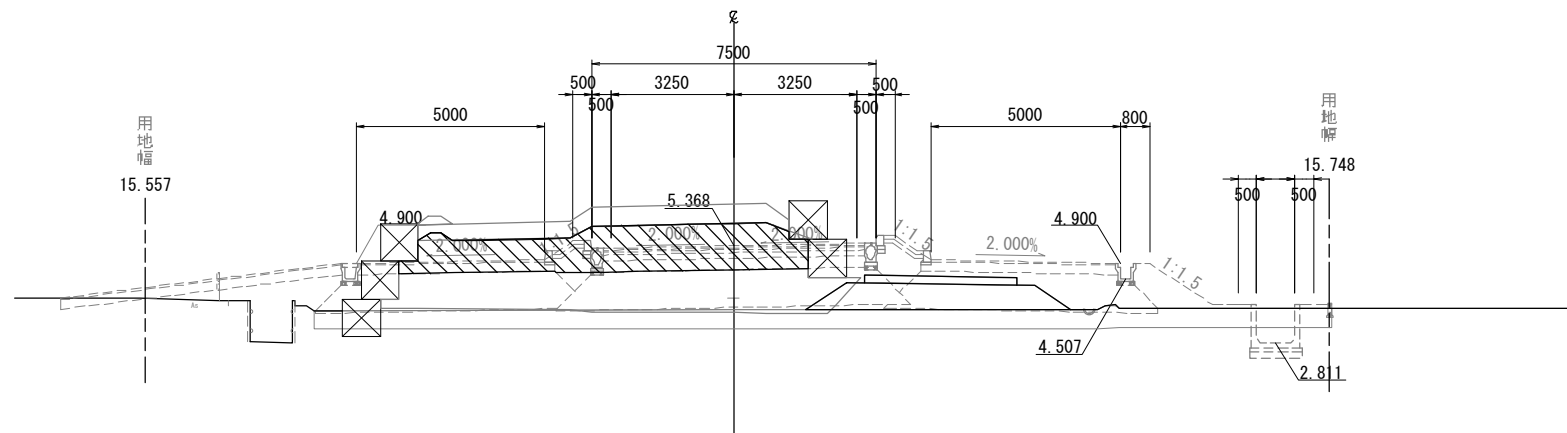
DL=0.00

NO. 133+60  
GH=3.650  
FH=5.308



DL=0.00

NO. 133+40  
GH=3.690  
FH=5.368



DL=0.00

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

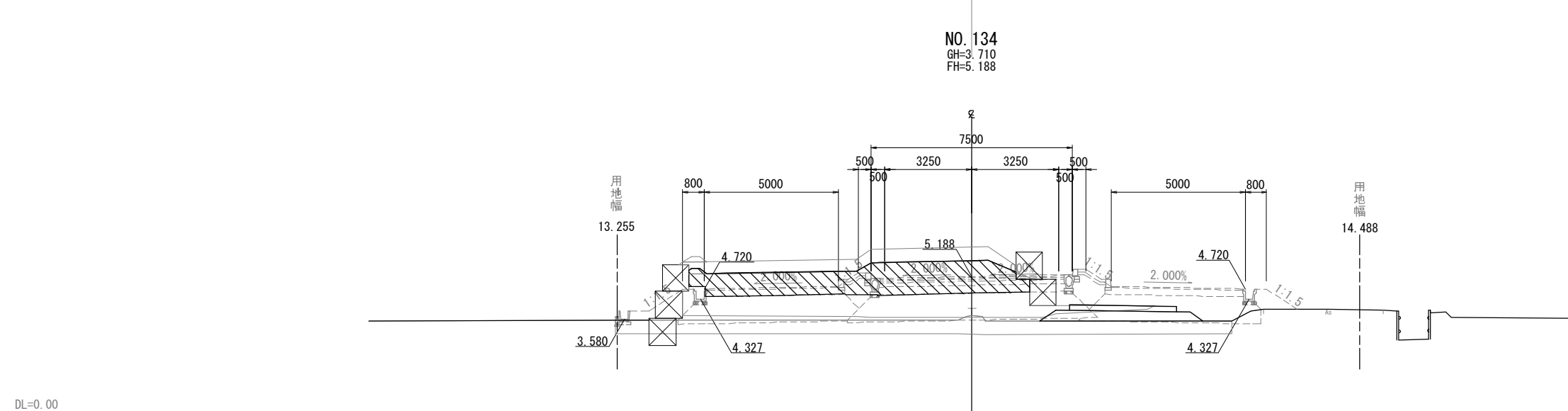
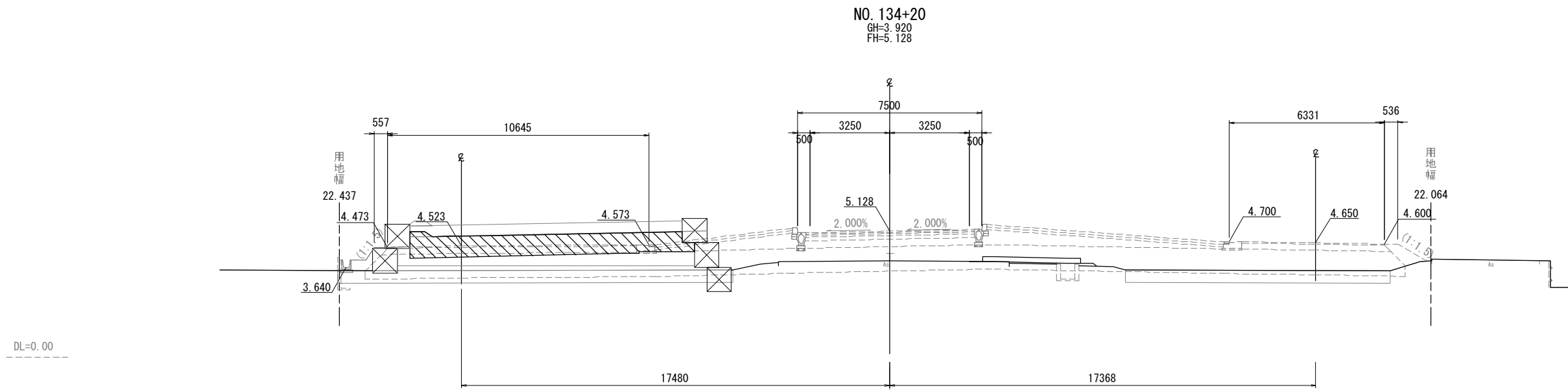
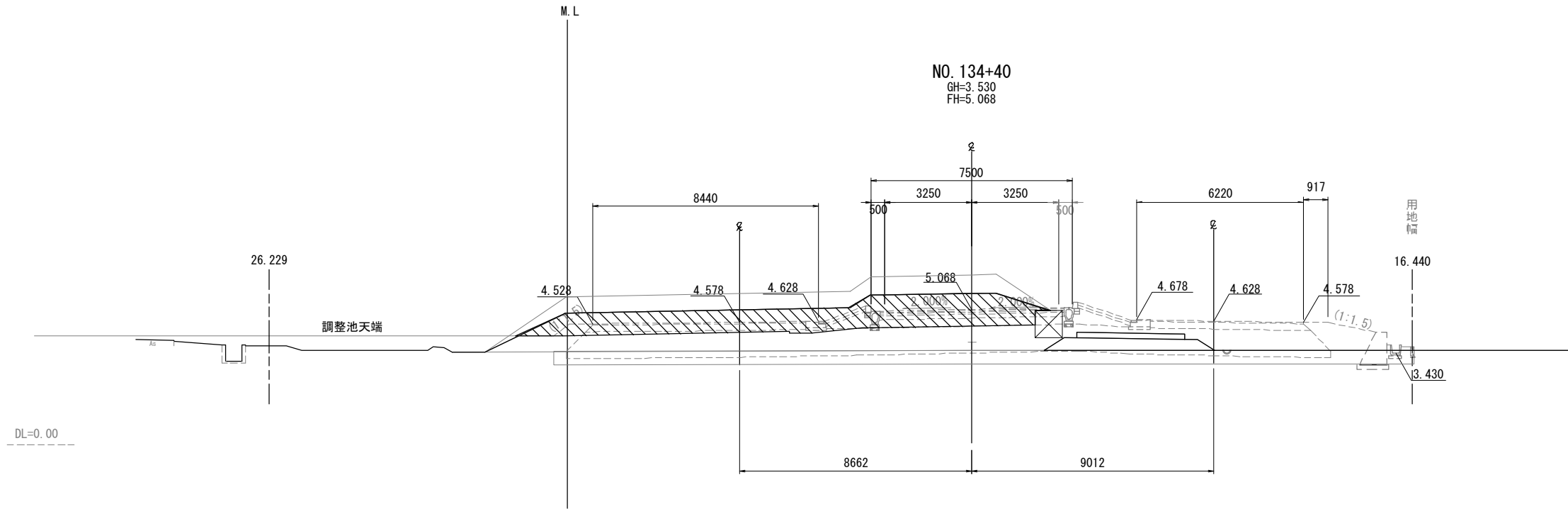
工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(5)(下り線切土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	13 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 横断図(6) 1:100

(下り線切土断面)

凡例

	切土
	路体盛土 (プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状


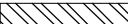
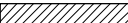
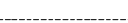


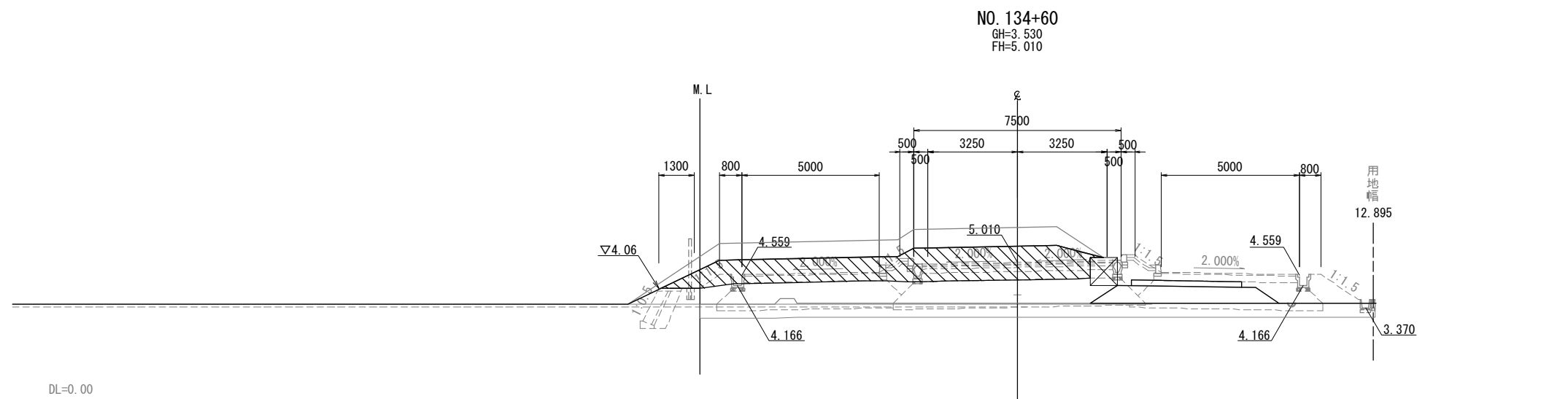
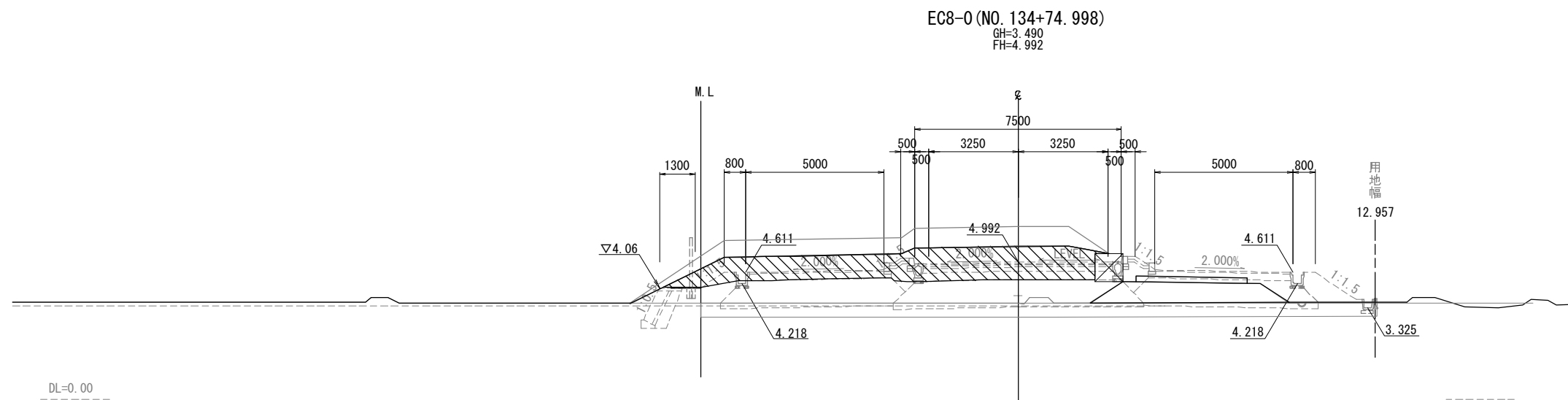
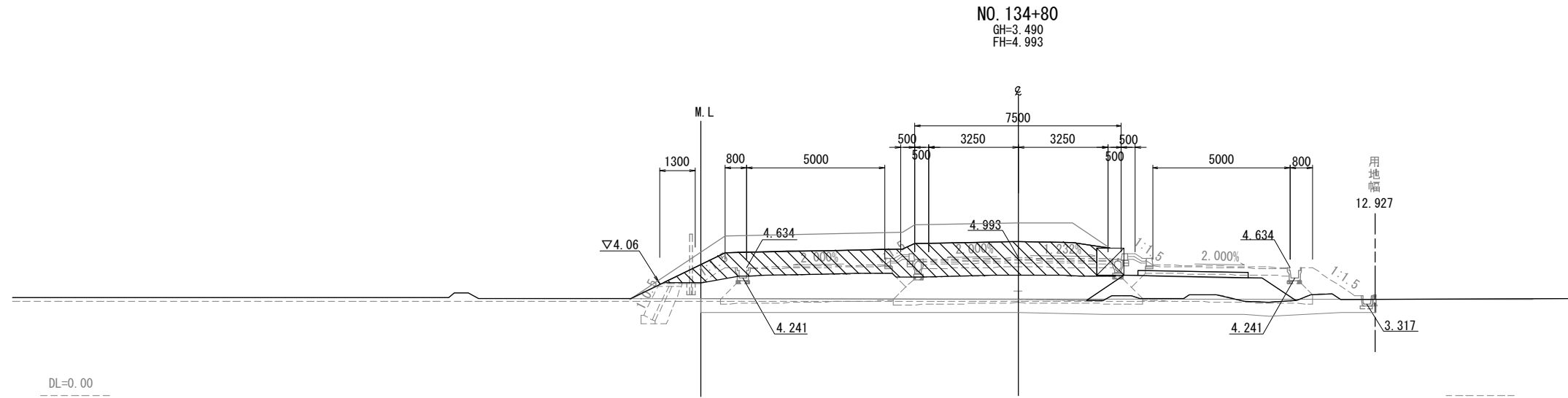
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(6)(下り線切土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	14 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 横断図 (7) 1:100 (下り線切土断面)

凡 例

	切土
	路体盛土 (プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状

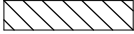
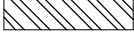
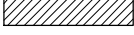



工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(7)(下り線切土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	15 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

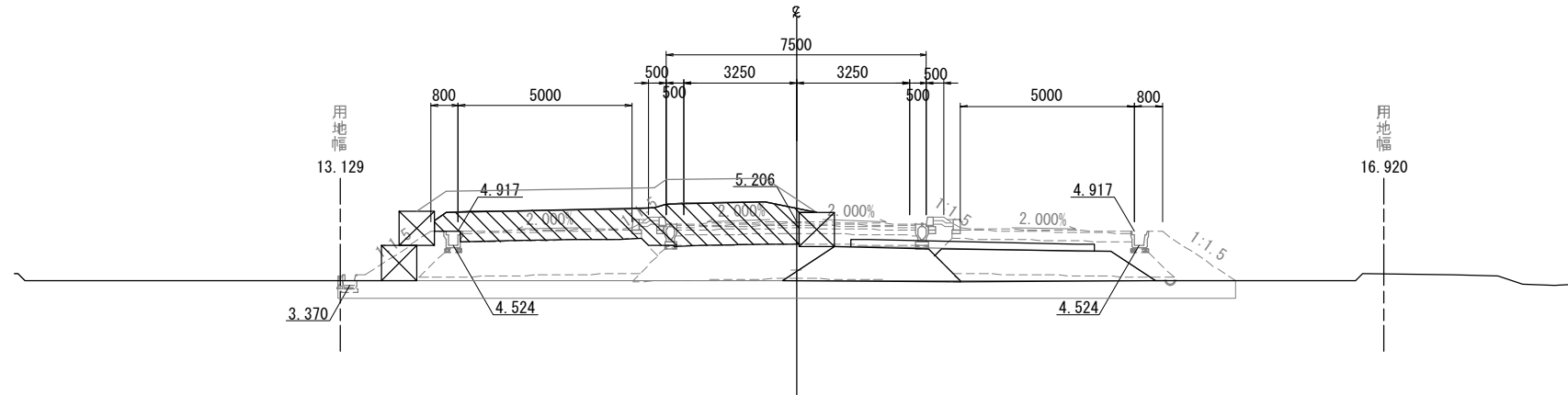
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 横断図(8) 1:100 (下り線切土断面)

凡例

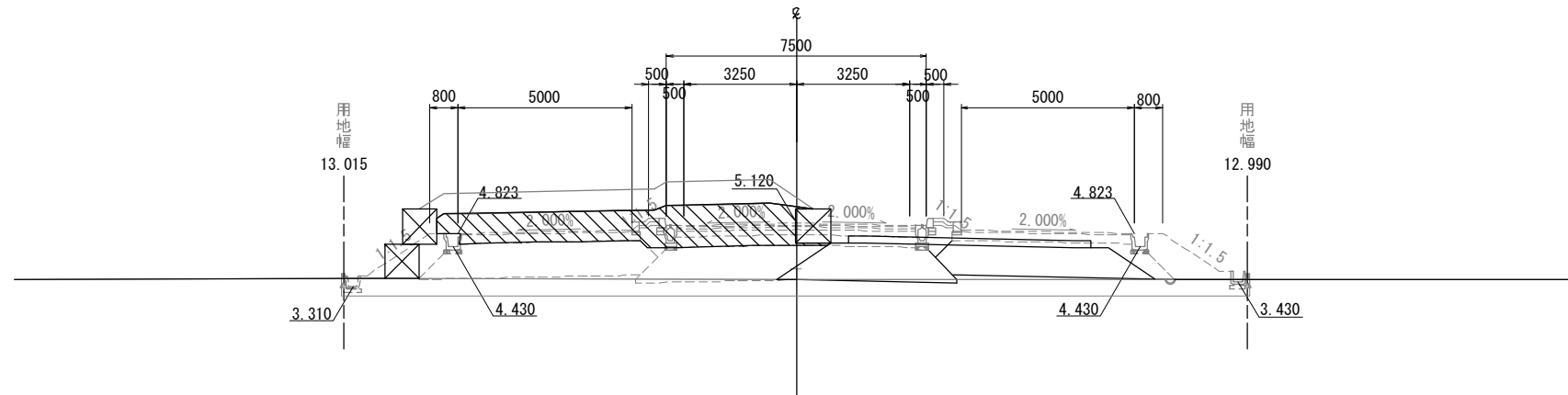
	切土
	路体盛土(プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状

NO. 135+40  
GH=3.510  
FH=5.206



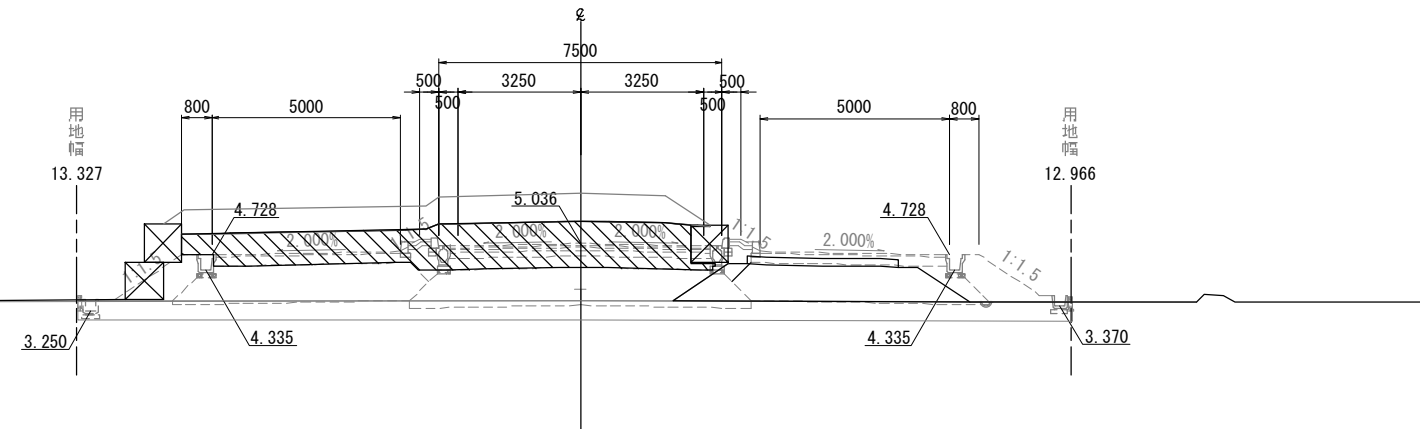
DL=0.00

NO. 135+20  
GH=3.510  
FH=5.120



DL=0.00

NO. 135  
GH=3.530  
FH=5.036



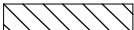
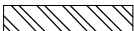


DL=0.00

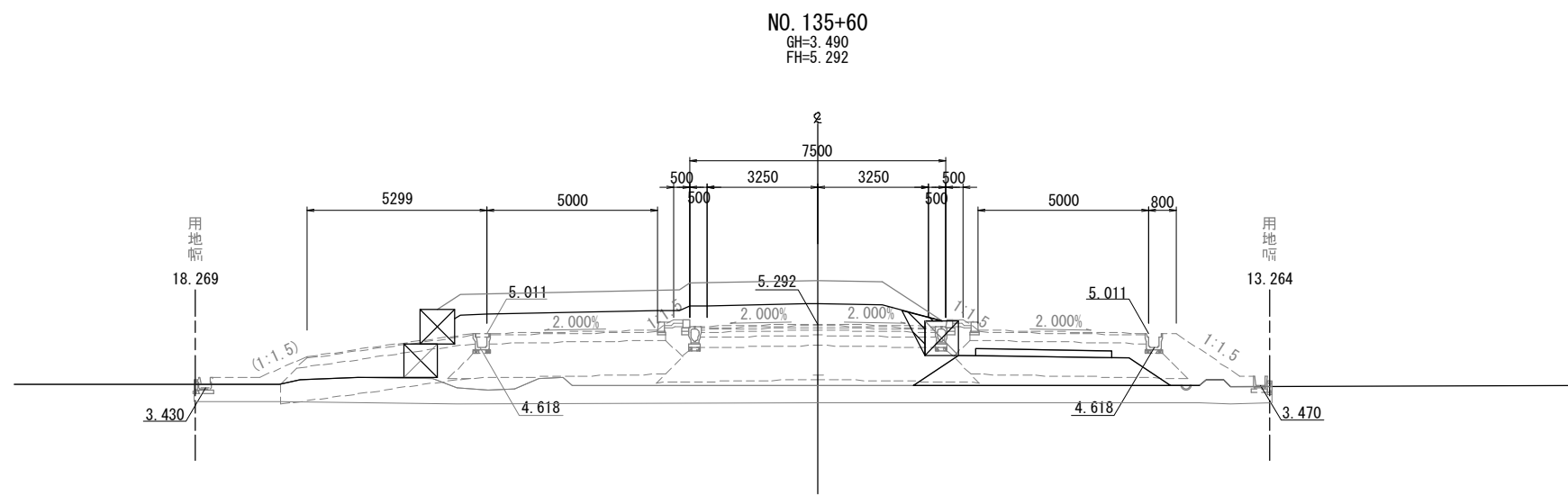
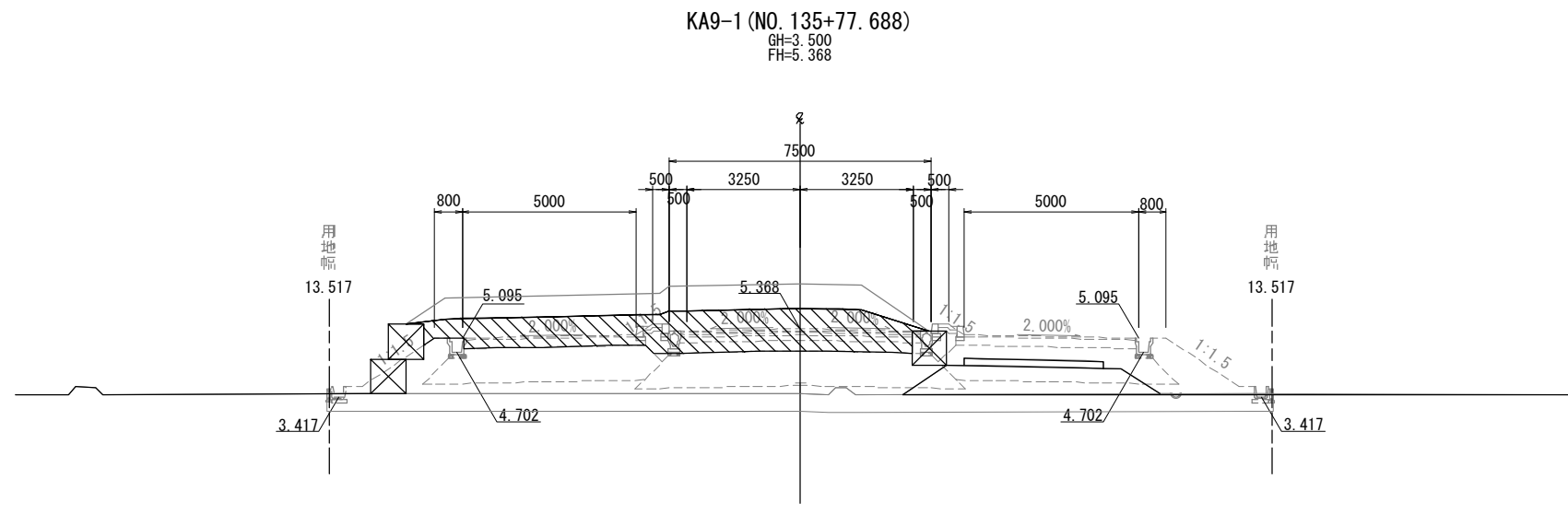
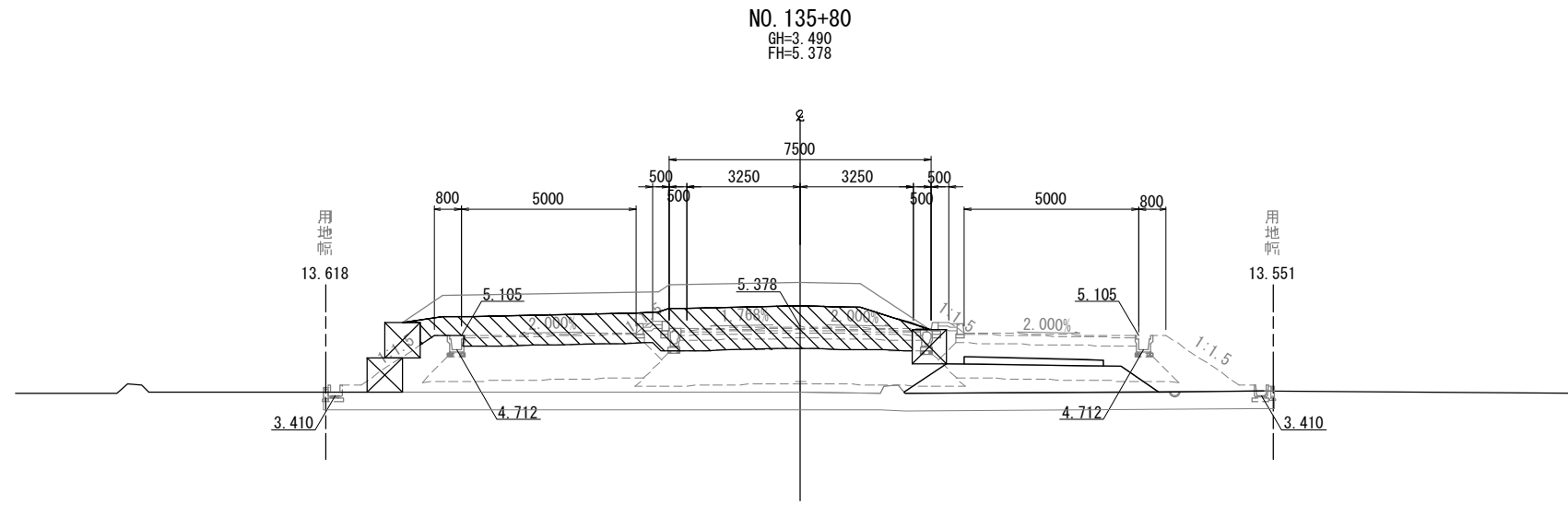
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(8)(下り線切土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	16 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 横断図(9) 1:100 (下り線切土断面)

凡例

	切土
	路体盛土 (プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状

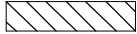

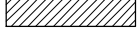
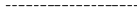


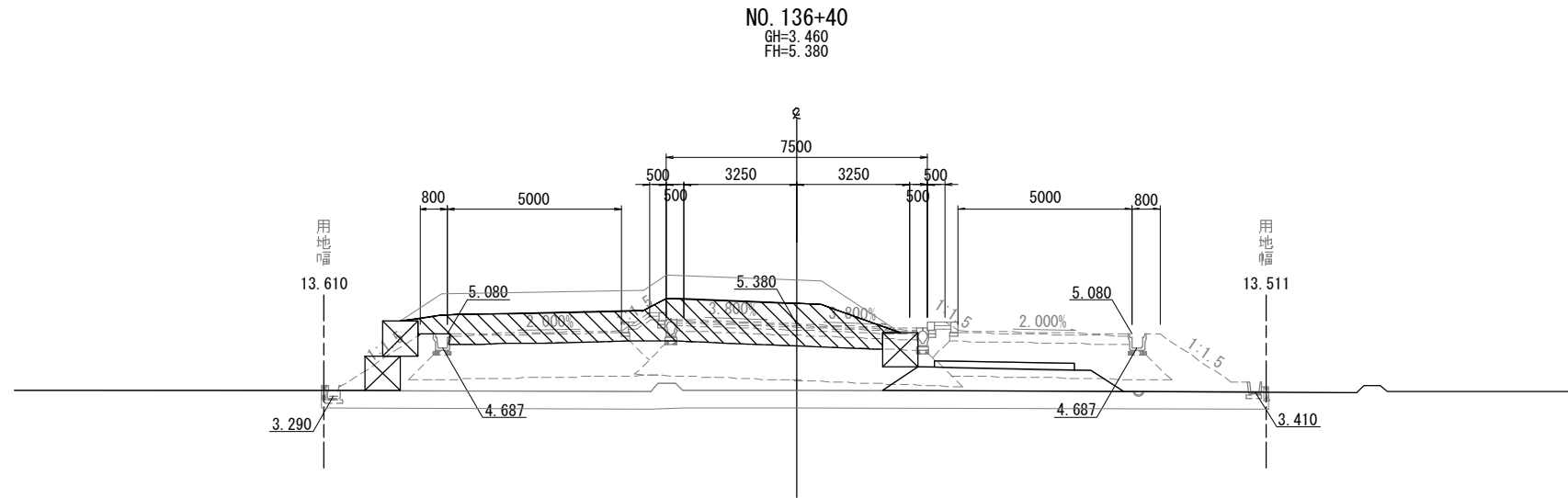
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(9) (下り線切土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	17 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

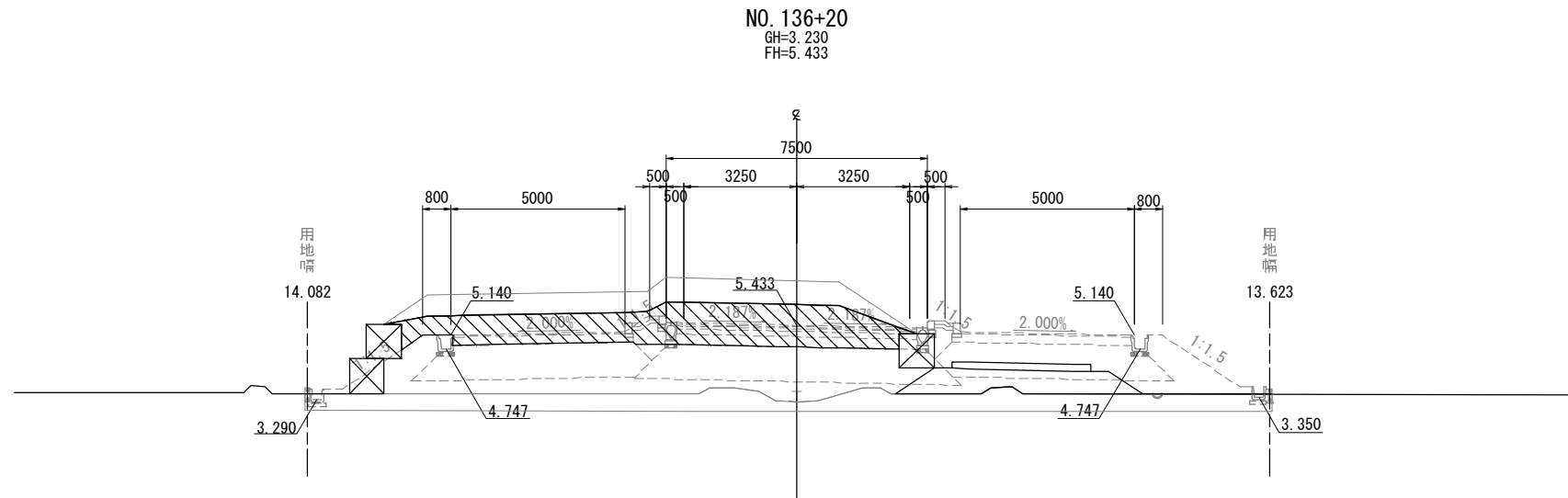
# 横断図(10) 1:100 (下り線切土断面)

凡例

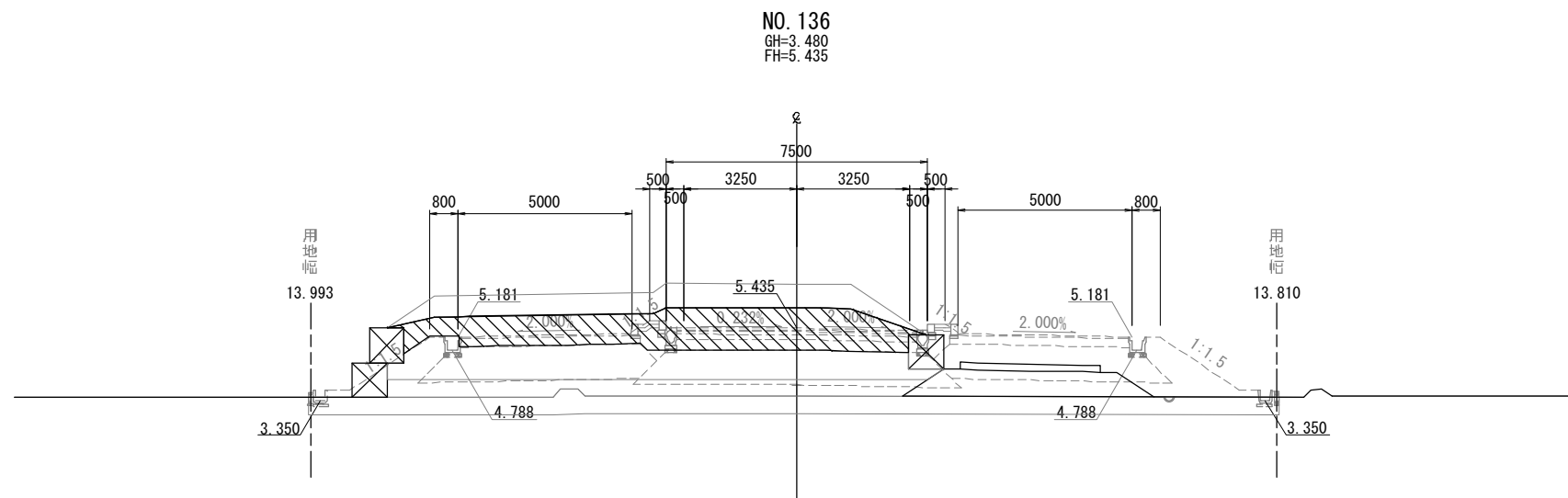
	切土
	路体盛土 (プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状



DL=0.00



DL=0.00



DL=0.00

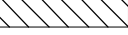
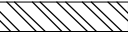

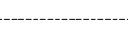
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

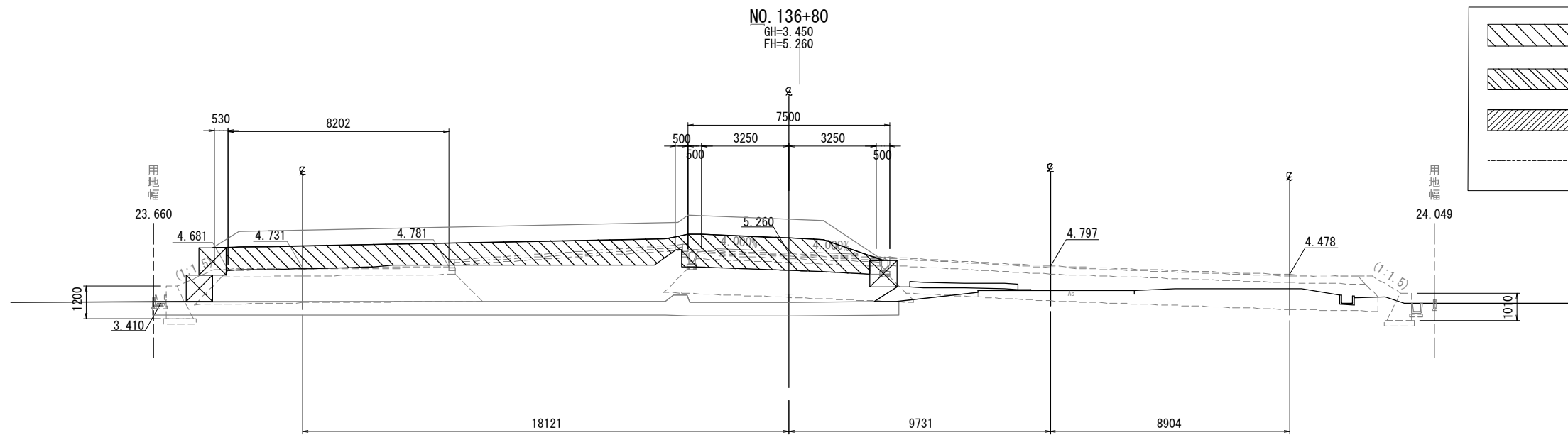
工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(10) (下り線切土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	18 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 横断図(11) 1:100

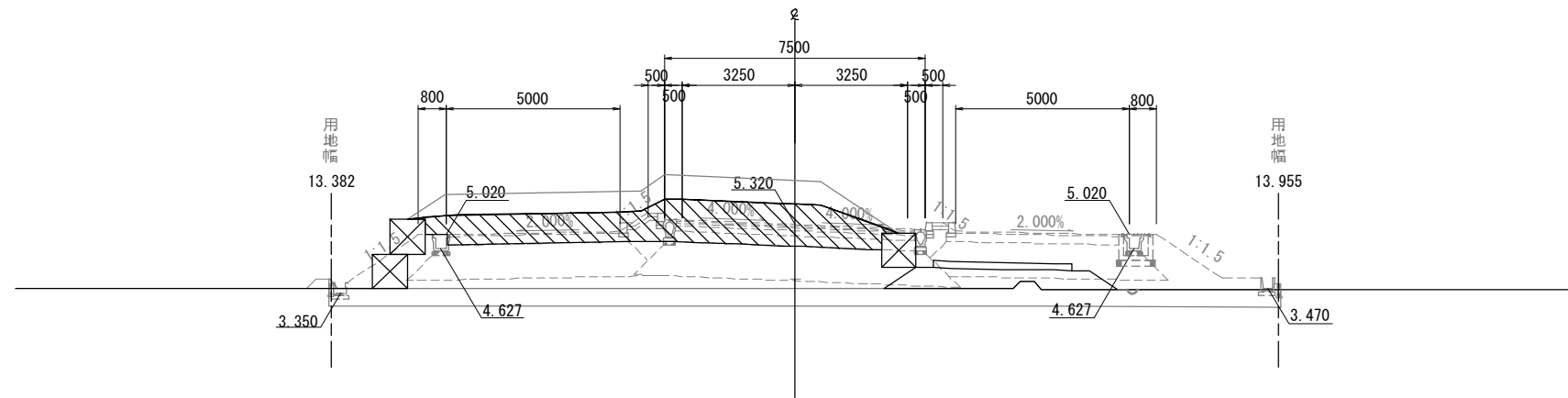
(下り線切土断面)

凡例

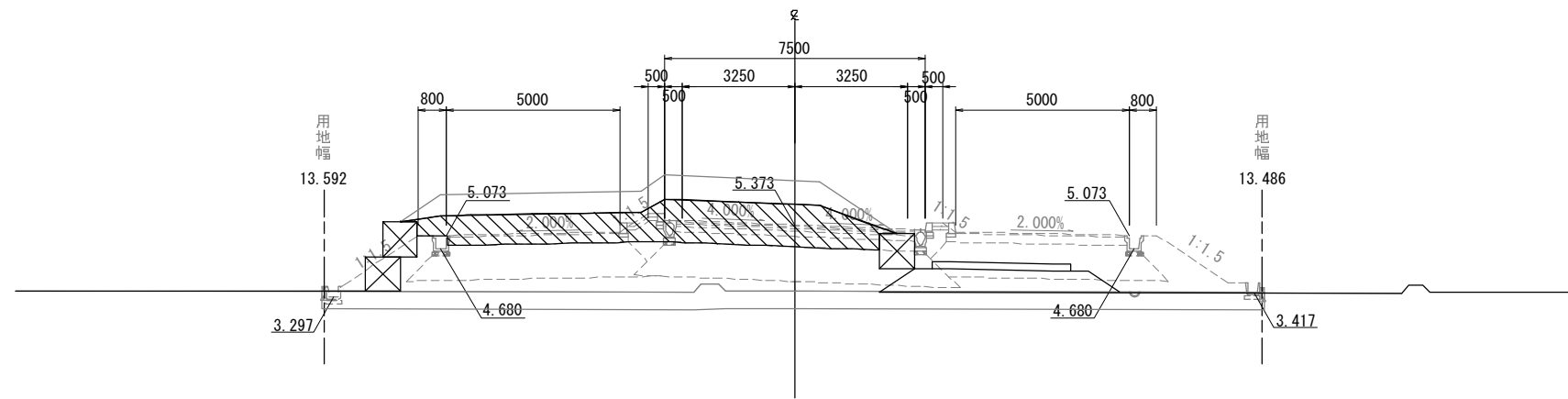
-  切土
-  路体盛土 (プレロード盛土)
-  サンドマット
-  沈下改良時盛土形状



NO. 136+60  
GH=3.460  
FH=5.320



KE9-1 (NO. 136+42.488)  
GH=3.450  
FH=5.373

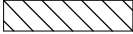
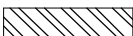
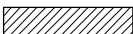
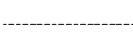


工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(11) (下り線切土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	19 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

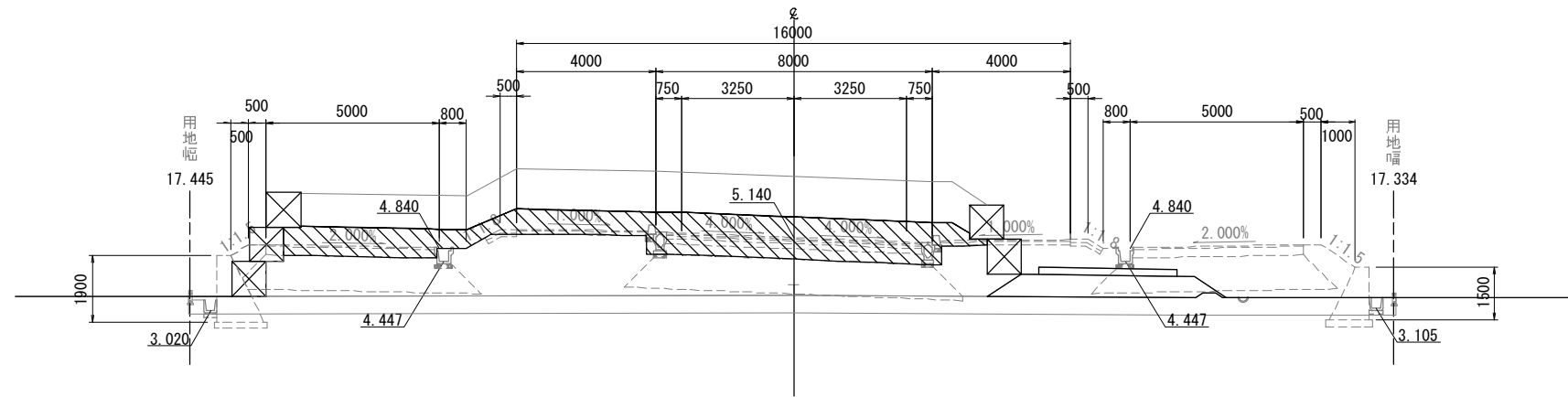
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 横断図 (12) 1:100 (下り線切土断面)

凡例

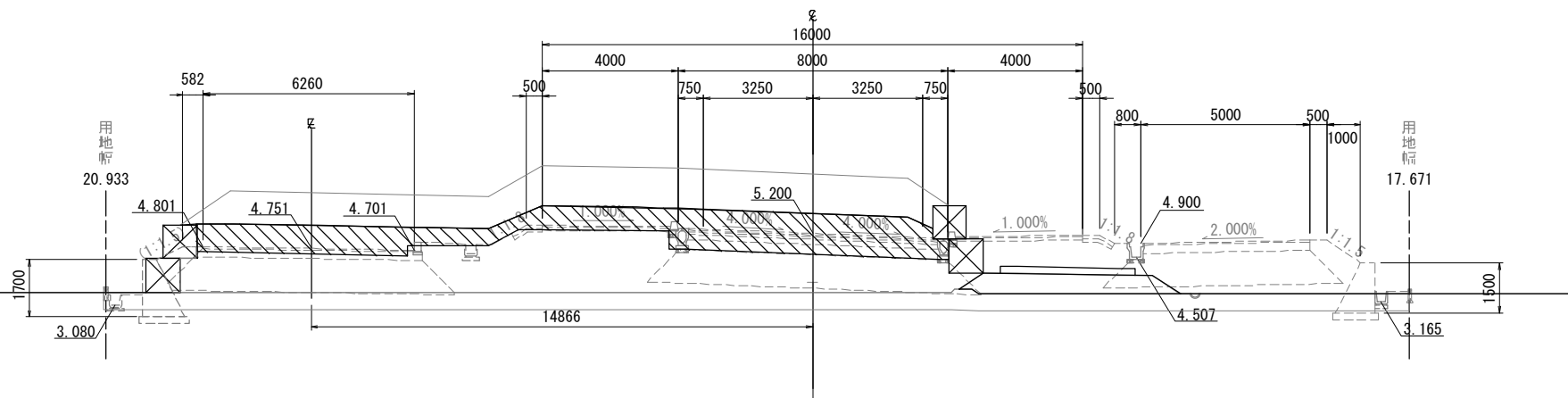
	切土
	路体盛土 (プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状

NO. 137+20  
GH=3.460  
FH=5.140



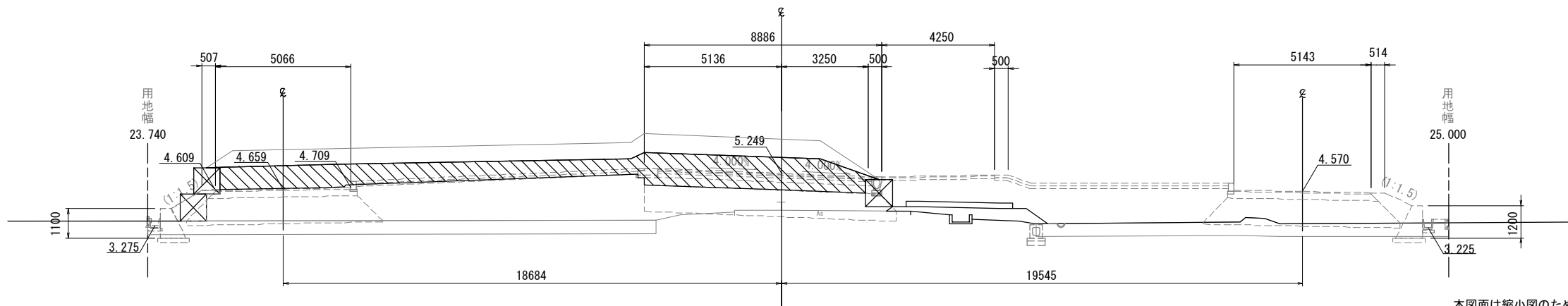
DL=0.00

NO. 137  
GH=3.450  
FH=5.200



DL=0.00

SP. 9 (NO. 136+83.779)  
GH=3.880  
FH=5.249



DL=0.00


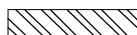


本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

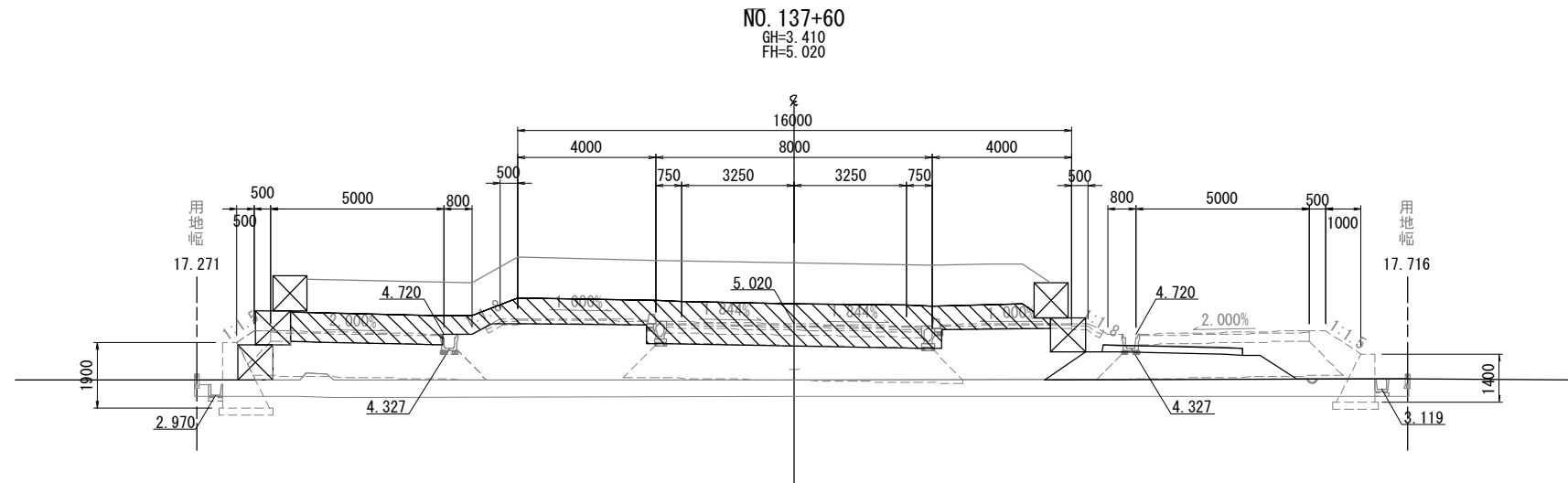
工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(12) (下り線切土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	20 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 横断図(13) 1:100

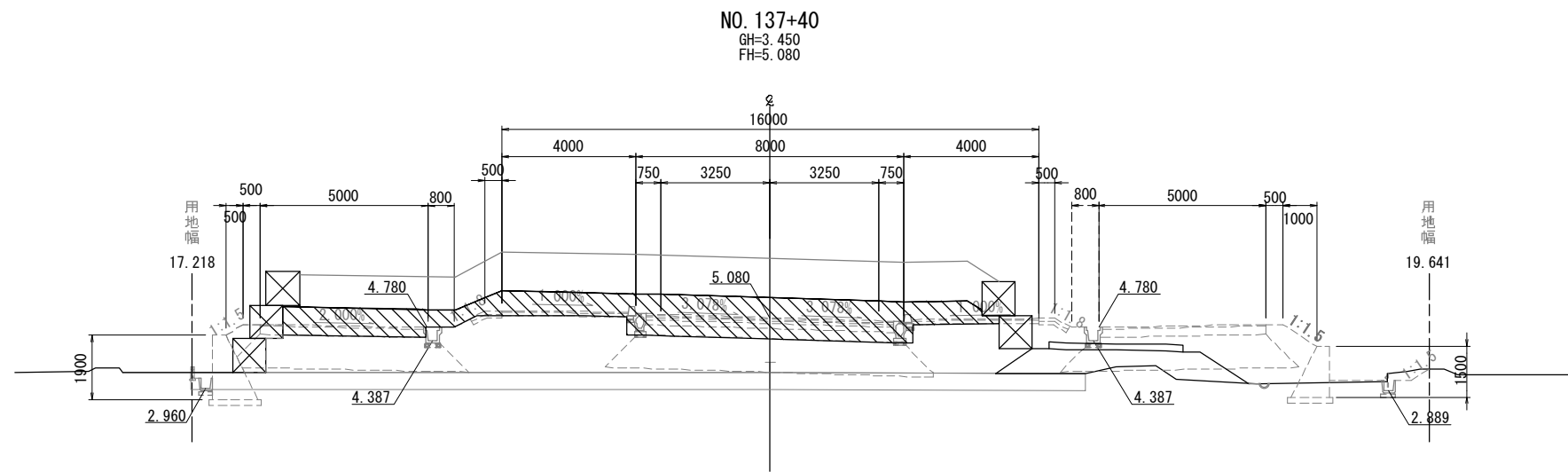
(下り線切土断面)

凡例

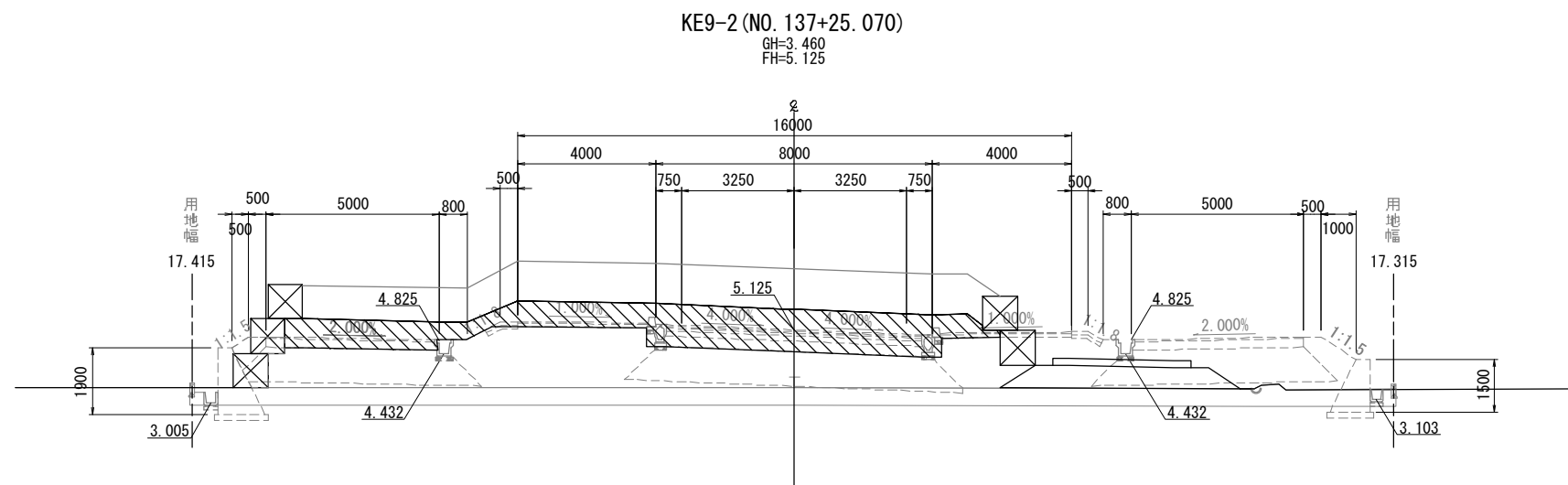
	切土
	路体盛土(プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状



DL=0.00



DL=0.00






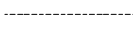
DL=0.00

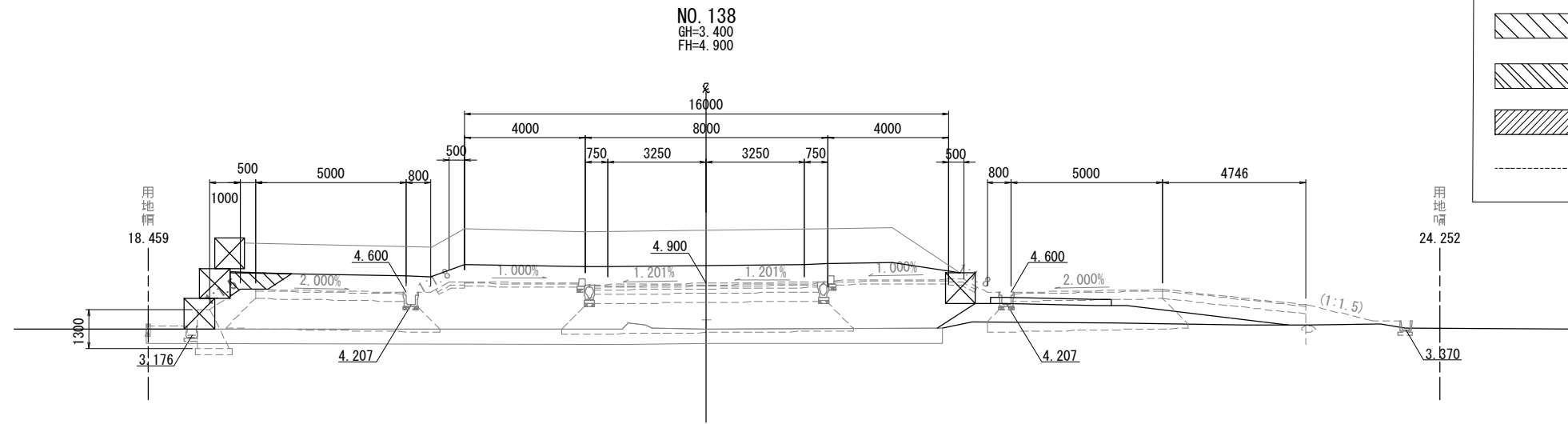
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(13) (下り線切土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	21 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

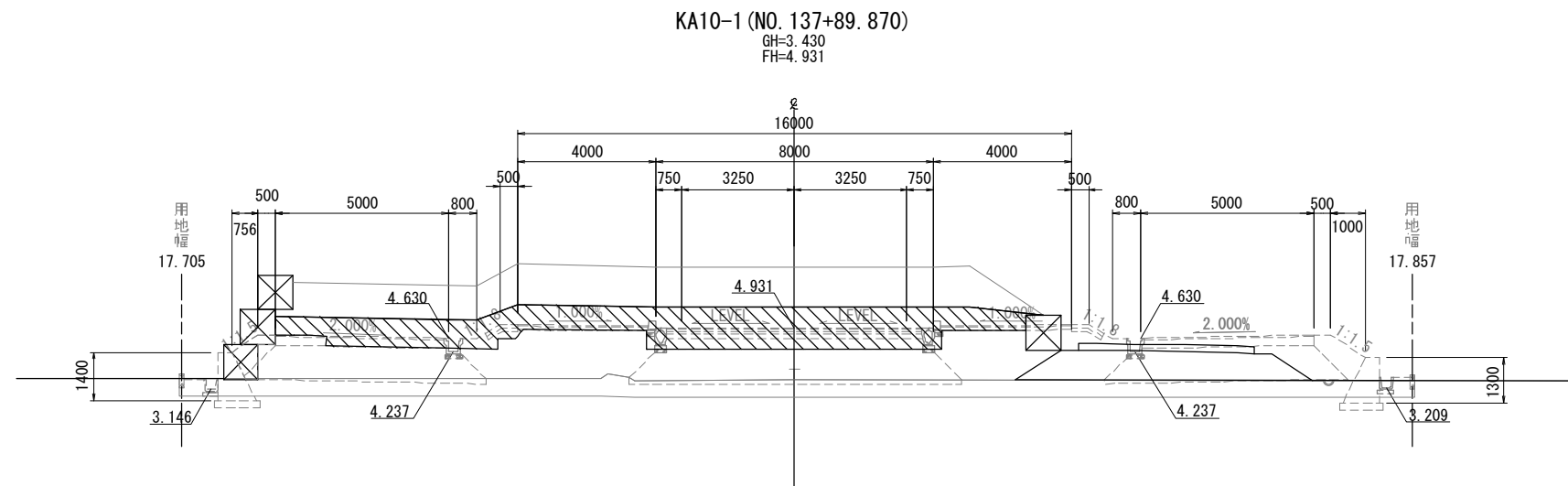
# 横断図 (14) 1:100 (下り線切土断面)

凡例

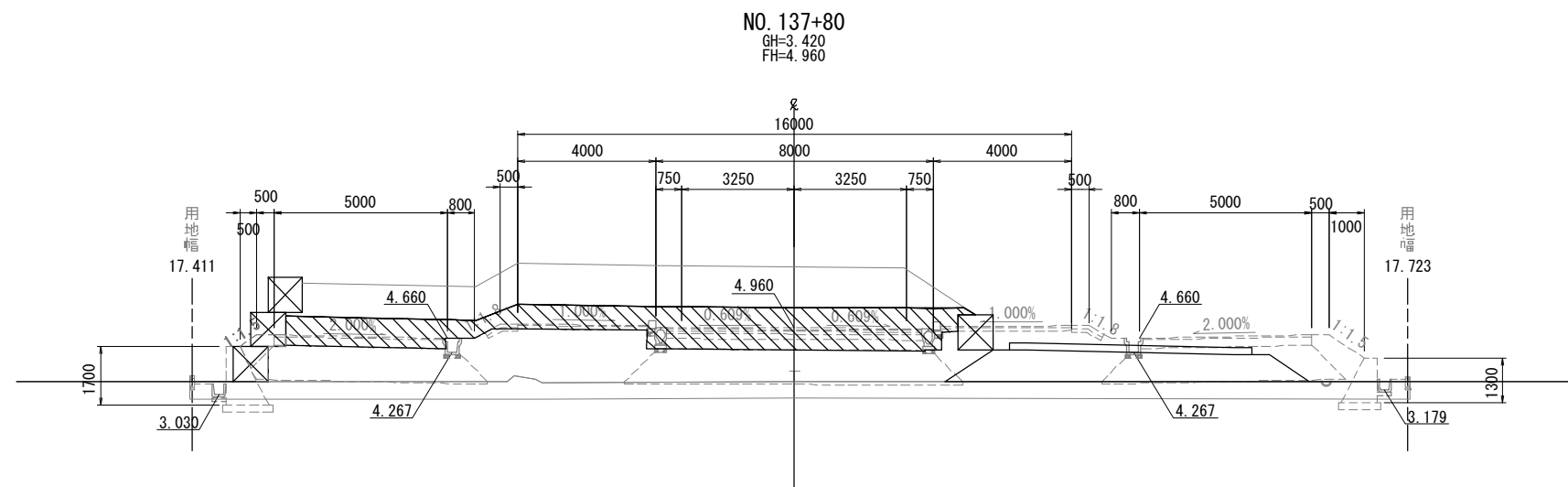
-  切土
-  路体盛土 (プレロード盛土)
-  サンドマット
-  沈下改良時盛土形状



DL=0.00



DL=0.00






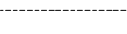
DL=0.00

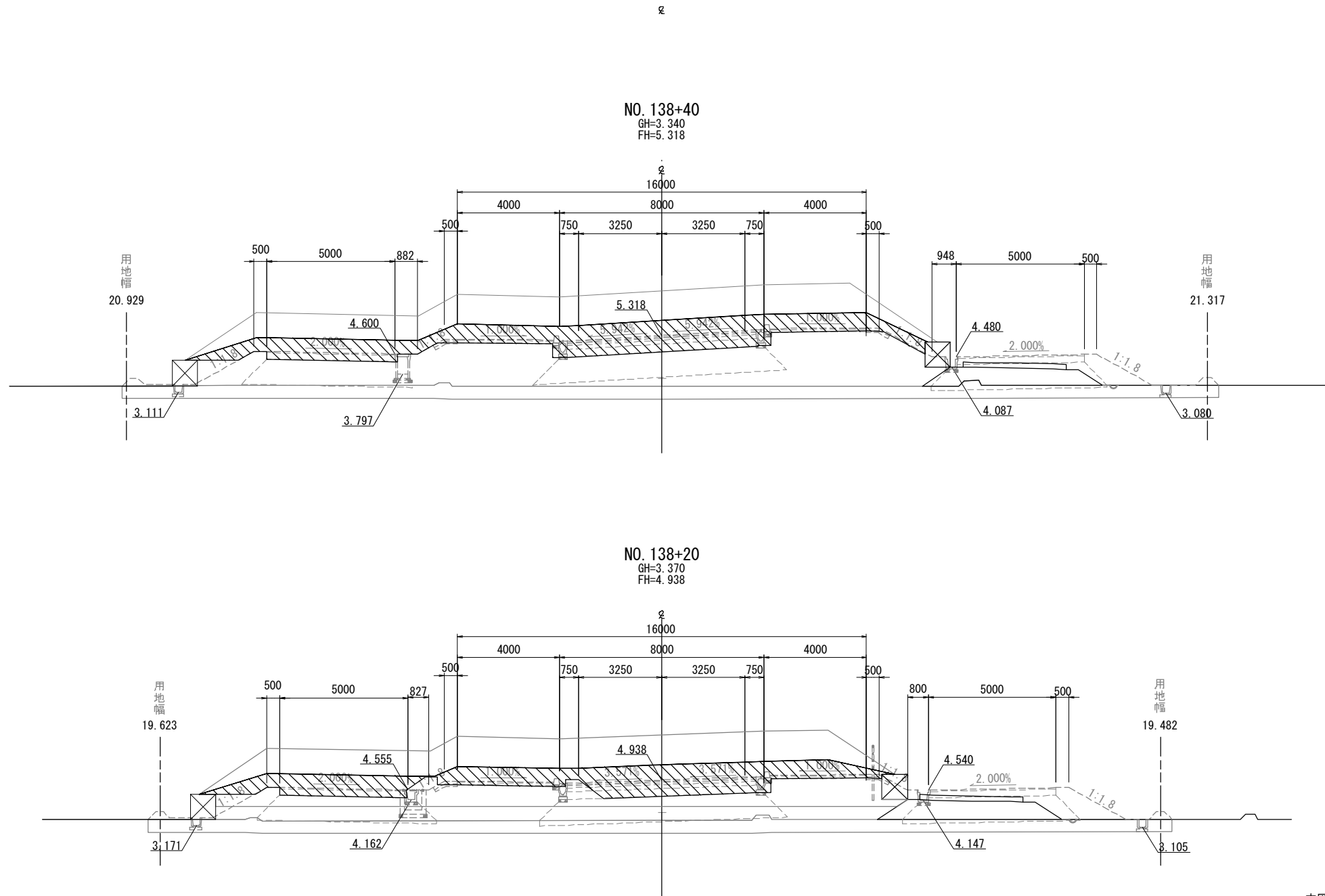
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(14) (下り線切土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	22 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 横断図(15) 1:100 (下り線切土断面)

凡例

	切土
	路体盛土 (プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状

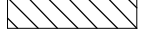


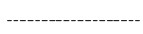


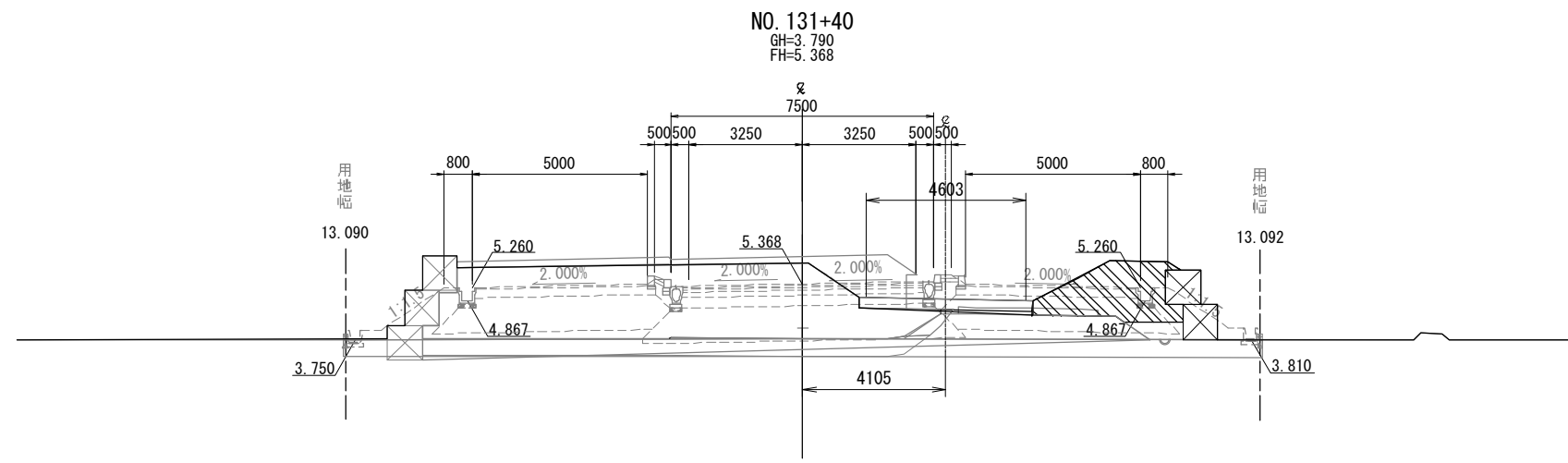
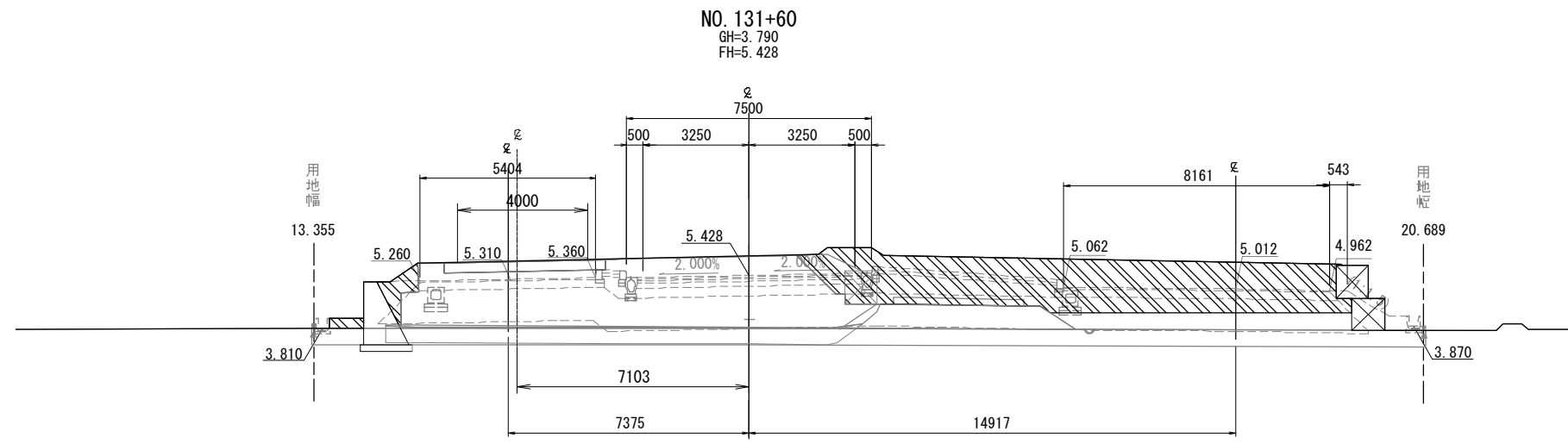
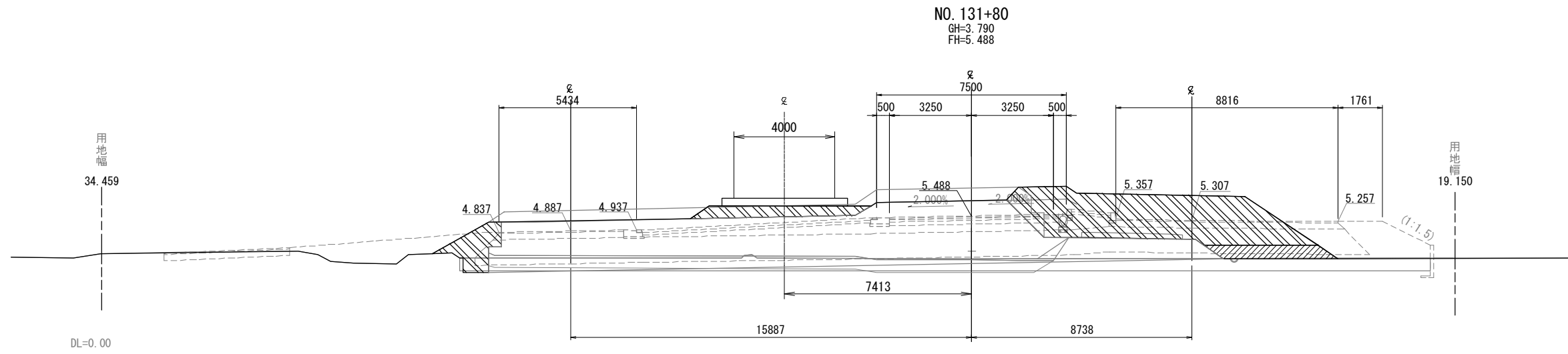
工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(15) (下り線切土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	23 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 横断図 (16) 1:100 (上り線盛土断面)

凡例

	切土
	路体盛土 (プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状





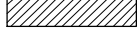
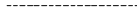
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(16) (上り線盛土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	24 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

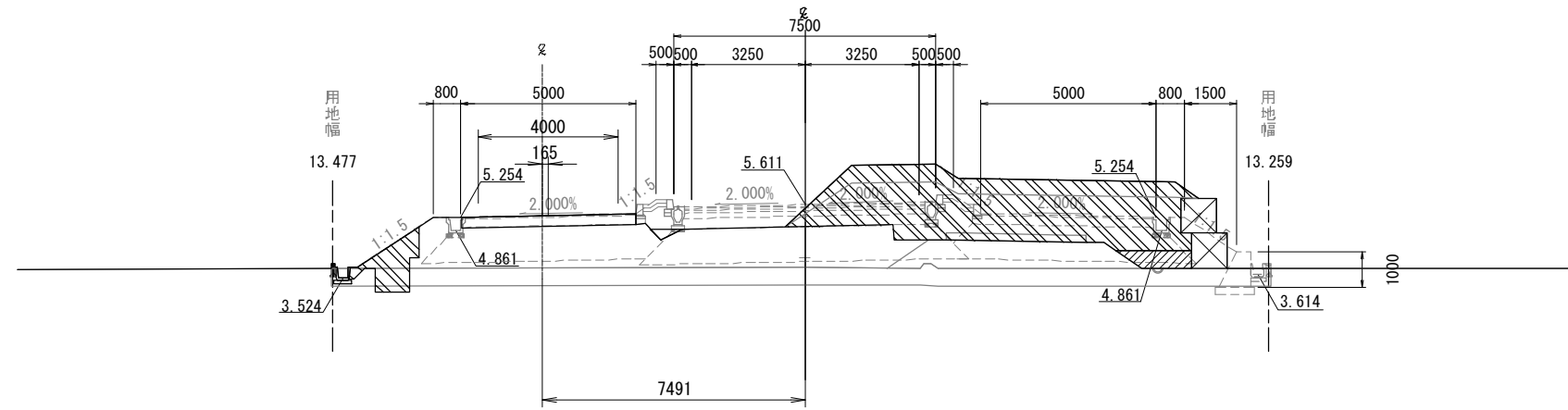
# 横断図 (17) 1:100

(上り線盛土断面)

凡例

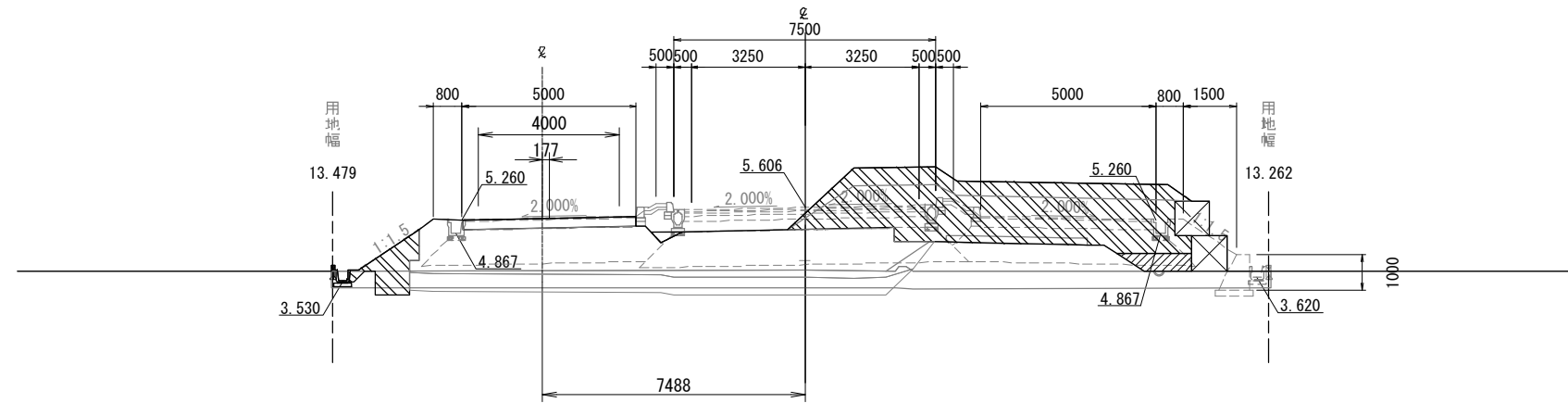
	切土
	路体盛土 (プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状

EBC8-1 (NO. 132+21.942)  
GH=3.810  
FH=5.611



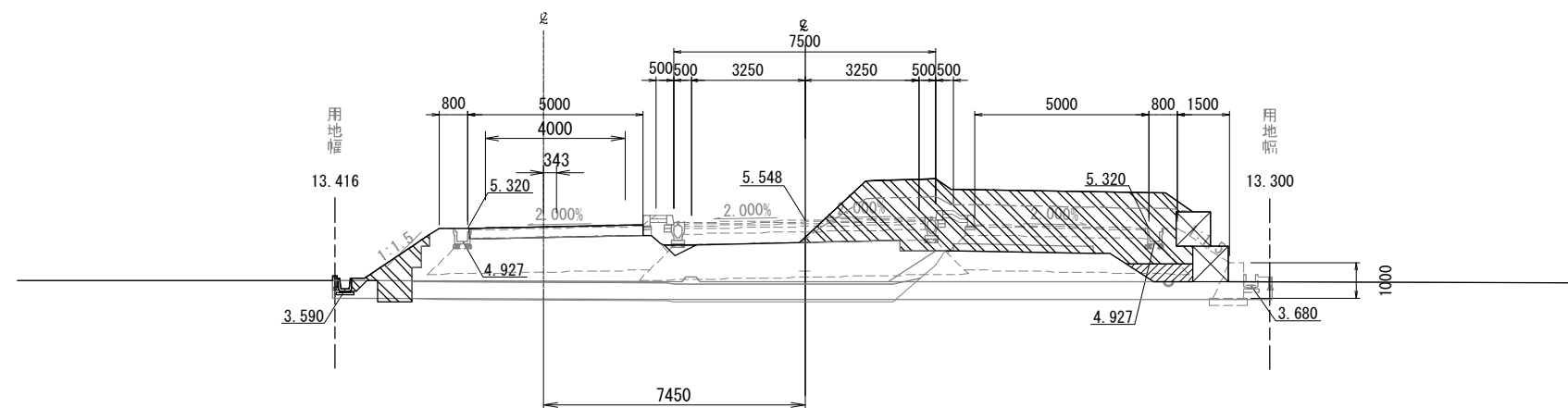
DL=0.00

NO. 132+20  
GH=3.810  
FH=5.606



DL=0.00

NO. 132  
GH=3.790  
FH=5.548



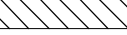



DL=0.00

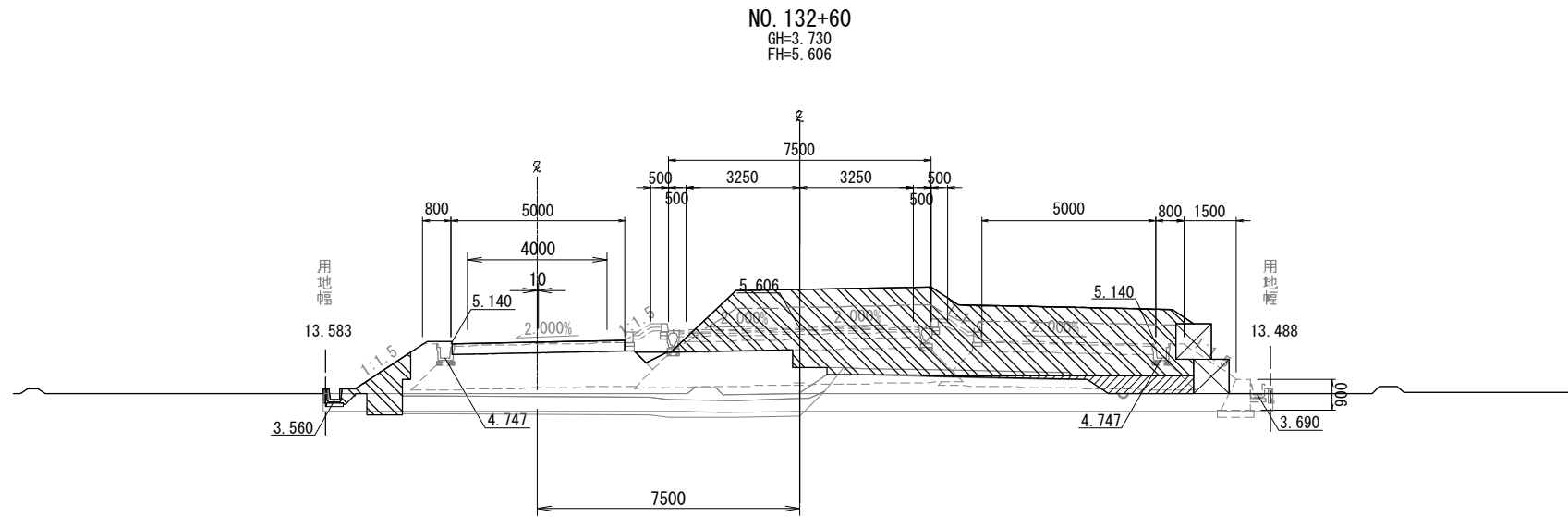
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(17) (上り線盛土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	25 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

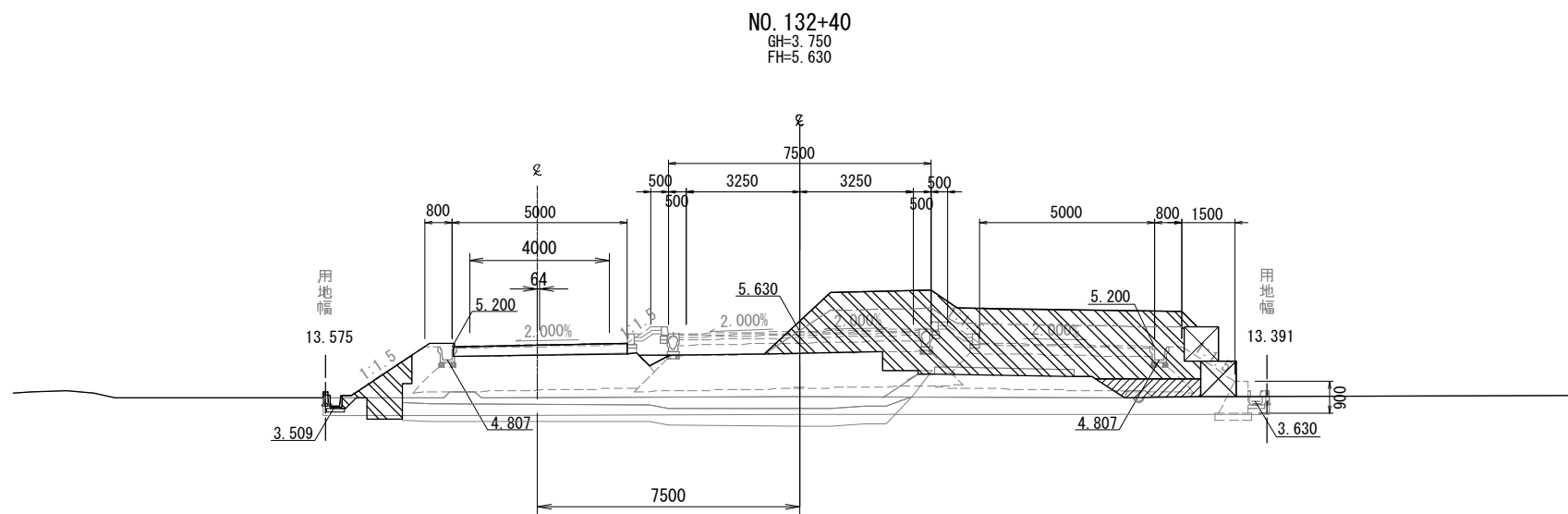
# 横断図(18) 1:100 (上り線盛土断面)

凡例

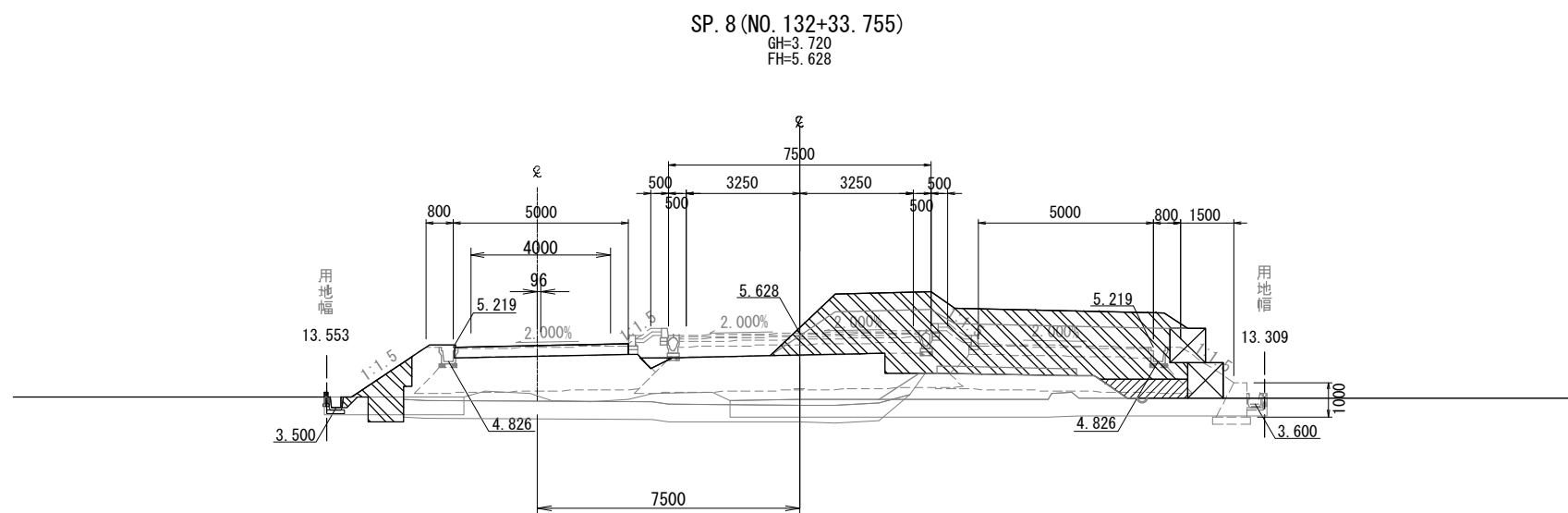
	切土
	路体盛土 (プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状



DL=0.00



DL=0.00



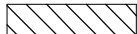
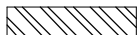

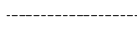
DL=0.00

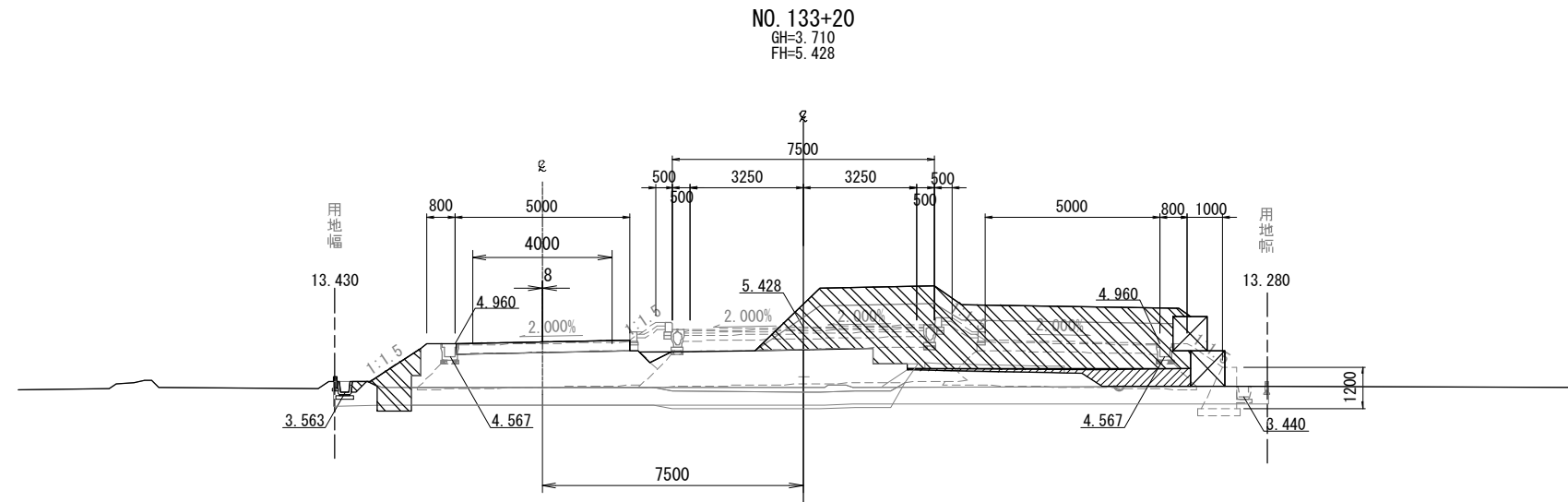
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(18) (上り線盛土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	26 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

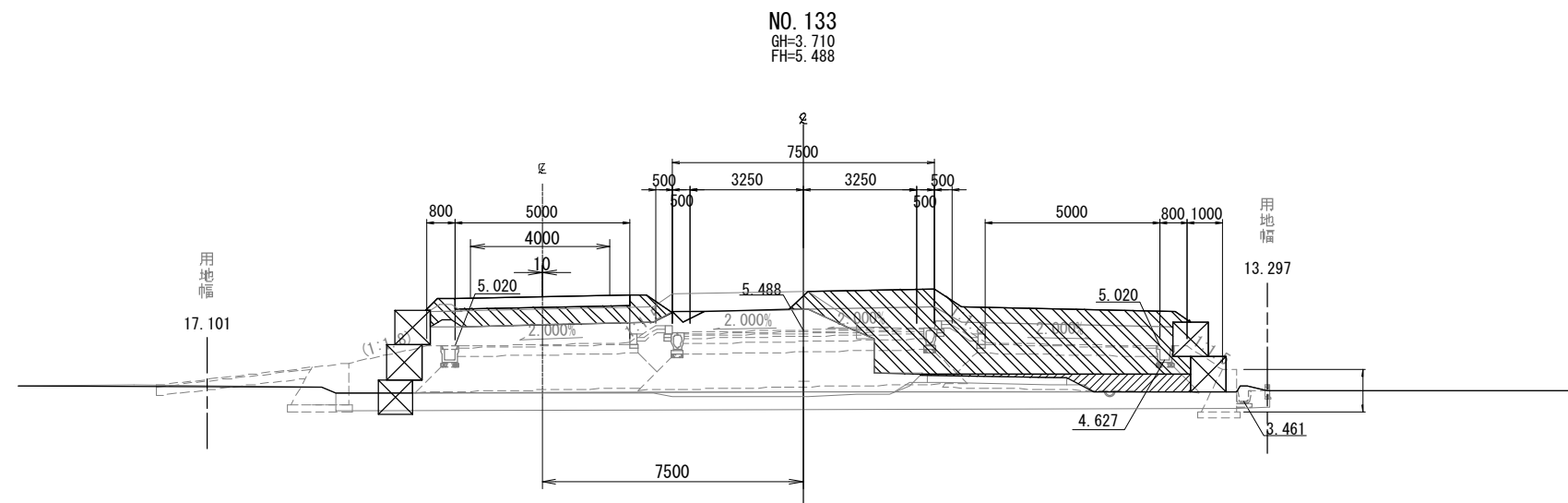
# 横断図 (19) 1:100 (上り線盛土断面)

凡 例

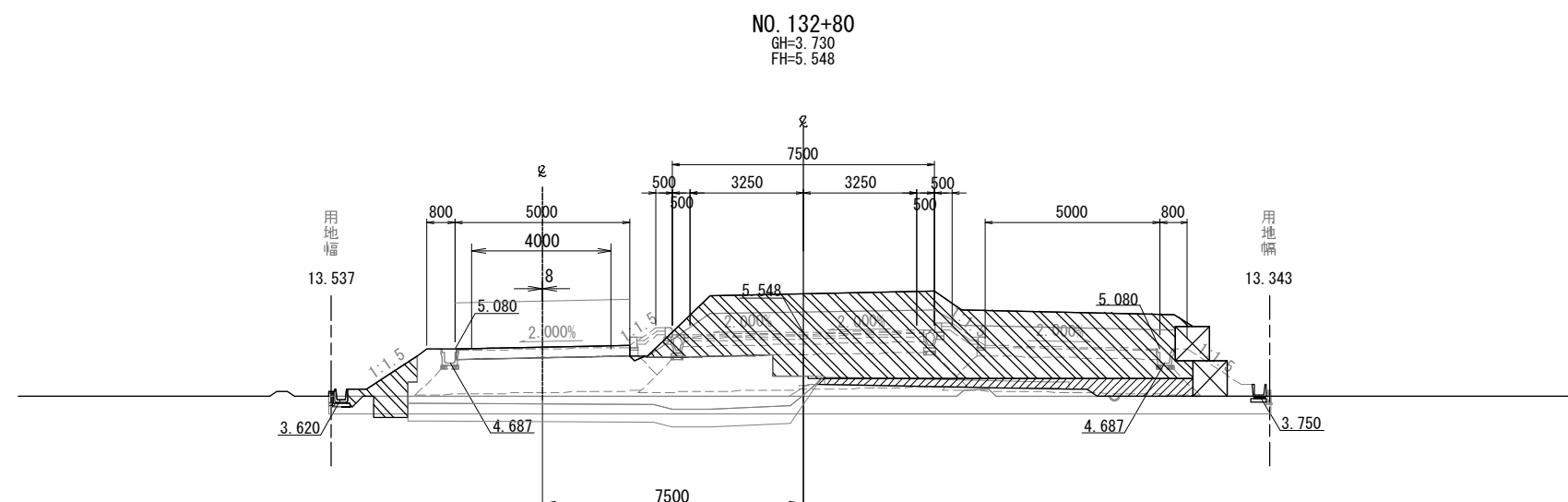
	切土
	路体盛土 (プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状



DL=0.00



DL=0.00



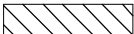
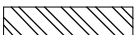

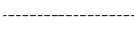
DL=0.00

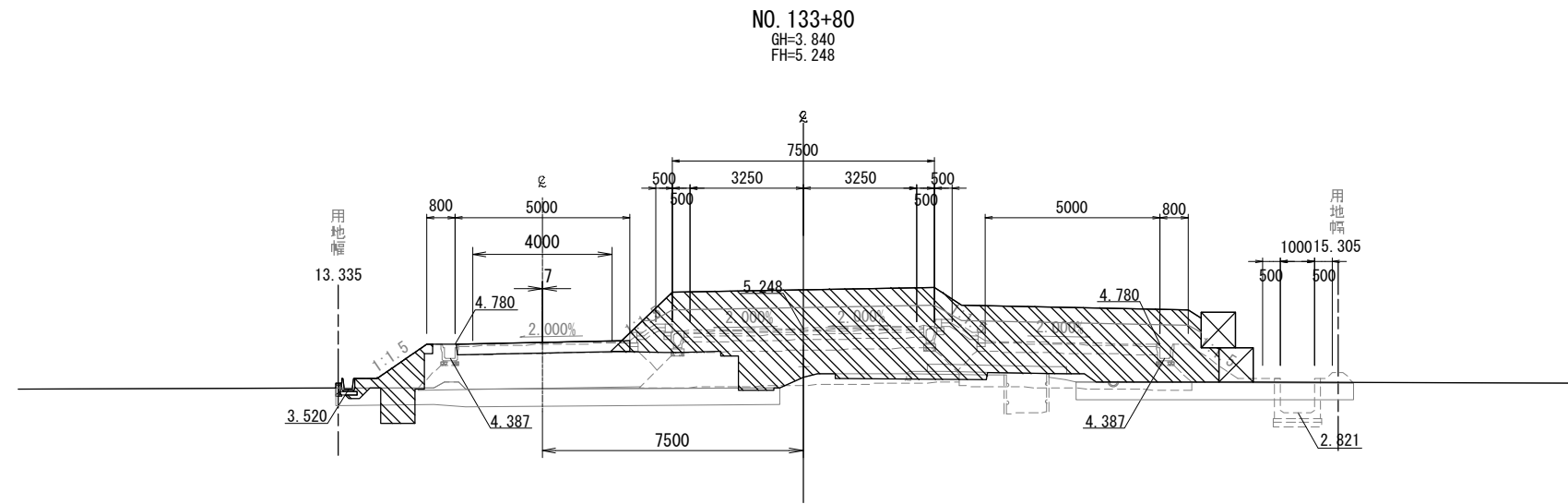
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(19) (上り線盛土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	27 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

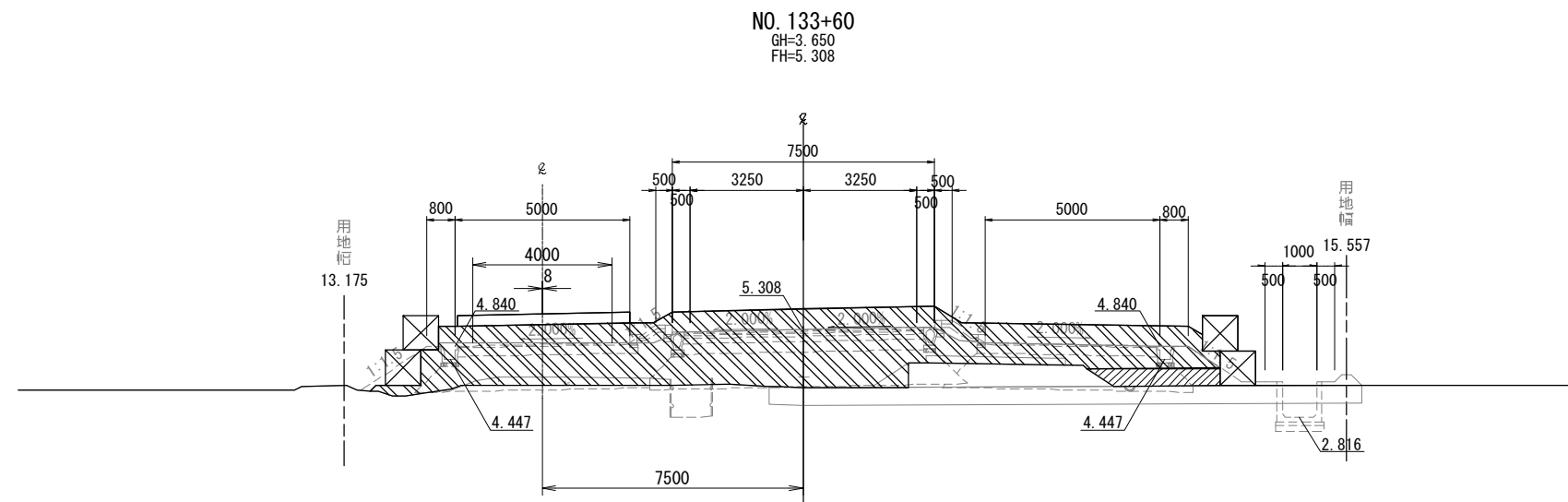
# 横断図(20) 1:100 (上り線盛土断面)

凡例

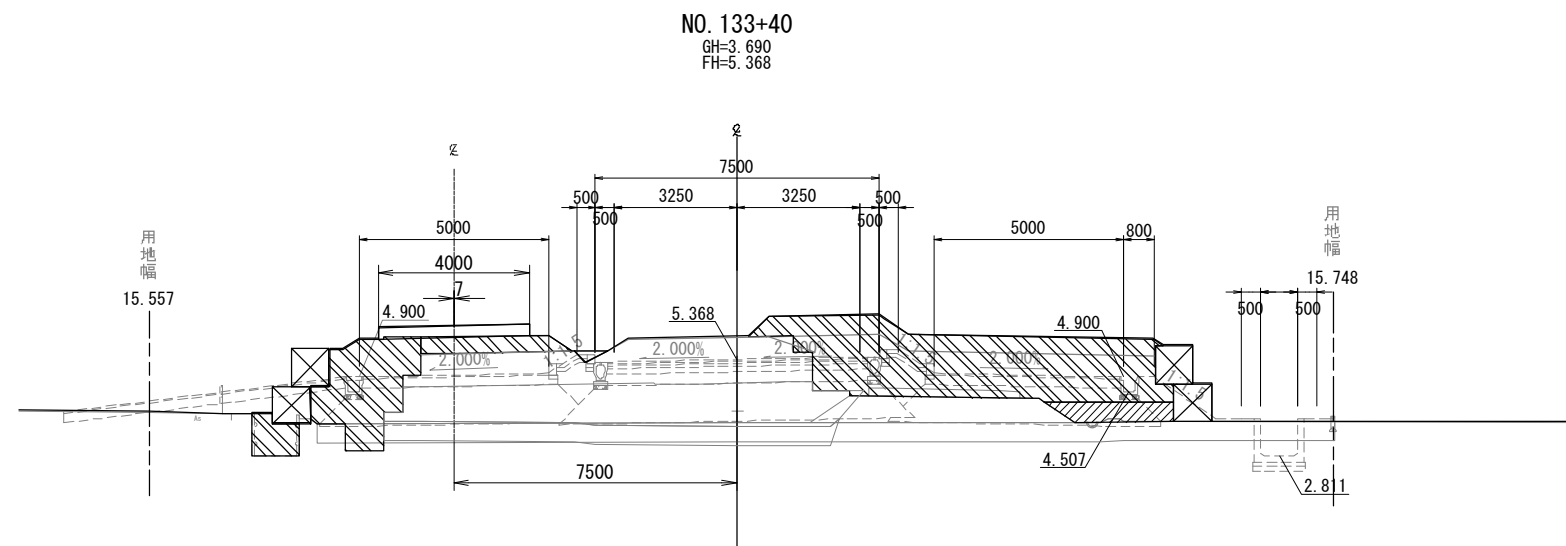
	切土
	路体盛土(プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状



DL=0.00



DL=0.00



DL=0.00

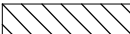
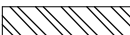


本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

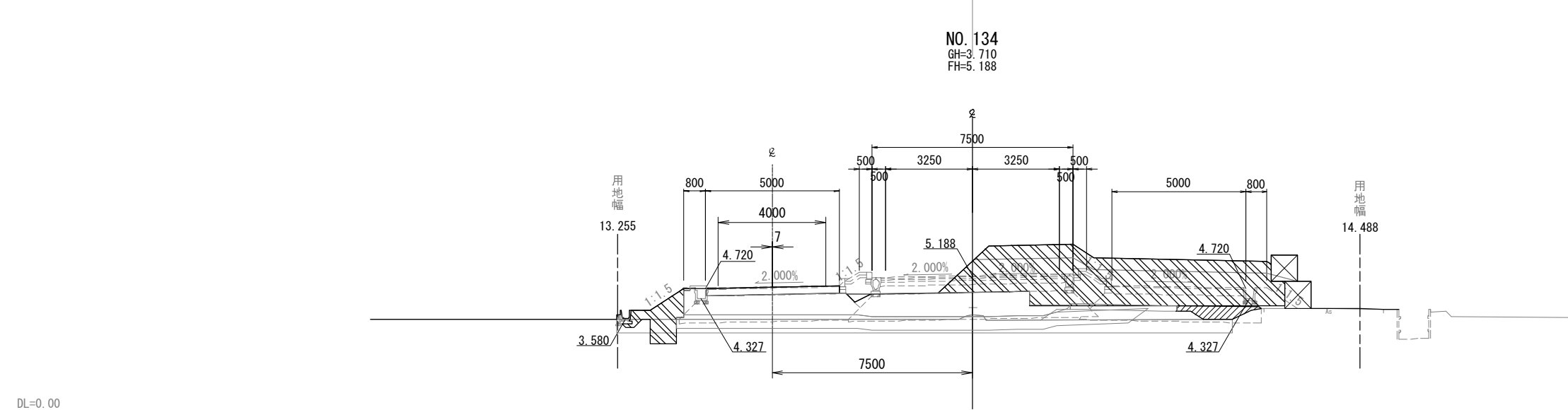
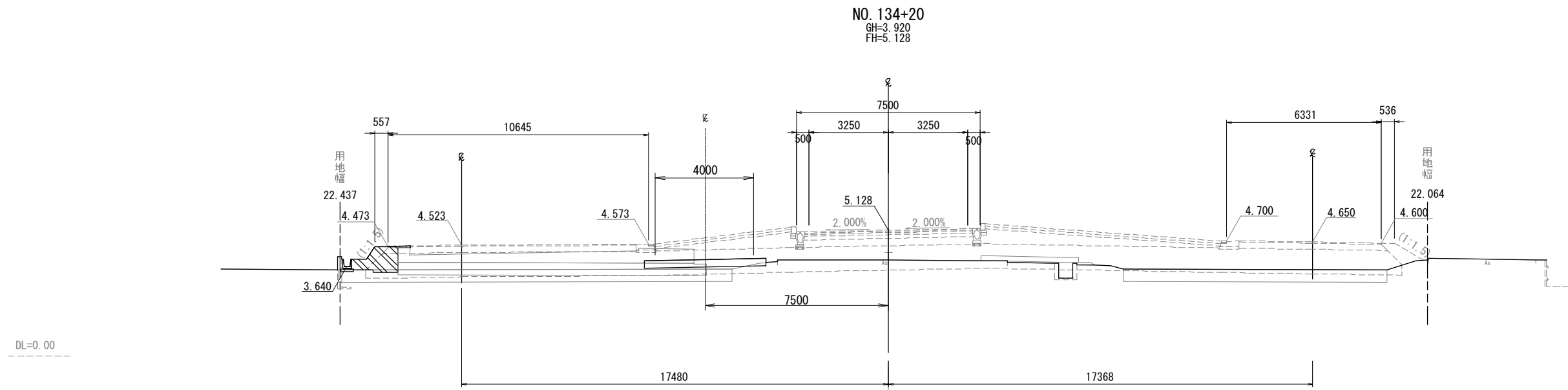
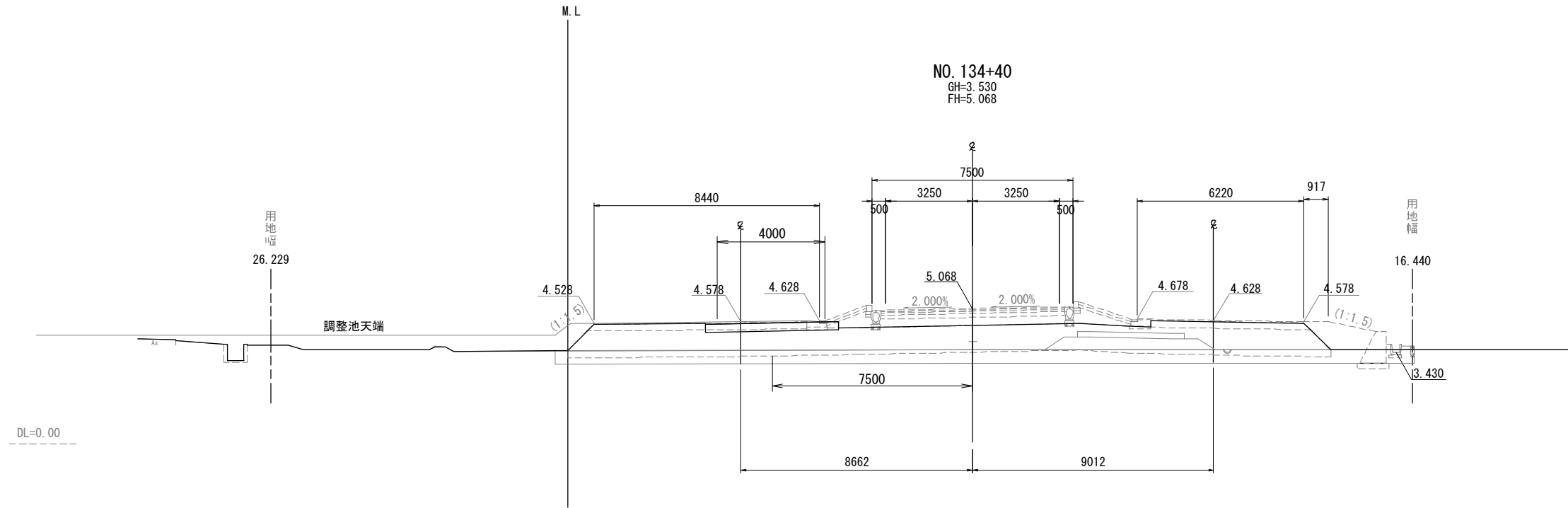
工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(20)(上り線盛土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	28 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 横断図(21) 1:100

(上り線盛土断面)

凡例

-  切土
-  路体盛土 (プレロード盛土)
-  サンドマット
-  沈下改良時盛土形状

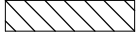





工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(21) (上り線盛土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	29 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

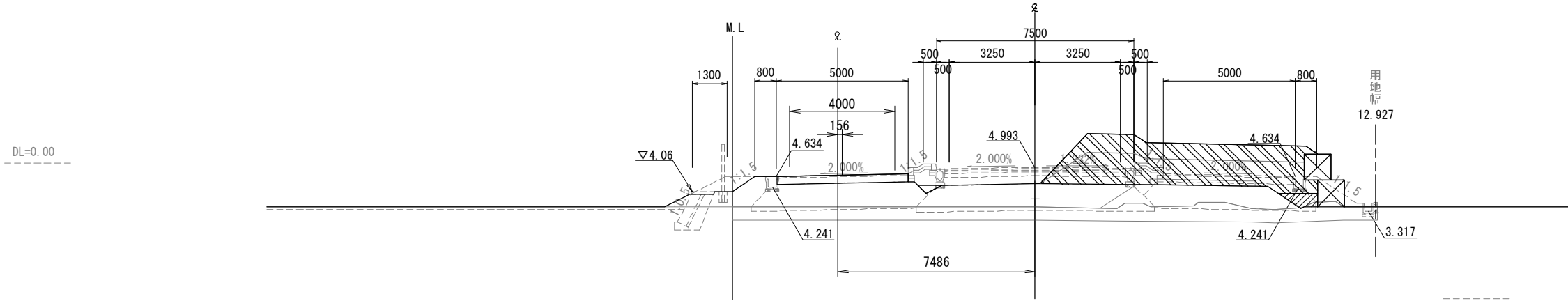
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

# 横断図(22) 1:100 (上り線盛土断面)

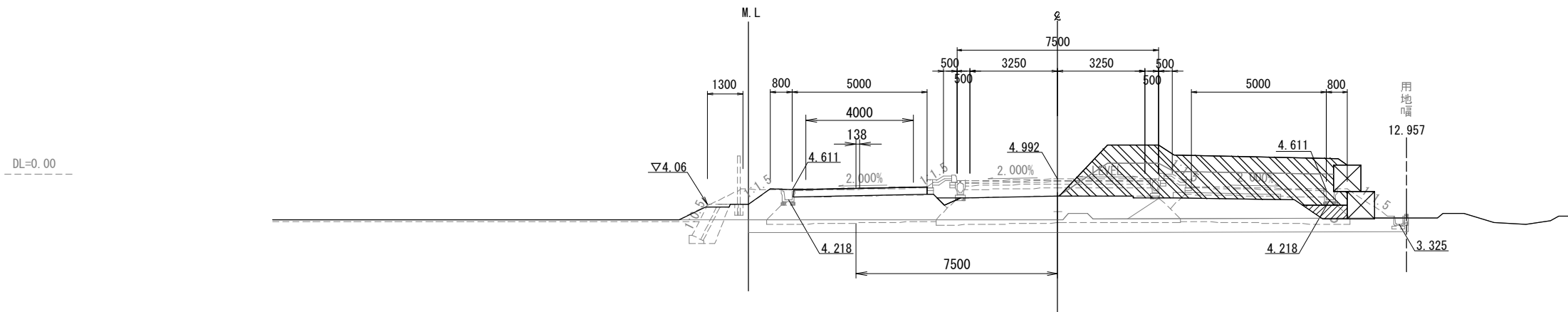
凡例

	切土
	路体盛土(プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状

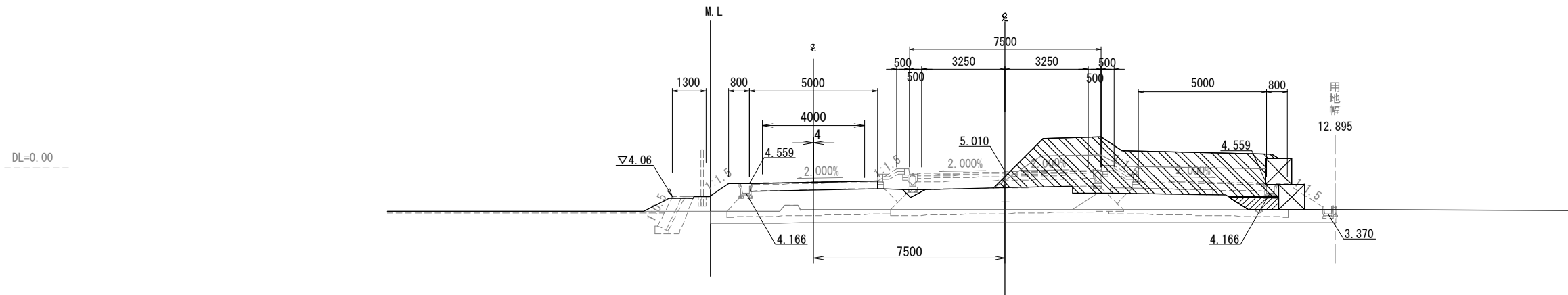
NO. 134+80  
GH=3.490  
FH=4.993



EC8-0 (NO. 134+74.998)  
GH=3.490  
FH=4.992



NO. 134+60  
GH=3.530  
FH=5.010


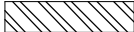
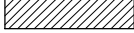



工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(22) (上り線盛土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	30 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

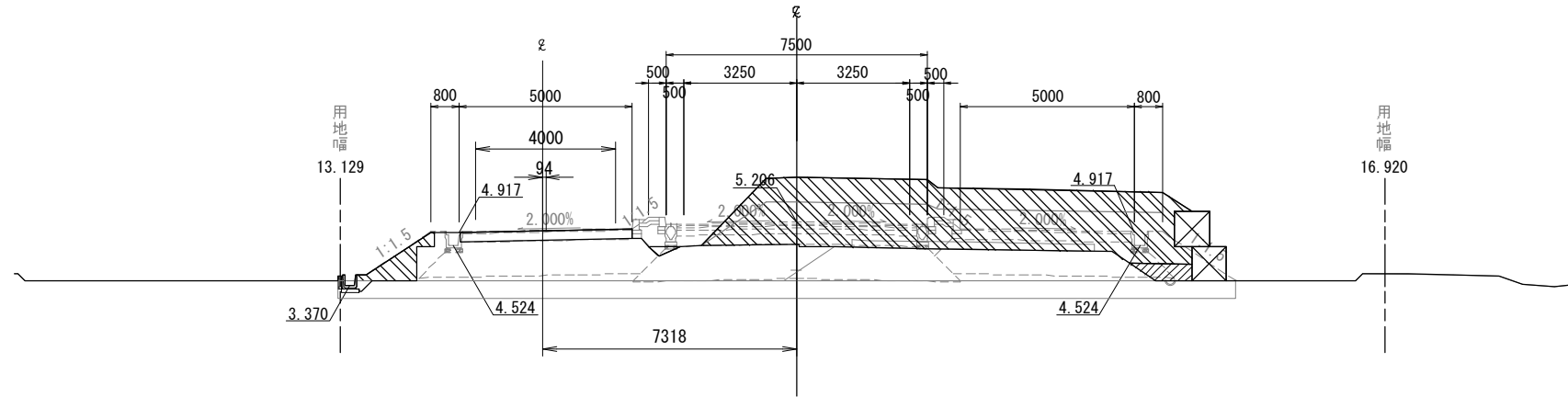
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 横断図(23) 1:100 (上り線盛土断面)

凡例

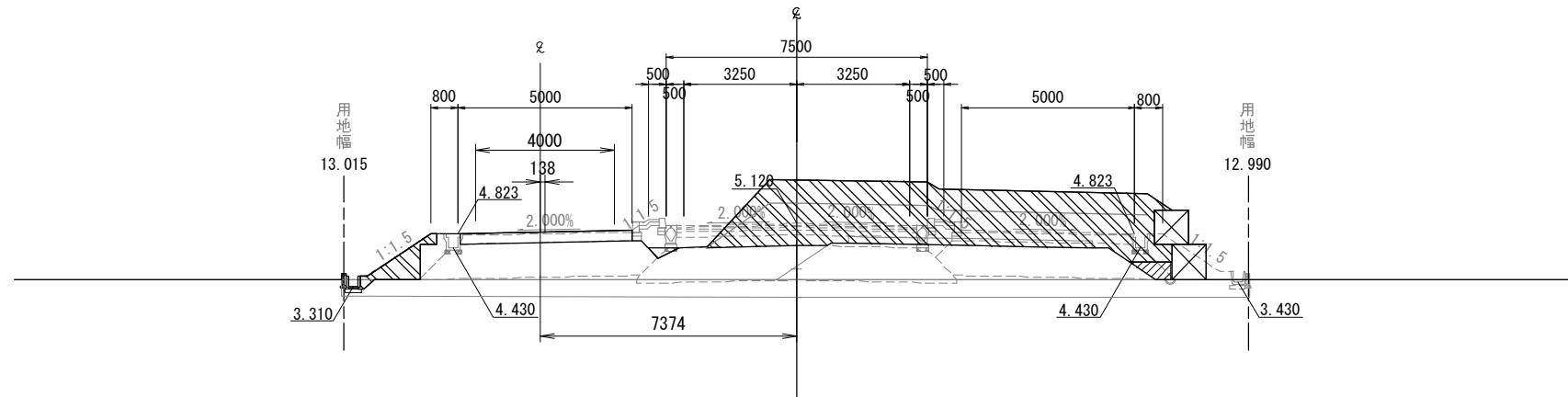
	切土
	路体盛土(プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状

NO. 135+40  
GH=3.510  
FH=5.206



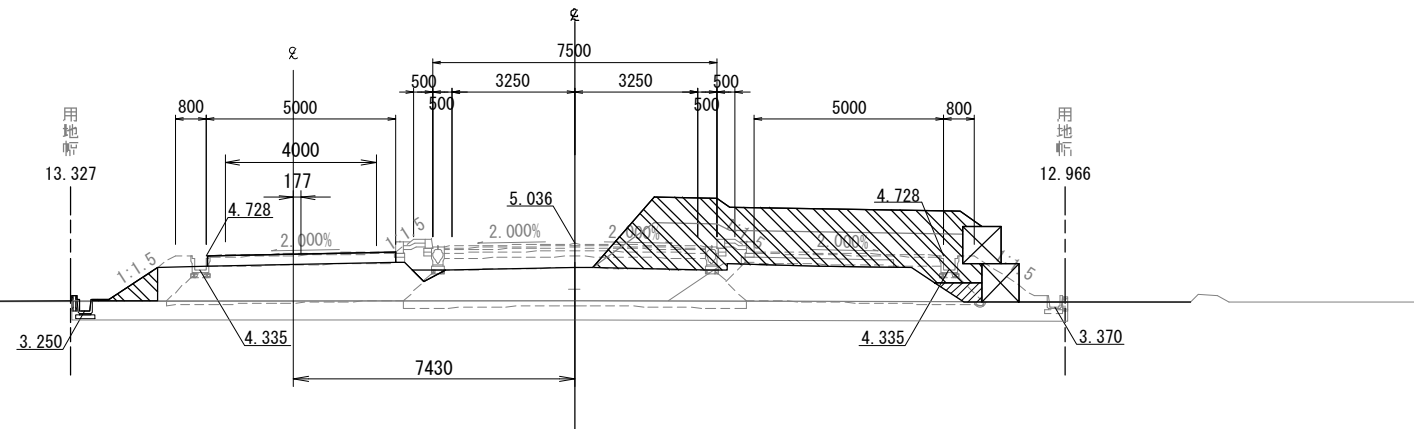
DL=0.00

NO. 135+20  
GH=3.510  
FH=5.120



DL=0.00

NO. 135  
GH=3.530  
FH=5.036



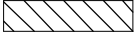



DL=0.00

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

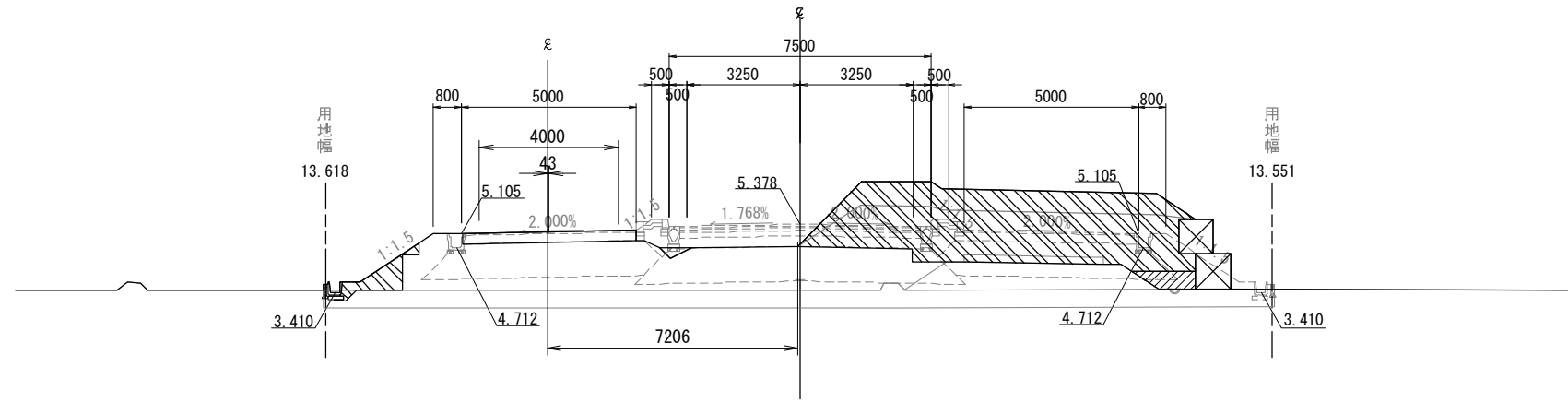
工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(23) (上り線盛土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	31 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 横断図(24) 1:100 (上り線盛土断面)

凡例

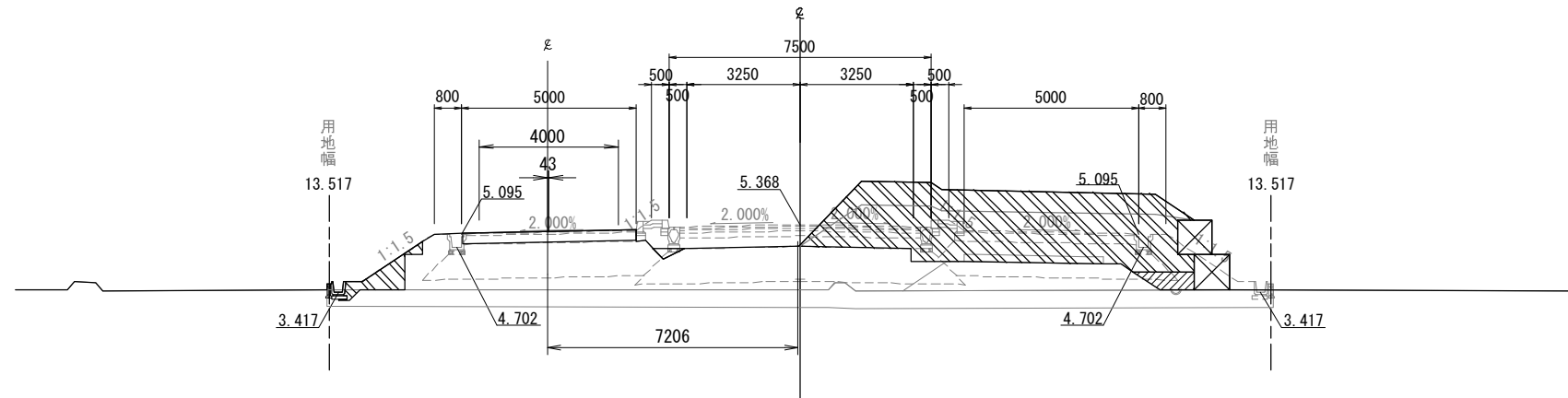
	切土
	路体盛土(プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状

NO. 135+80  
GH=3.490  
FH=5.378



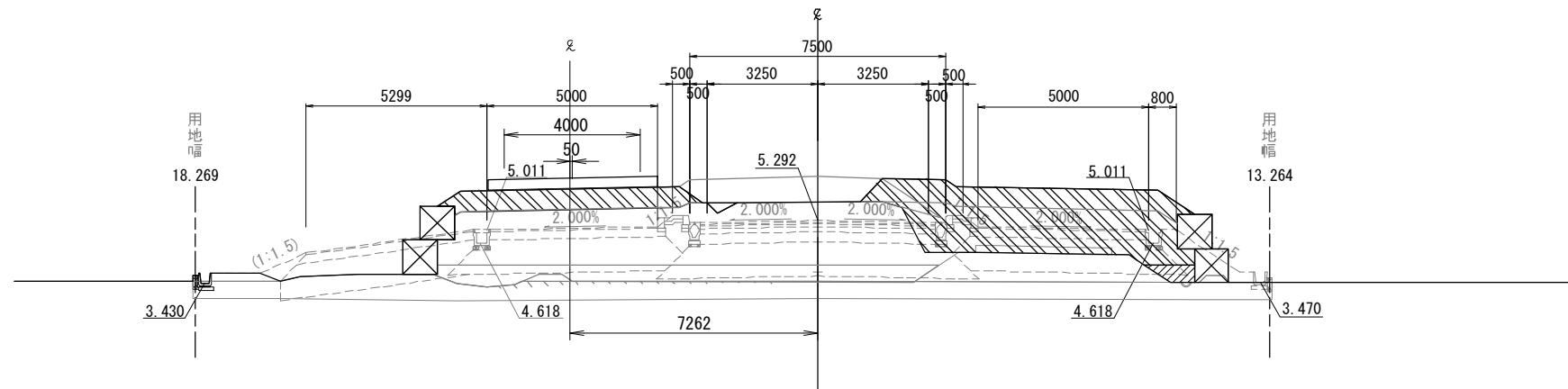
DL=0.00

KA9-1 (NO. 135+77.688)  
GH=3.500  
FH=5.368



DL=0.00

NO. 135+60  
GH=3.490  
FH=5.292




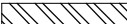
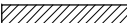

DL=0.00

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

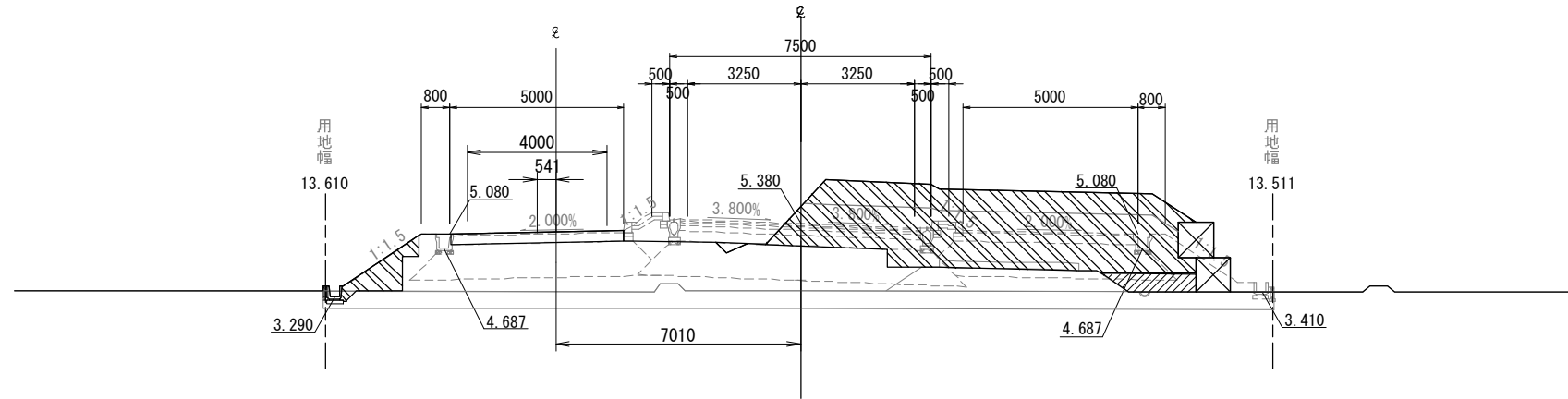
工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(24) (上り線盛土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	32 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 横断図(25) 1:100 (上り線盛土断面)

凡例

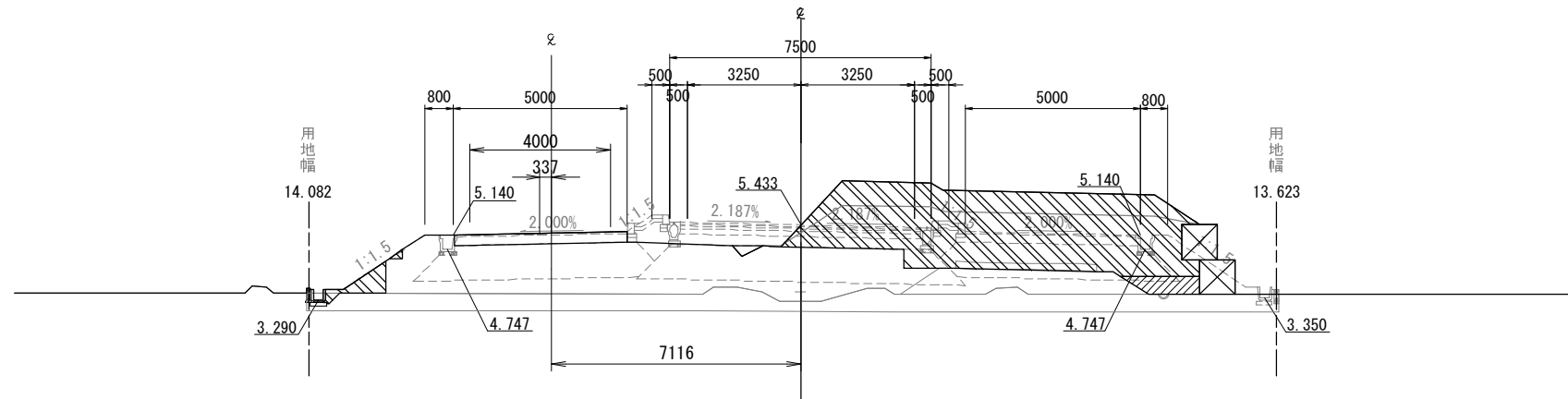
	切土
	路体盛土(プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状

NO. 136+40  
GH=3.460  
FH=5.380



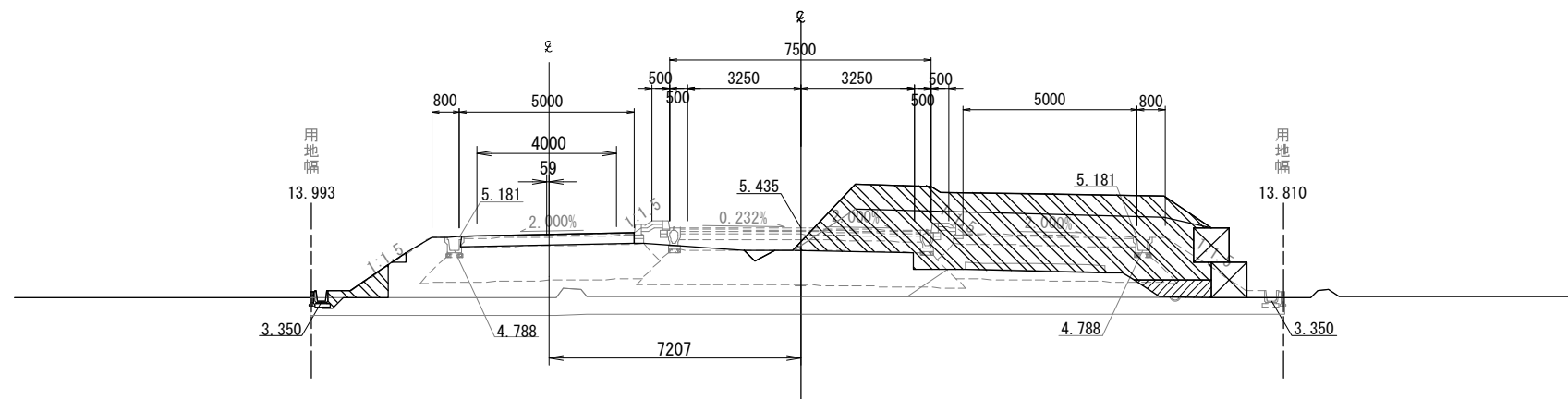
DL=0.00

NO. 136+20  
GH=3.230  
FH=5.433



DL=0.00

NO. 136  
GH=3.480  
FH=5.435





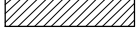
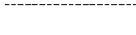
DL=0.00

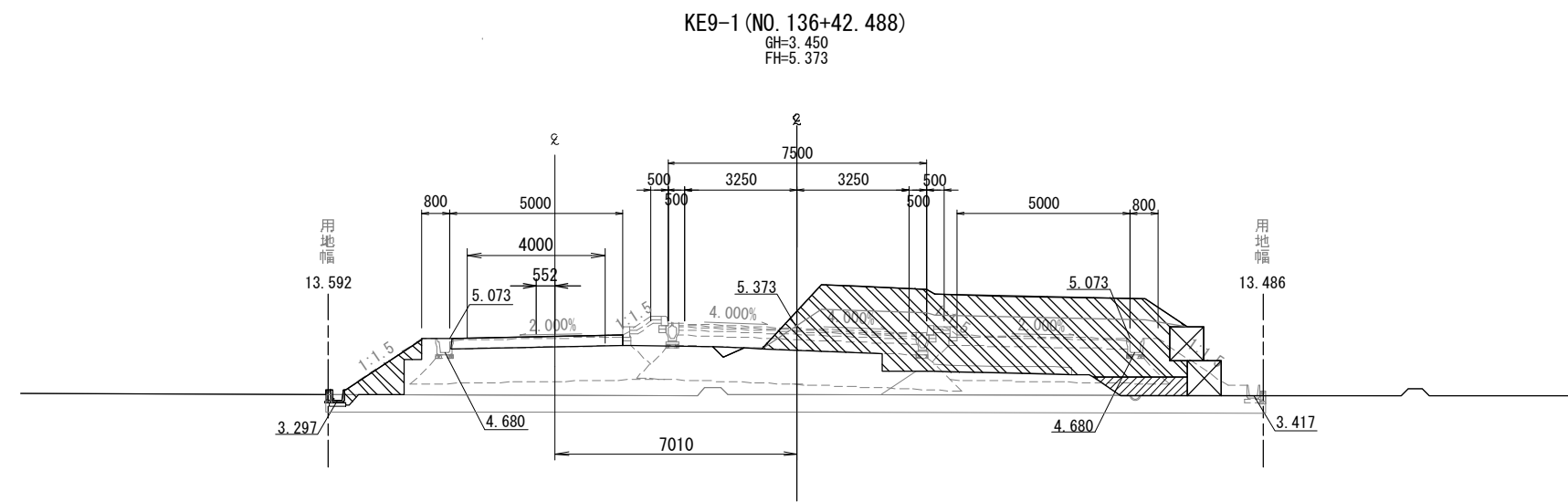
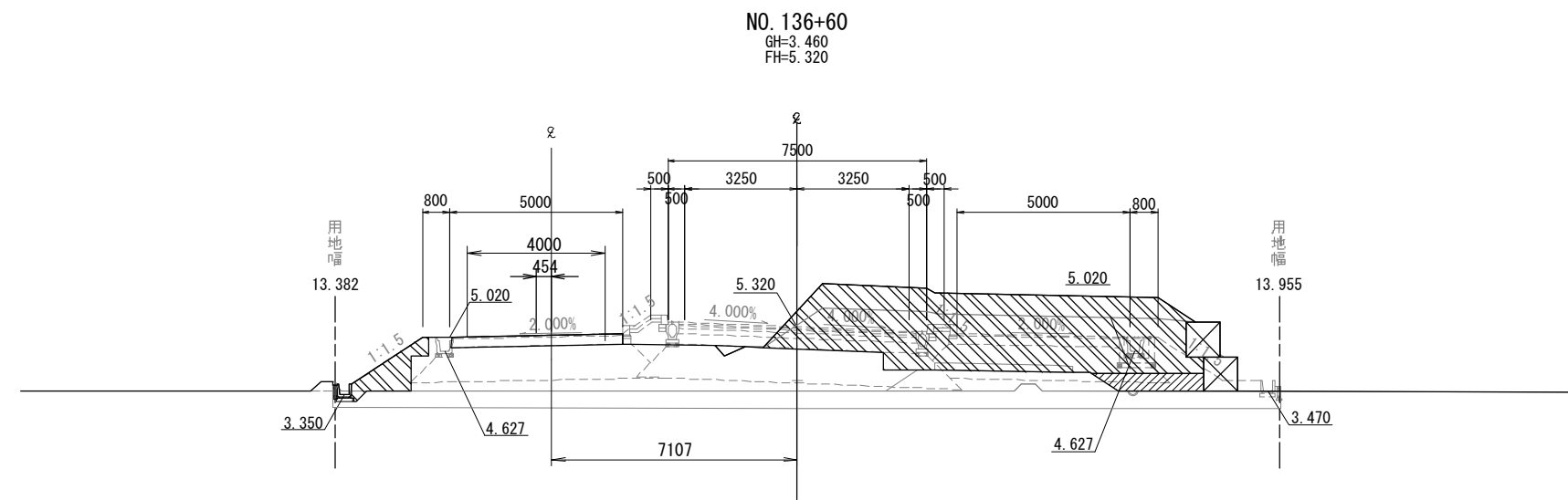
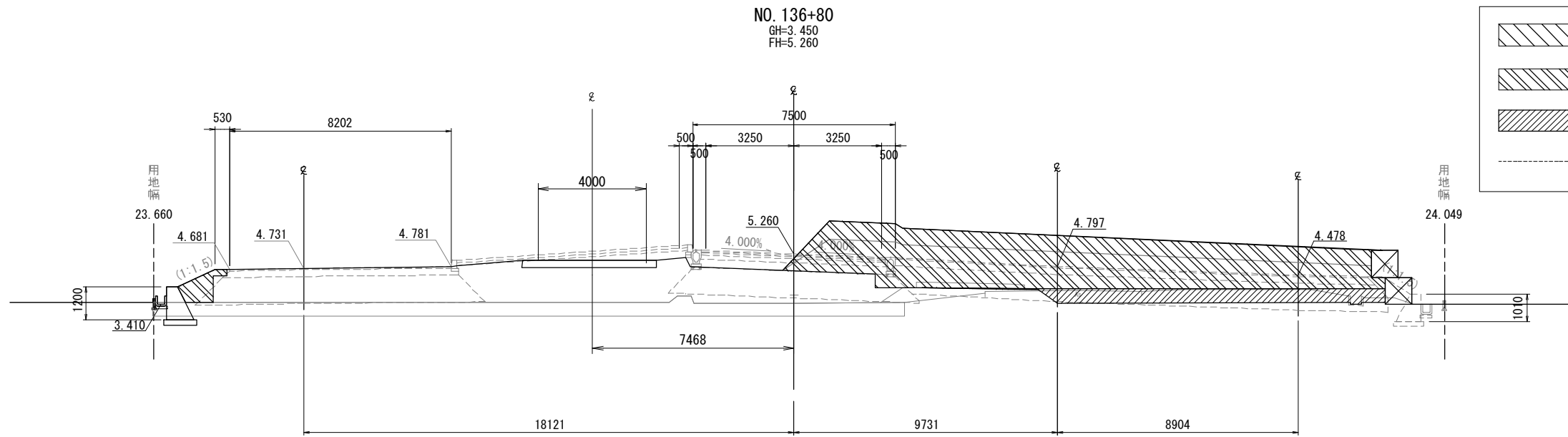
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(25) (上り線盛土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	33 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 横断図(26) 1:100 (上り線盛土断面)

凡例

	切土
	路体盛土 (プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状



工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(26) (上り線盛土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	34 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

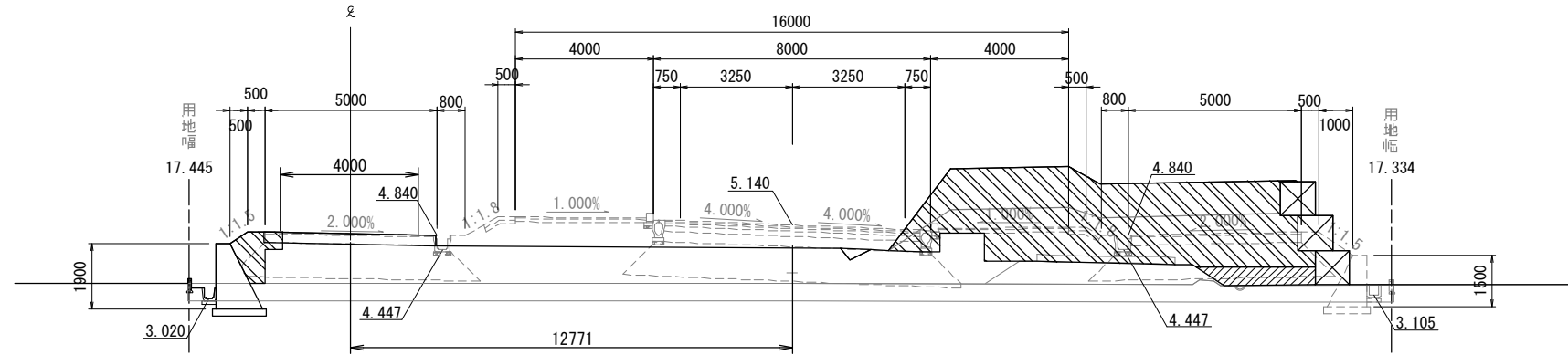
# 横断図 (27) 1:100

(上り線盛土断面)

凡例

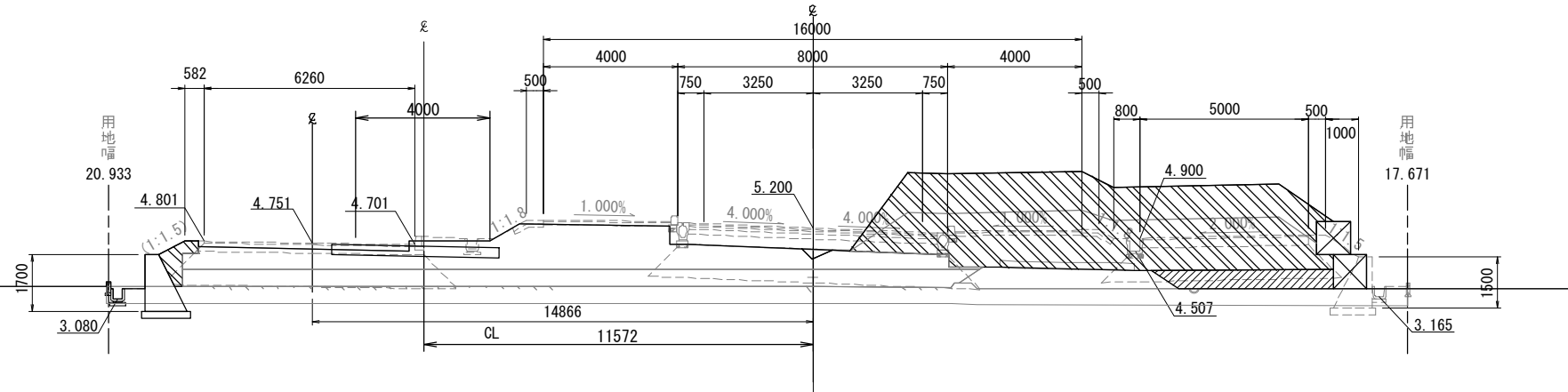
	切土
	路体盛土 (プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状

NO. 137+20  
GH=3.460  
FH=5.140



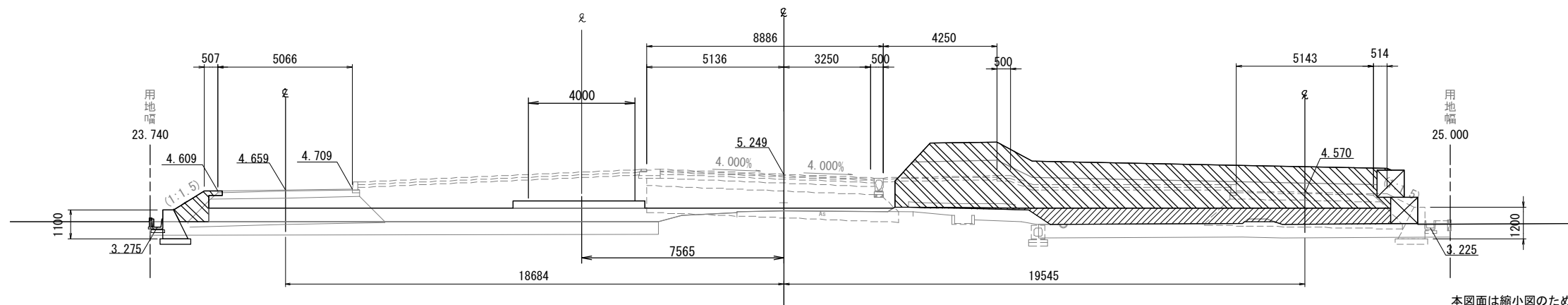
DL=0.00

NO. 137  
GH=3.450  
FH=5.200



DL=0.00

SP. 9 (NO. 136+83.779)  
GH=3.880  
FH=5.249




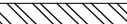
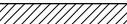

DL=0.00

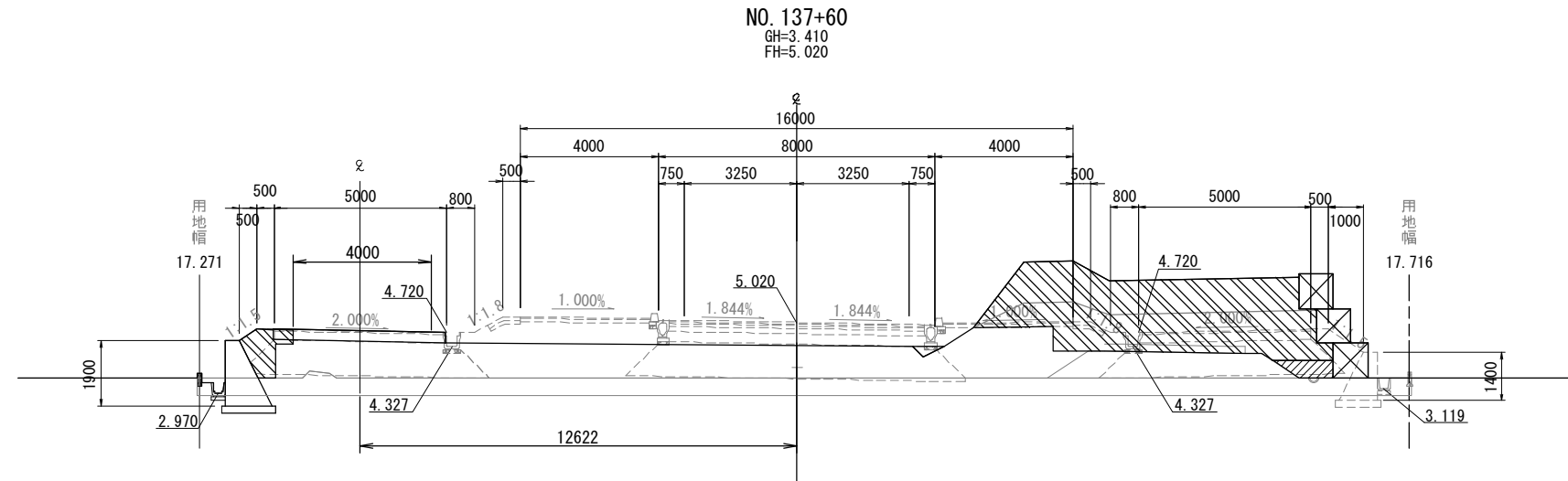
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(27)(上り線盛土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	35 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

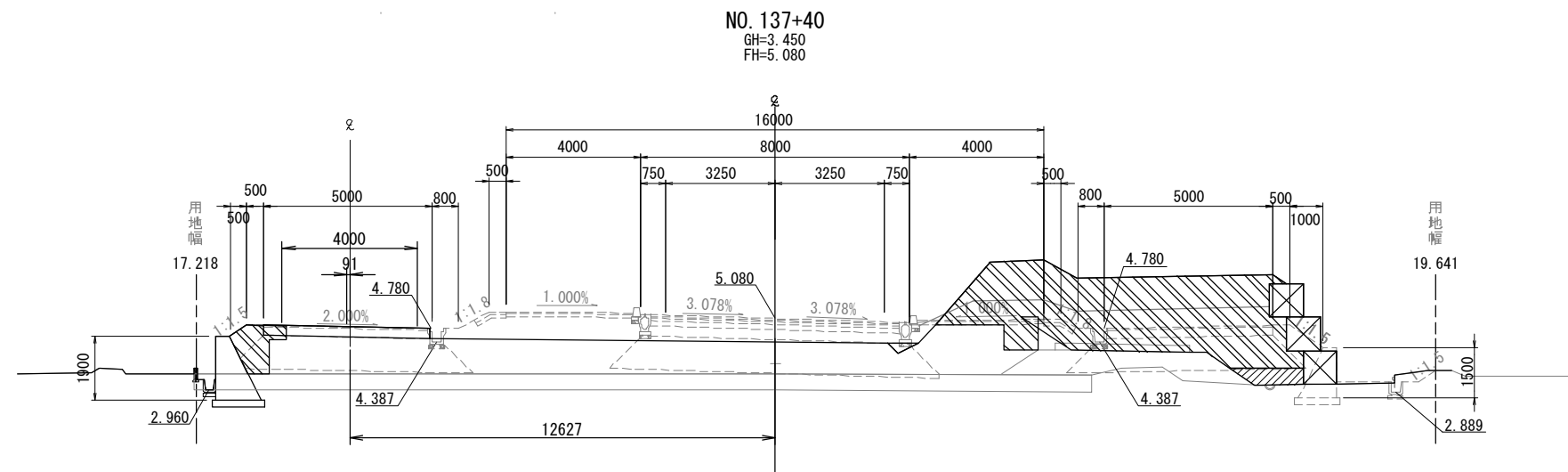
# 横断図(28) 1:100 (上り線盛土断面)

凡例

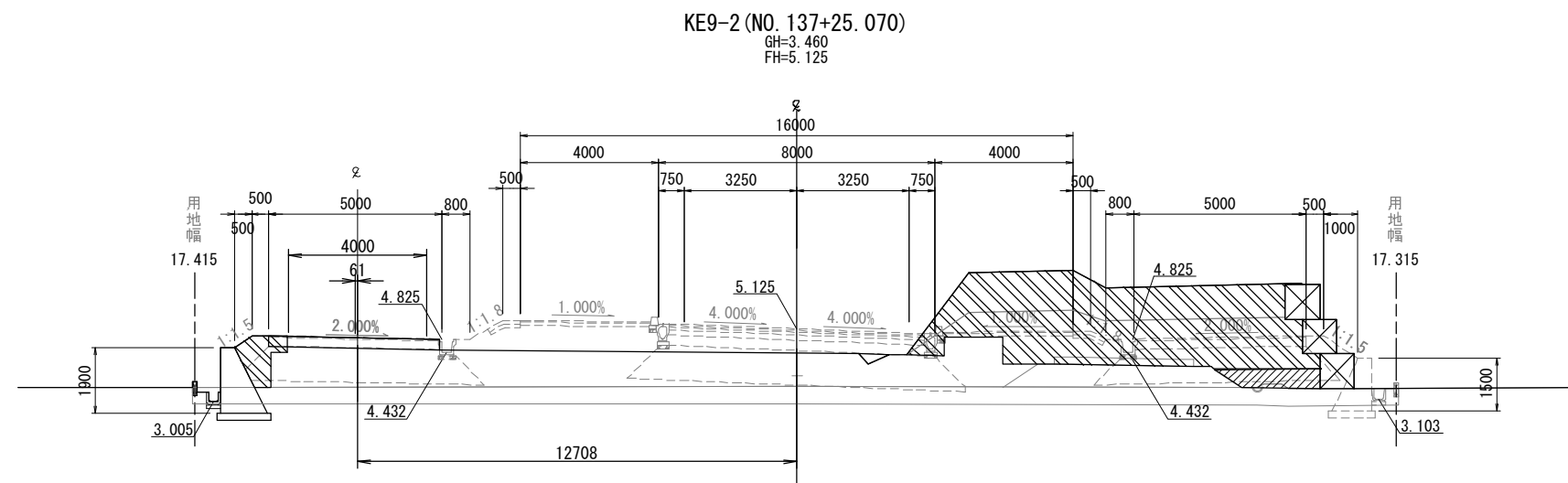
	切土
	路体盛土 (プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状



DL=0.00



DL=0.00



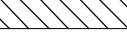



DL=0.00

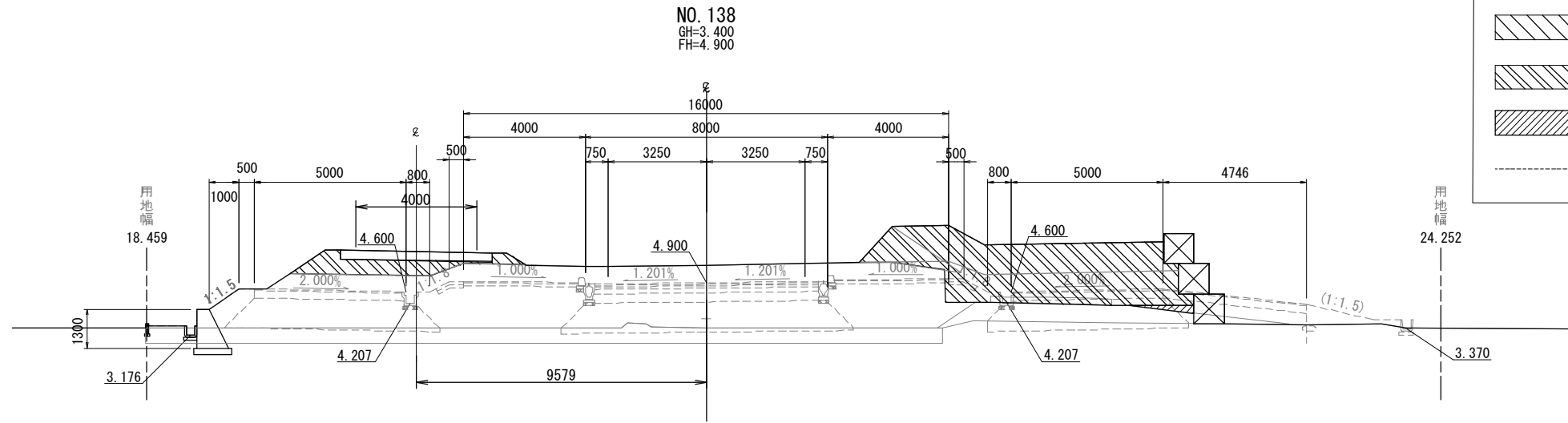
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(28) (上り線盛土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	36 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

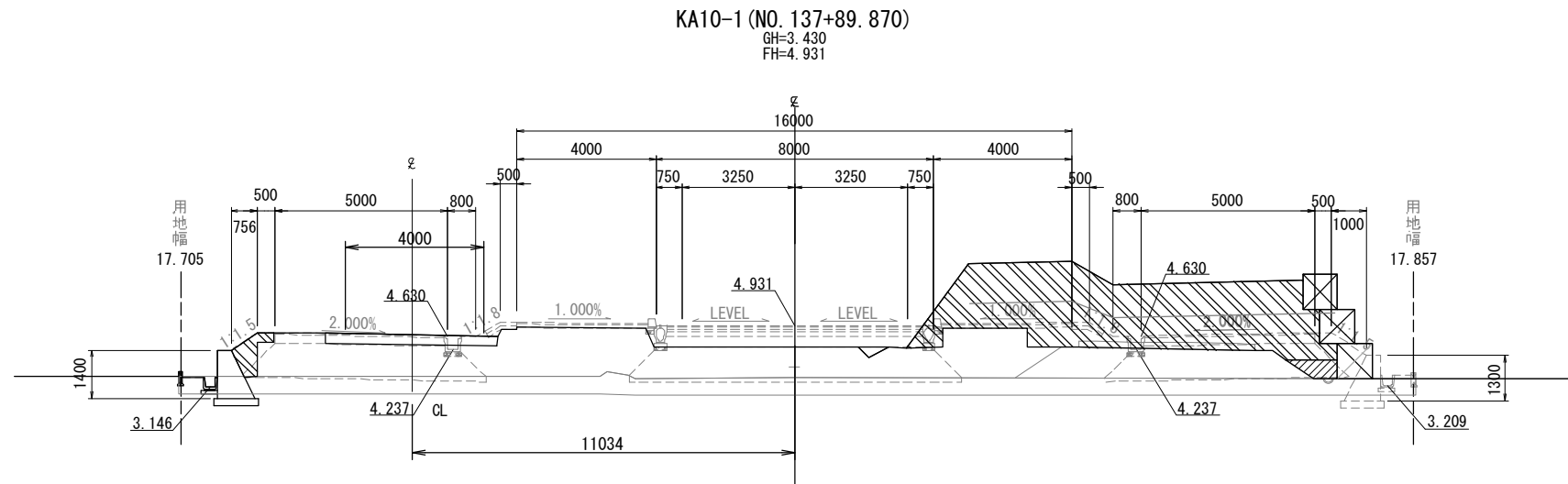
# 横断図 (29) 1:100 (上り線盛土断面)

凡 例

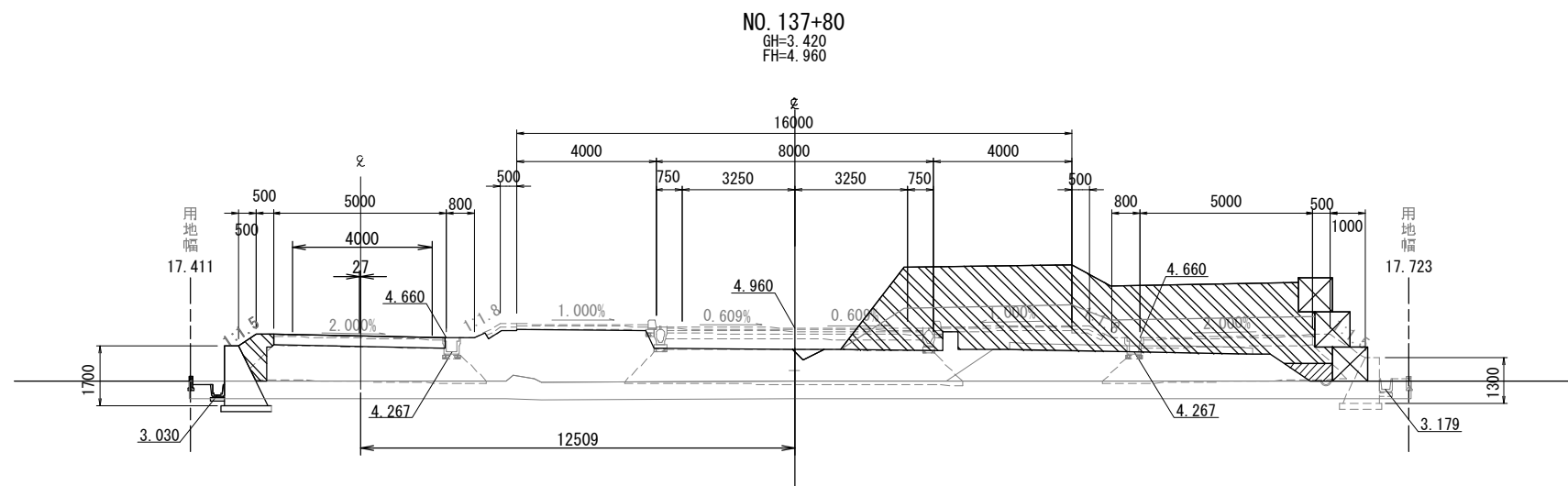
	切土
	路体盛土 (プレロード盛土)
	サンドマット
	沈下改良時盛土形状



DL=0.00



DL=0.00



DL=0.00

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

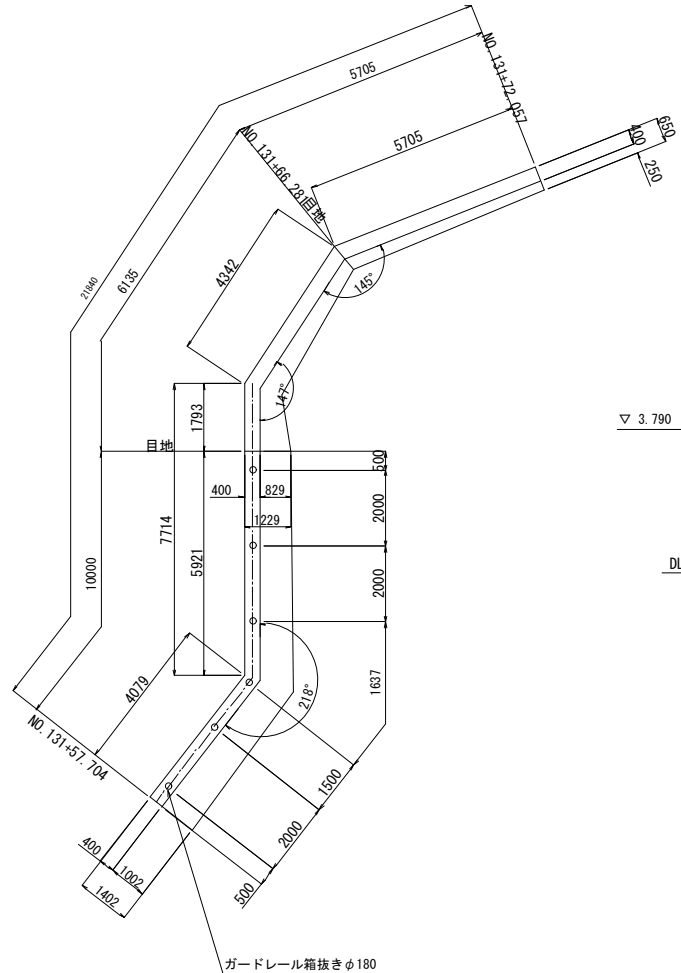
工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	横断図(29) (上り線盛土断面)		
縮尺	1:100	図面番号	37 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		



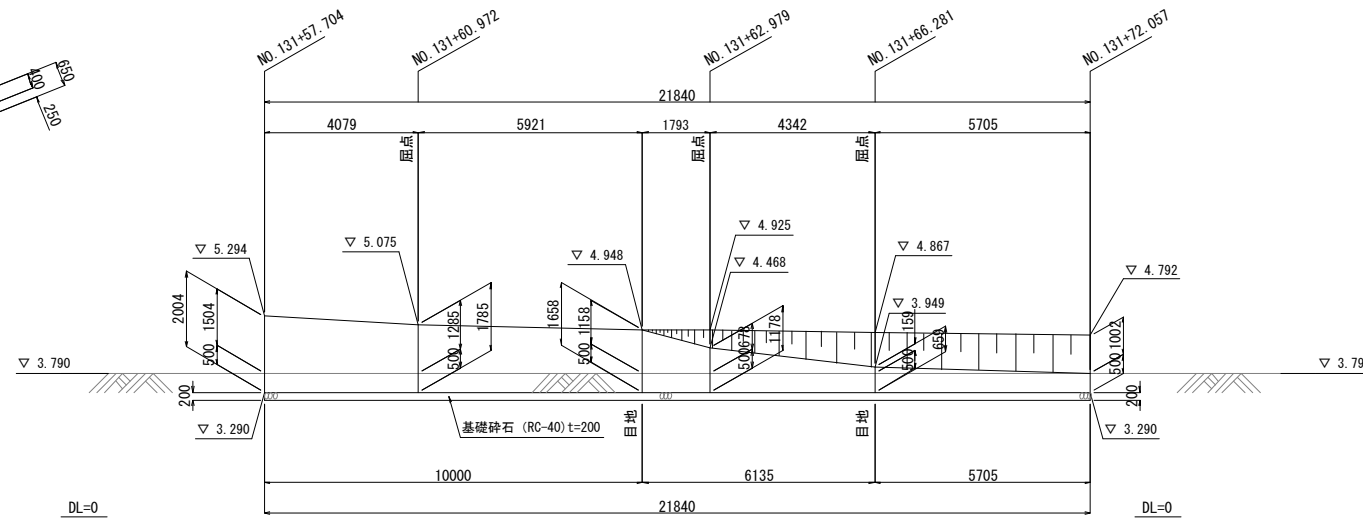
# 重力式擁壁工 展開図 (1)

NO. 131+57.704~N. 131+72.057 左側

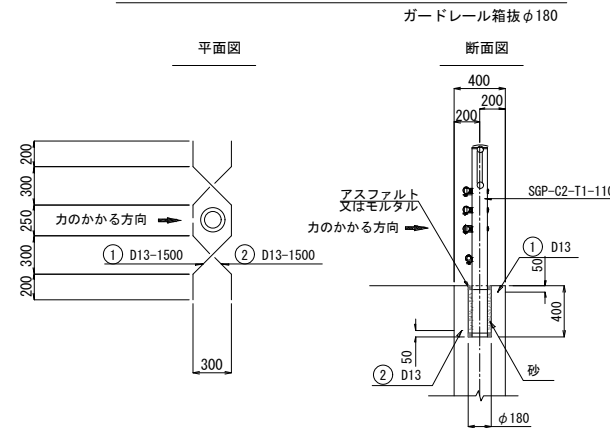
平面図 S=1:100



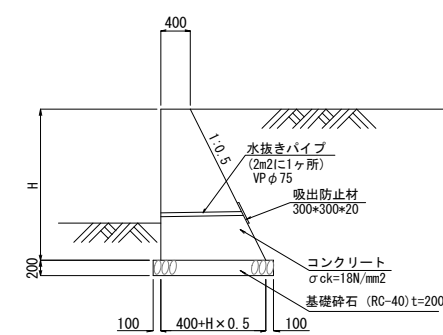
展開図 S=1:100



ガードレール箱抜き部詳細図 S=1:30



重力式擁壁  
断面図 S=1:50



材料表 1箇所当り

名称	規格	単位	数量	摘要
基礎砕石	RC-40	m <sup>2</sup>	26.98	t=200
鉄筋	SD345 D13	kg	17.9	
コンクリート	σ <sub>ck</sub> =18N/mm <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	19.9	平均高さ1.271m
ガードレール箱抜き	φ180 L=400	箇所	6	
型枠	一般型枠	式	1	
水抜きパイプ	φ75	式	1	
吸出防止材	300×300×20	式	1	
目地材	産青真目地材 t=10mm	式	1	

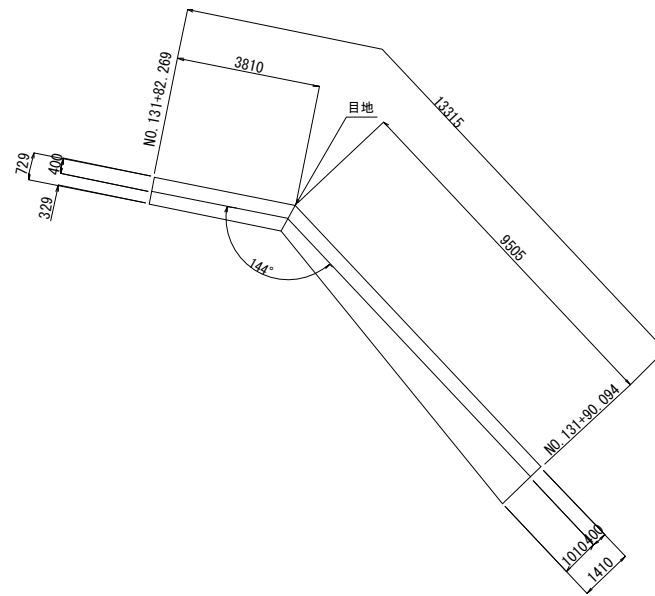
工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	重力式擁壁工 展開図 (1)		
縮尺	図示	図面番号	39 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

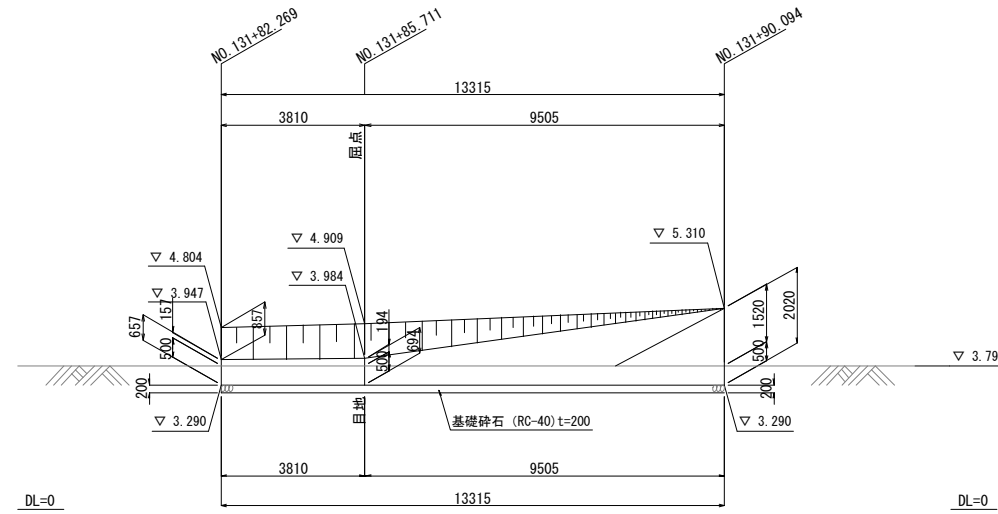
# 重力式擁壁工 展開図 (2)

NO. 131+82.269~N. 131+90.094 左側

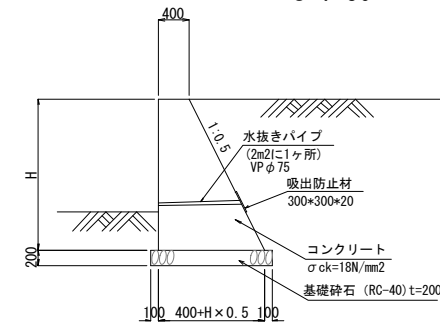
平面図 S=1:100



展開図 S=1:100



重力式擁壁  
断面図 S=1:50



材料表 1箇所当り

名称	規格	単位	数量	摘要
基礎砕石	RC-40	m <sup>2</sup>	15.72	t=200
コンクリート	σck=18N/mm <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	10.7	平均高さ1.162m
型枠	一般型枠	式	1	
水抜きパイプ	φ75	式	1	
吸出防止材	300×300×20	式	1	
目地材	縦貫目地板 t=10mm	式	1	

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	重力式擁壁工 展開図 (2)		
縮尺	図示	図面番号	40 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

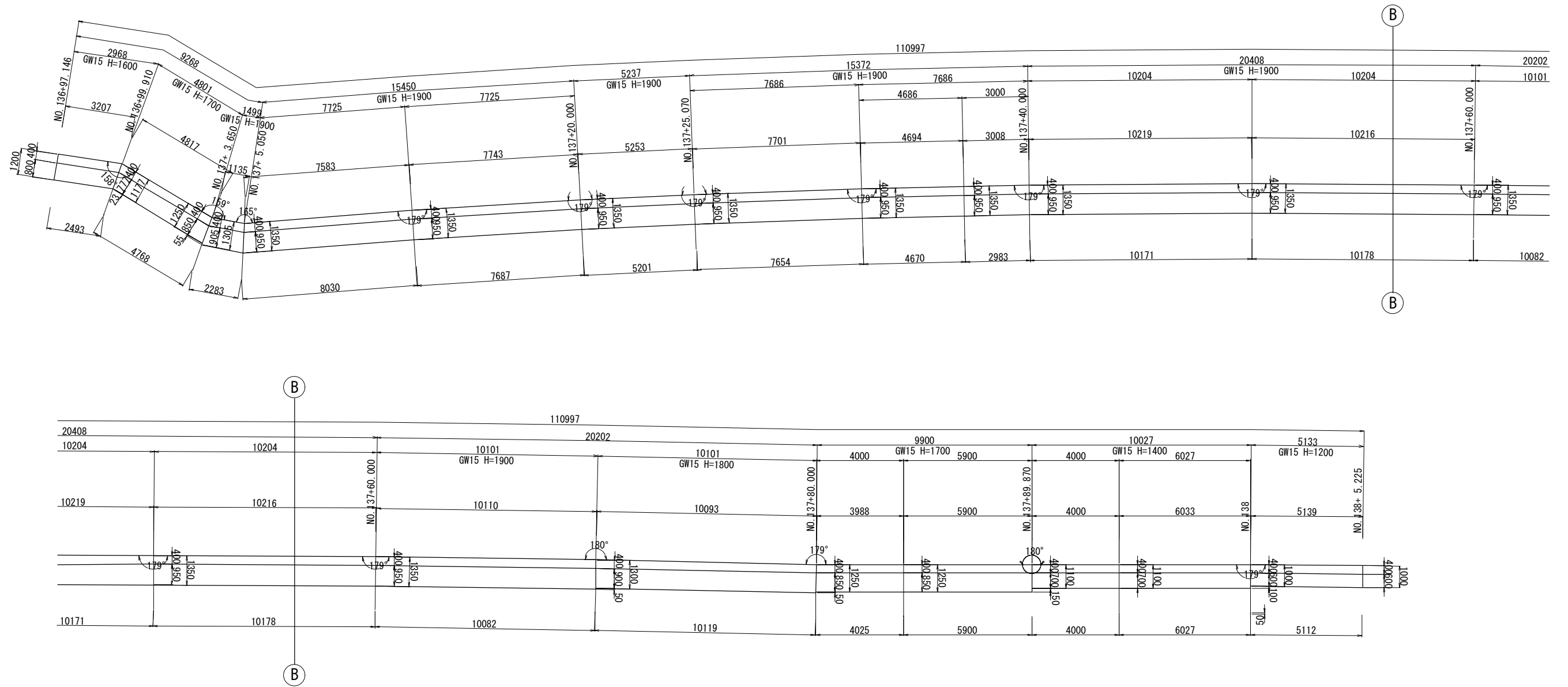




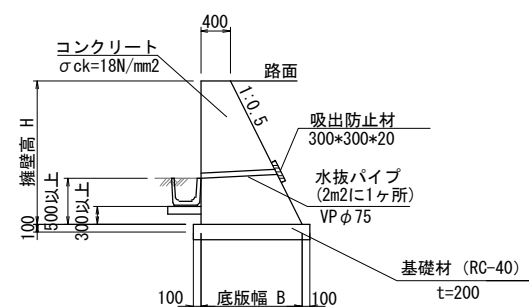
# 重力式擁壁工 展開図 (5)

平面図

NO. 136+97.098~NO. 138+5.225 左側 S=1:100



重力式擁壁  
断面図 S=1:50

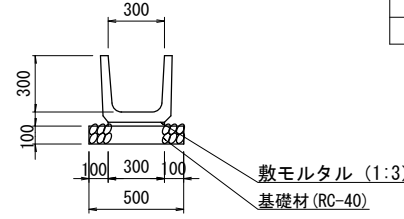


工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	重力式擁壁工 展開図 (5)		
縮尺	図示	図面番号	43 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 構造図(1)

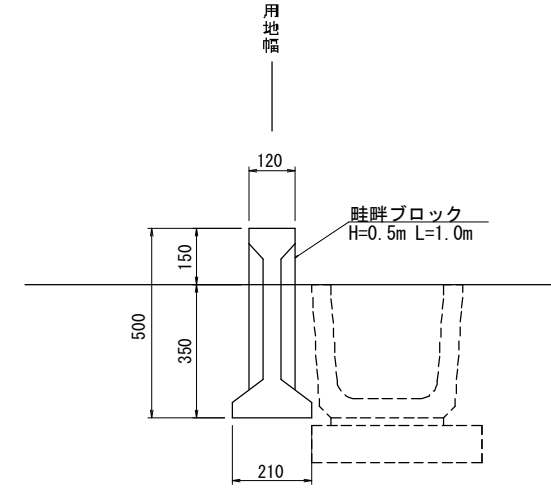
プレキャストU型側溝 1:20  
PU1-300×300



材料表 10m当り

名称	規格	単位	数量	摘要
プレキャストU型側溝	300×300	個	16.5	
基礎材	RC-40	m <sup>2</sup>	5.000	t=100
敷モルタル	1:3	式	1	

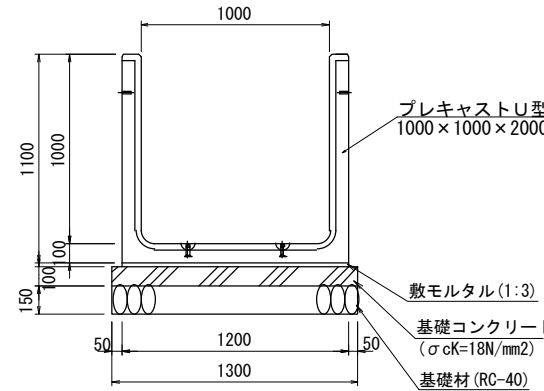
畦畔ブロック 1:10



材料表 1個当り

名称	規格	単位	数量	摘要
畦畔ブロック	H=0.5m L=1.0m	個	1	80kg/個

プレキャストU型水路 1:20  
1000×1000×2000



材料表 10m当り

名称	規格	単位	数量	摘要
プレキャストU型水路	1000×1000×2000	個	5.0	1500kg/個
基礎材	RC-40	m <sup>2</sup>	13.000	t=150
基礎コンクリート	σcK=18N/mm <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	1.300	
型枠	一般型枠	式	1	
敷モルタル	1:3	式	1	

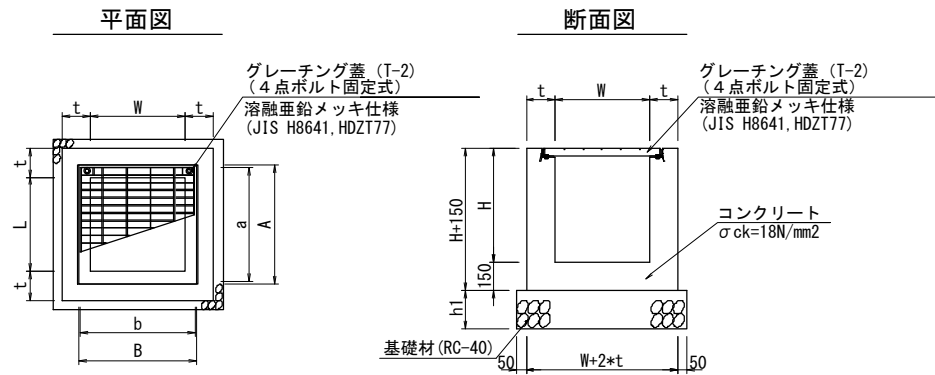
※施工にあたっては、地盤の沈下が確認  
出来た後に実施すること

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	構造図(1)		
縮尺	図示	図面番号	44 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

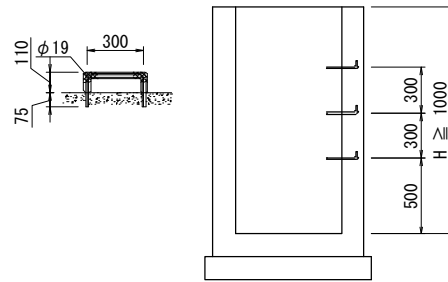
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 構造図 (2)

現場打ち集水樹 (1)  
現場打ち集水樹 (2) 1:20



足掛金物



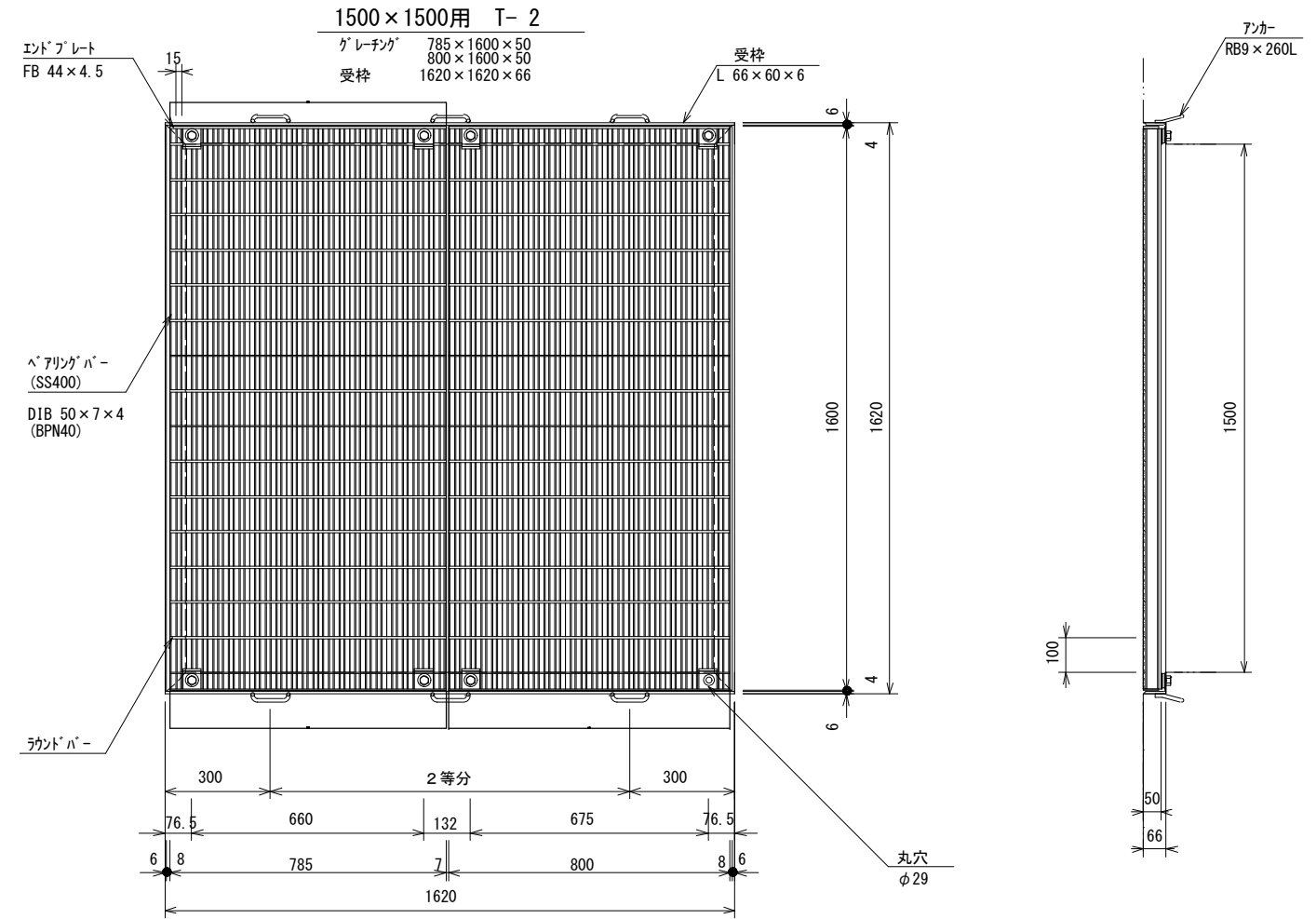
寸法表 単位: mm

名称	L	W	H	t	h1
現場打ち集水樹 (1)	800	800	1000	150	150
現場打ち集水樹 (2)	1500	1500	1500	200	200

材料表 1箇所当り

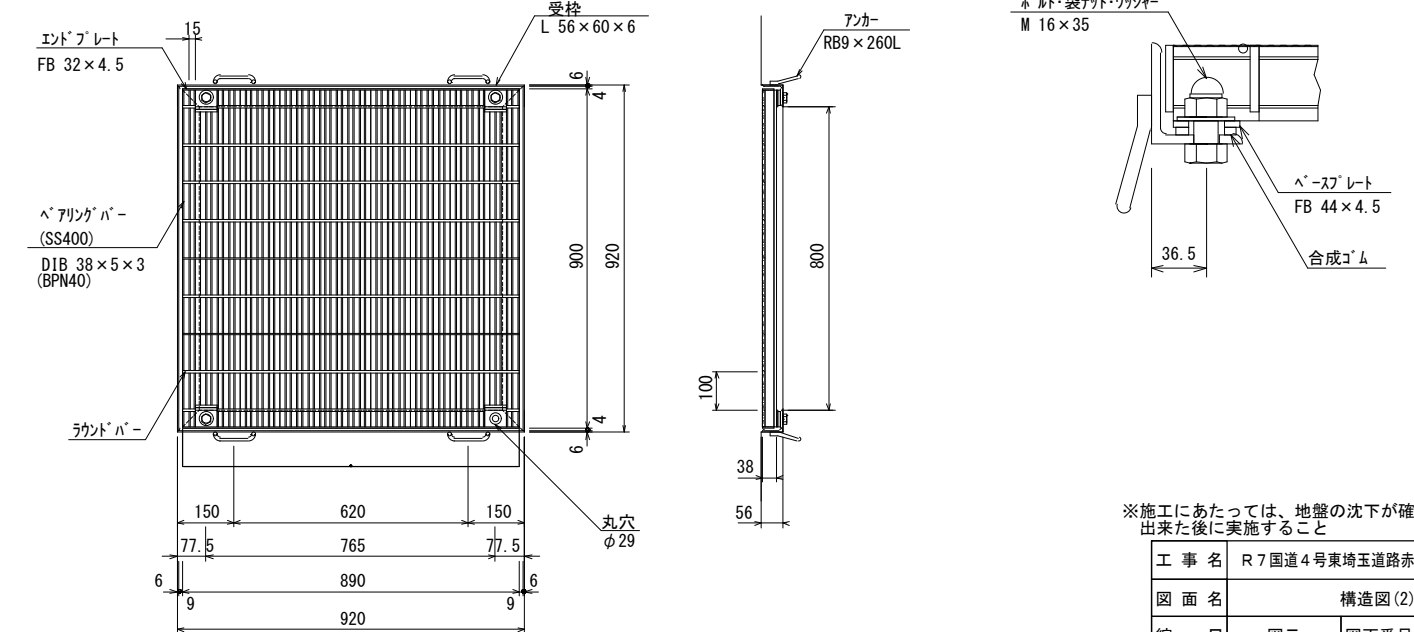
名称	規格	単位	数量	摘要
現場打ち集水樹 (1)	800×800×1000			
基礎碎石	RC-40	m2	1.44	t=150
型枠	一般型枠	式	1	
コンクリート	σck=18N/mm2	m3	0.752	
グレーチング蓋	800×800用 T-2	枚	1	ボルト固定式
足掛金物	φ19 W=300	個	2	
現場打ち集水樹 (2)	1500×1500×1500			
基礎碎石	RC-40	m2	4.00	t=200
型枠	一般型枠	式	1	
コンクリート	σck=18N/mm2	m3	2.582	
グレーチング蓋	1500×1500用 T-2 2枚1組	組	1	ボルト固定式
足掛金物	φ19 W=300	個	4	

グレーチング蓋 S=1:10



800×800用 T-2

グレーチング 890×900×38  
受枠 920×920×56



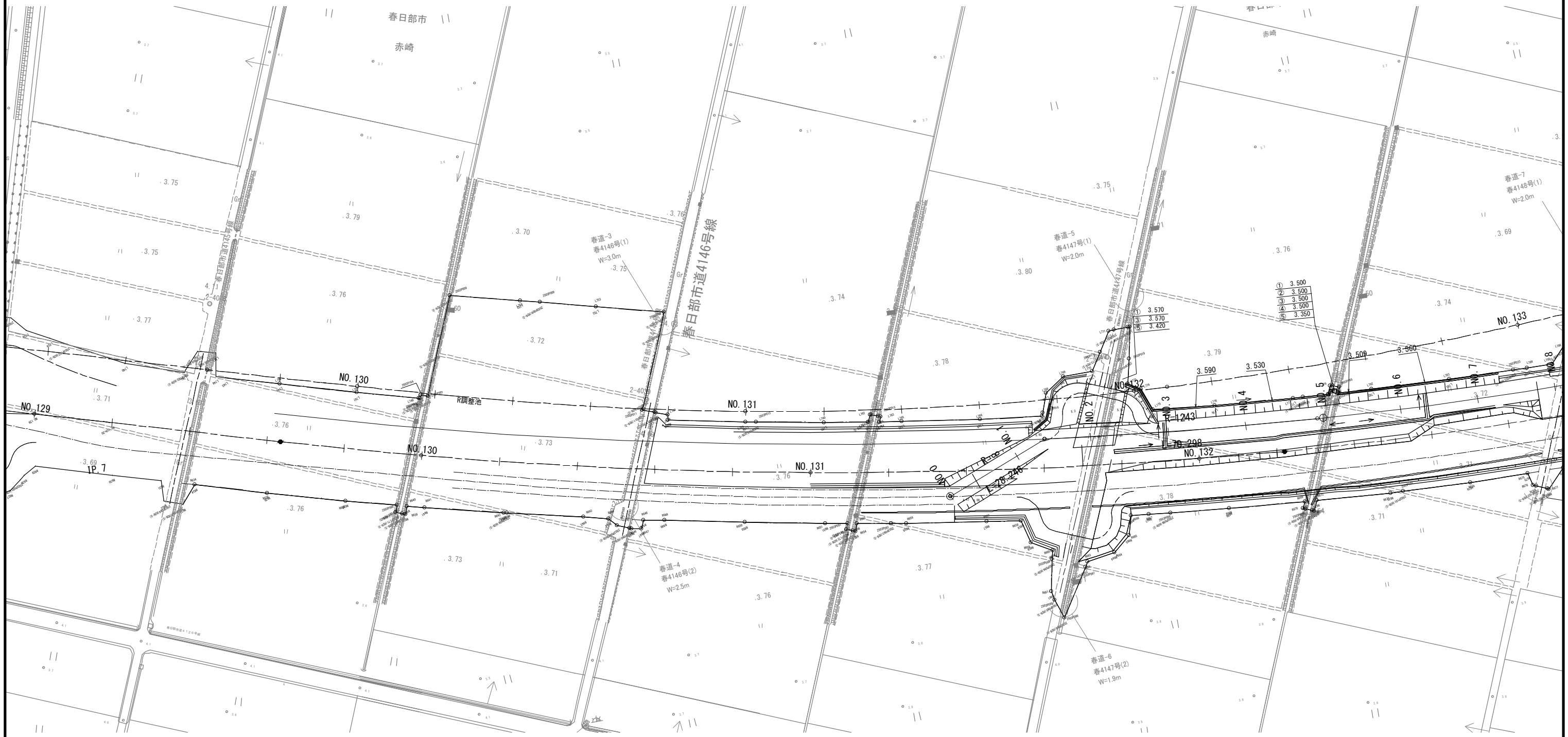
ボルト固定部詳細 S=1:2.5

※施工にあたっては、地盤の沈下が確認出来た後に実施すること

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	構造図(2)		
縮尺	図示	図面番号	45 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 排水系統図(1) 1:500



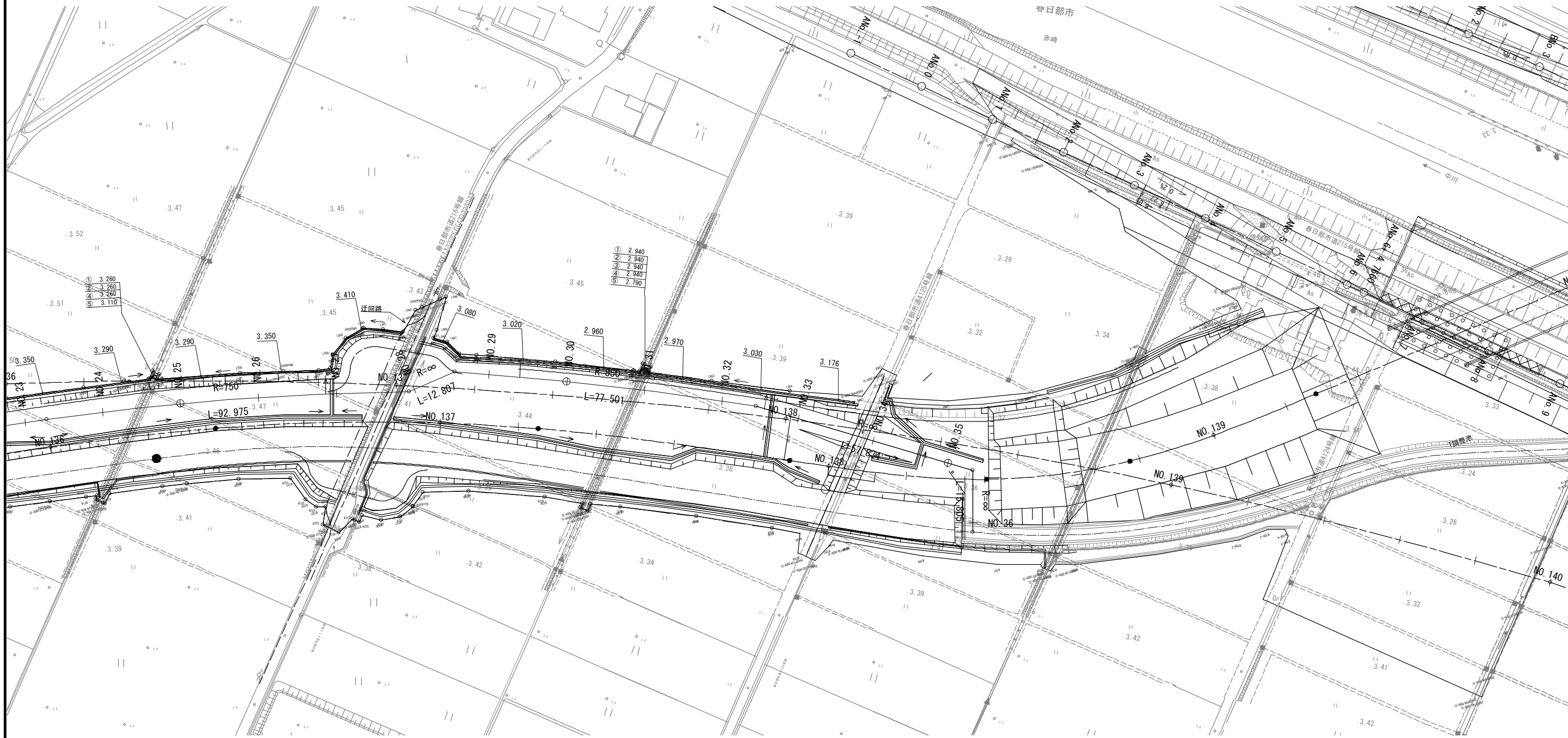
③  
 ② □ ④ ⑤-樹底高  
 ①  
 起点 ----- 終点  
 ①  
 ④ □ ② ⑤-樹底高  
 ③

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	排水系統図(1)		
縮尺	1:500	図面番号	46 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		



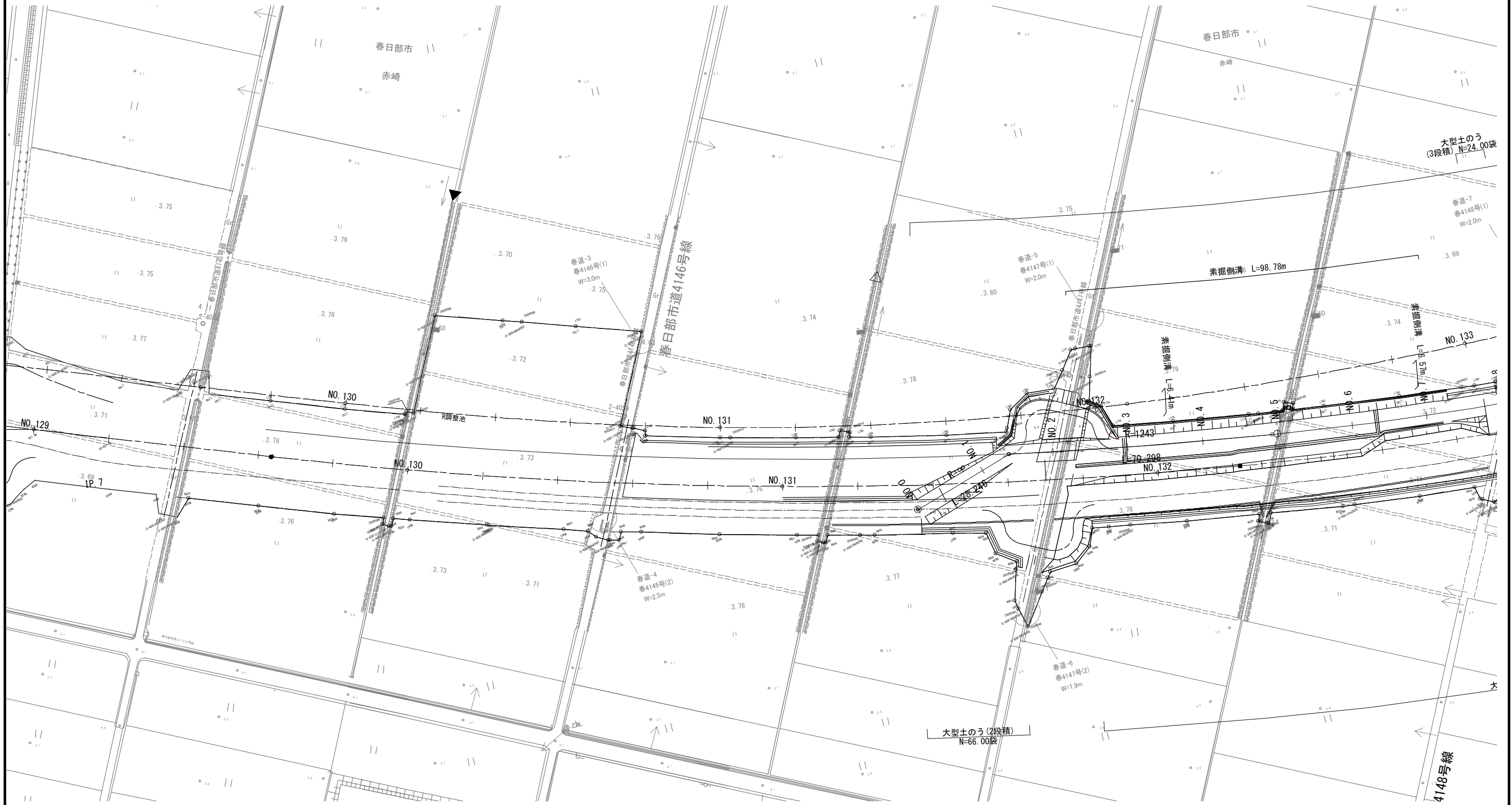
# 排水系統図(3) 1:500



本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	排水系統図(3)		
縮尺	1:500	図面番号	48 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

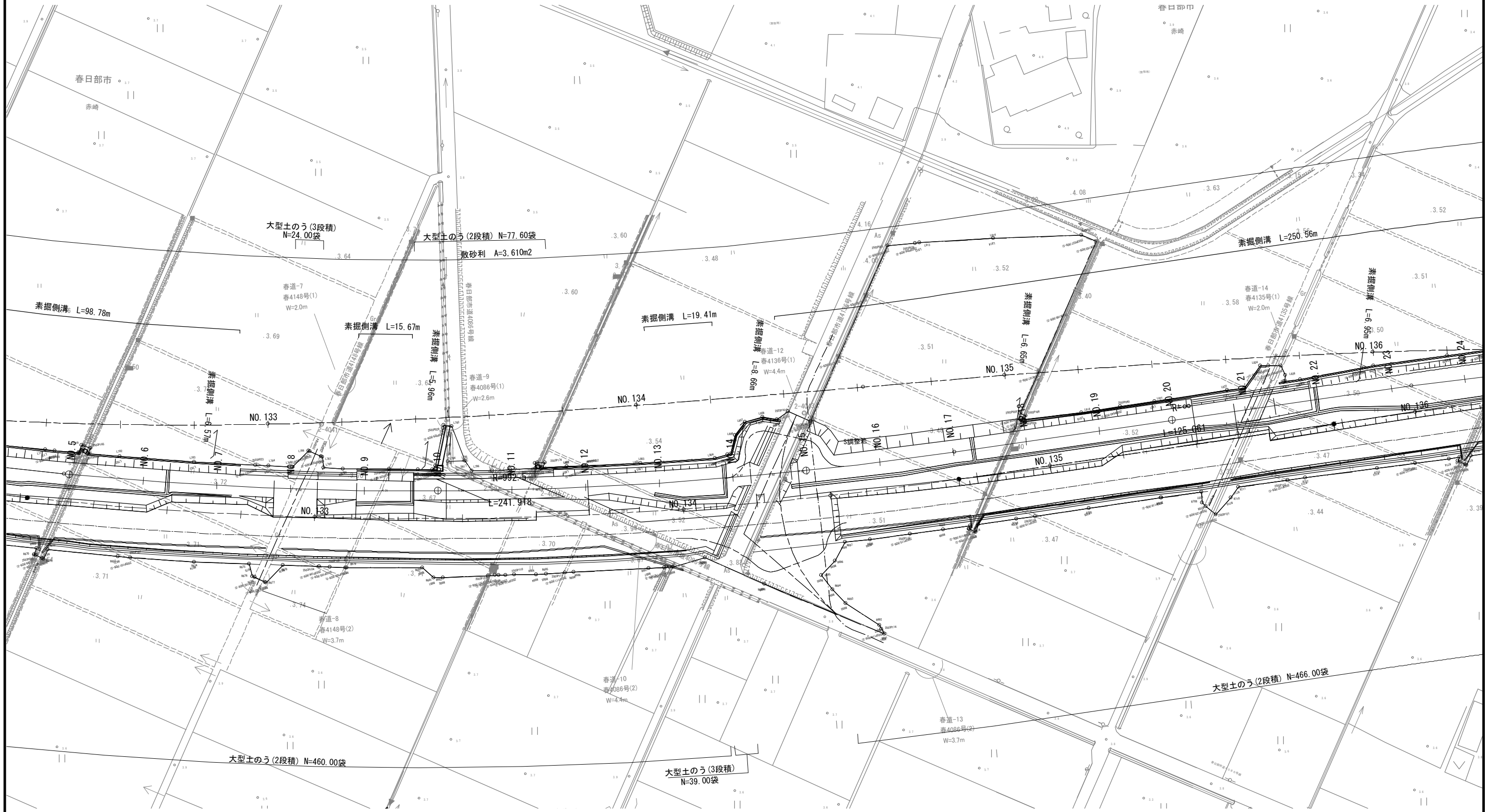
# 仮設工平面図 ( 1 ) 1:500



工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	仮設工平面図 ( 1 )		
縮尺	1:500	図面番号	49 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

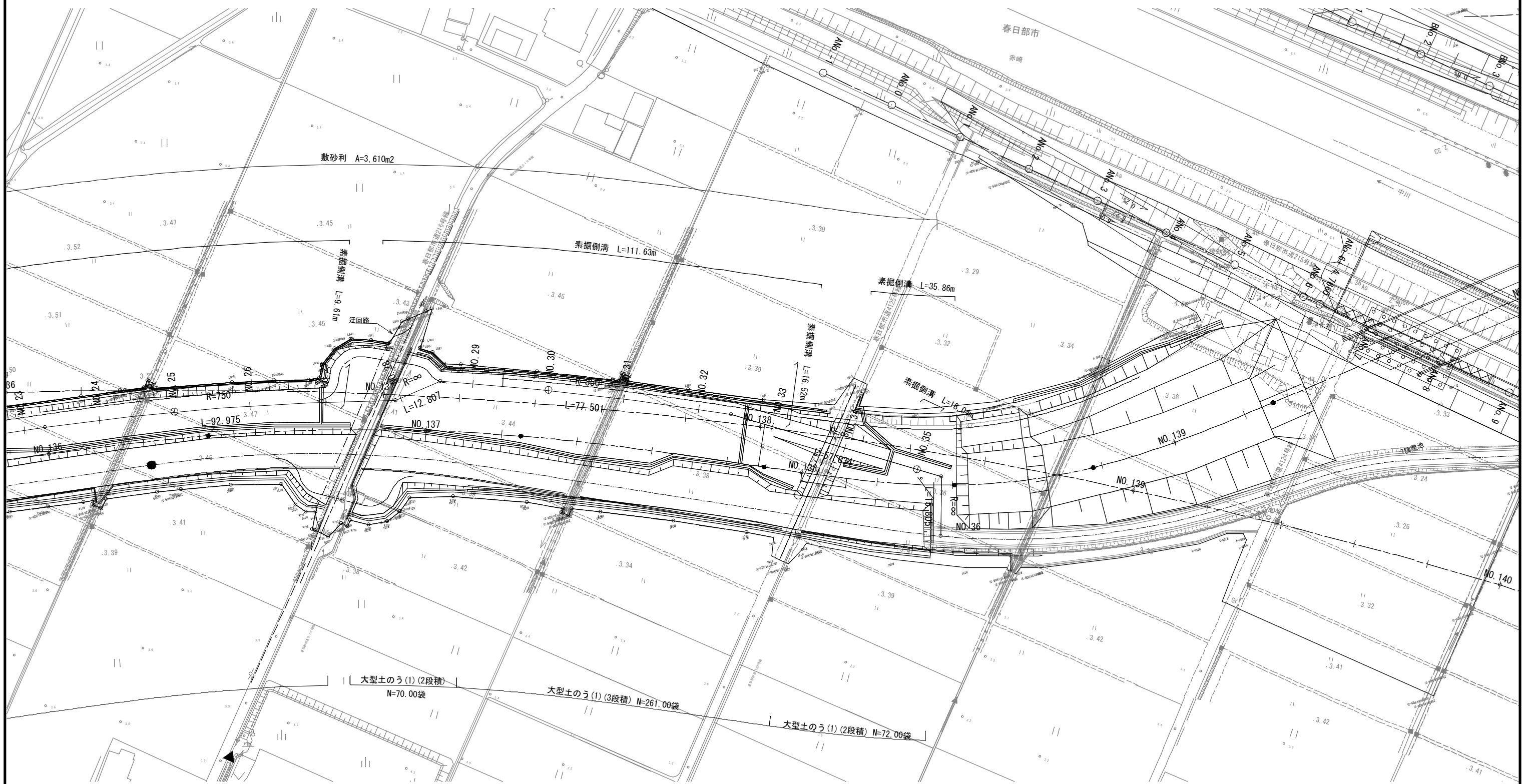
# 仮設工平面図 (2) 1:500



本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	仮設工平面図 (2)		
縮尺	1:500	図面番号	50 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 仮設工平面図 (3) 1:500



大型土のう(1)(2段積) N=70.00袋  
 大型土のう(1)(3段積) N=261.00袋  
 大型土のう(1)(2段積) N=72.00袋

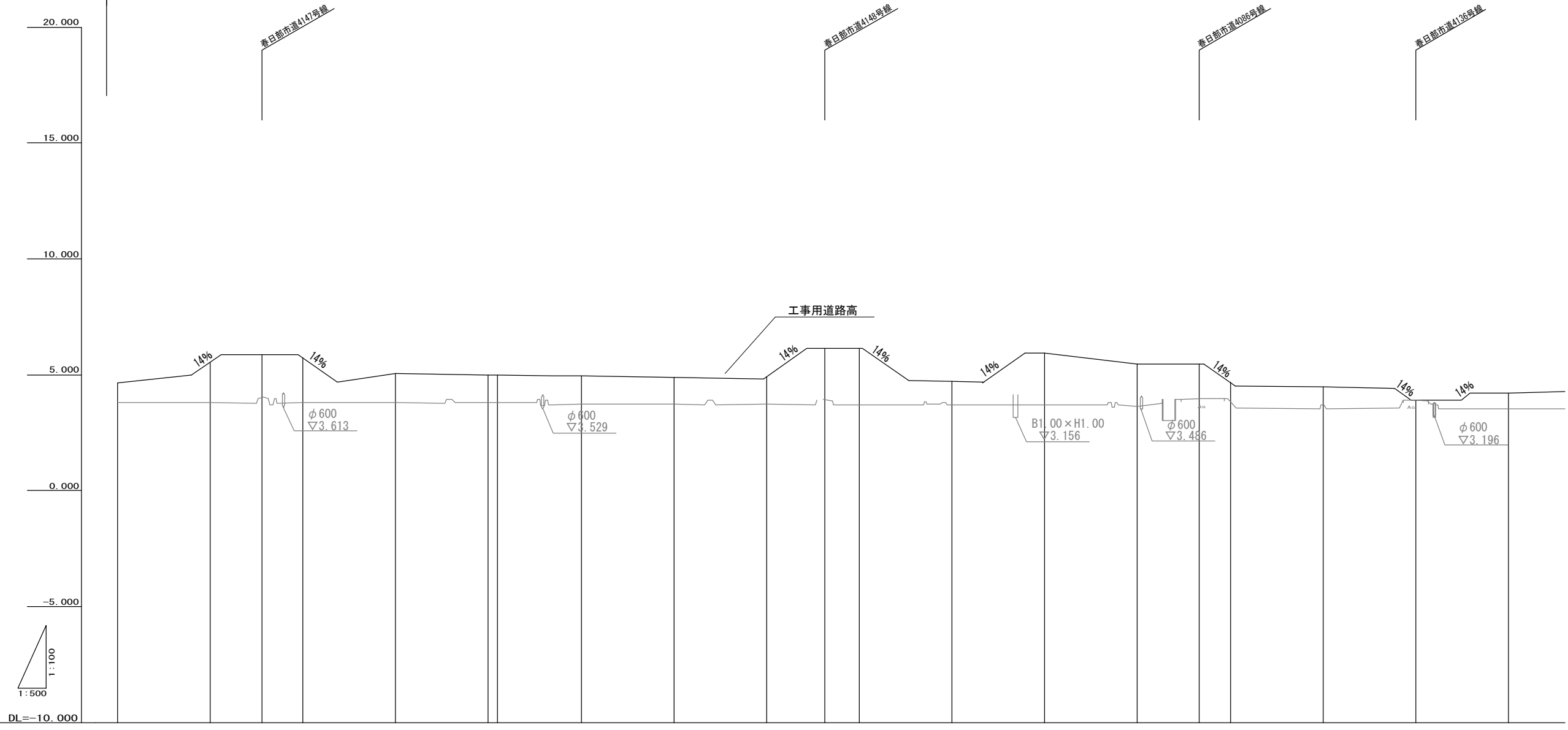
工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	仮設工平面図(3)		
縮尺	1:500	図面番号	51 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 工事用道路工 縦断図 (1) V=1:100 H=1:500

工事起点  
No. 131+30.00

今回施工区間 (NO. 131+30.00~NO. 138+40.00) L=0.71km



工事開始点	4.638	5.547	5.880	5.733	5.064	5.006	5.001	4.949	4.890	4.922	6.140	6.140	4.710	5.940	5.460	5.460	4.673	4.470	3.920	4.225
法面距離	13140.000	13160.000	13171.100	13180.000	13200.000	13220.000	13221.989	13240.000	13260.000	13280.000	13292.590	13300.000	13320.000	13340.000	13360.000	13373.240	13380.000	13400.000	13420.000	13440.000
距離	0.000	20.000	11.100	8.900	20.000	20.000	1.989	18.011	20.000	20.000	12.590	7.410	20.000	20.000	20.000	13.240	6.760	20.000	20.000	20.000
測点	No. 131+30.000	+60.000	+71.100	+80.000	No. 132	+20.000	EBC 8-1	+40.000	+60.000	+80.000	+92.590	No. 133	+20.000	+40.000	+60.000	+73.240	+80.000	No. 134	+20.000	+40.000
曲線	IP 1 LA=1250.000 TL=1853.201 CL=258.477 SL=3485.365										IP 2 LA=1090.000 TL=1482.561 CL=253.006 SL=2788.292									
中																				
記																				

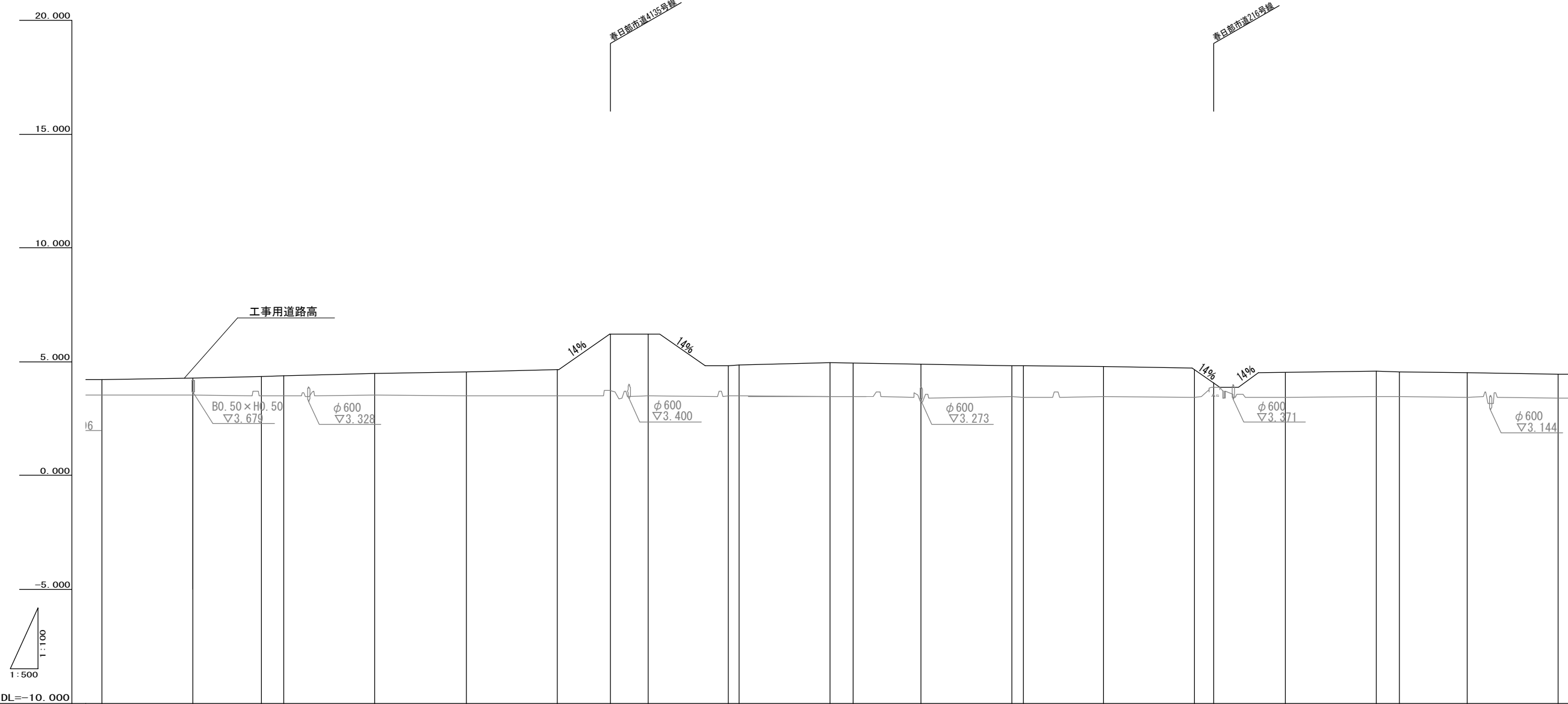
本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	工事用道路工 縦断図 (1)		
縮尺	V=1:100 H=1:500	図面番号	52 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 工事用道路工 縦断図 (2)

V=1:100  
H=1:500

今回施工区間 (NO. 131+30.00~NO. 138+40.00) L=0.71km



工事開始点	4.225	4.290	4.358	4.384	4.475	4.570	4.665	6.220	6.220	4.845	4.852	4.951	4.938	4.897	4.841	4.834	4.779	4.673	4.069	4.528	4.590	4.574	4.528	4.470
追加距離	13440.000	13460.000	13474.995	13480.000	13500.000	13520.000	13540.000	13551.730	13560.000	13577.685	13580.000	13600.000	13605.000	13620.000	13640.000	13642.485	13660.000	13680.000	13684.310	13700.000	13720.000	13725.067	13740.000	13760.000
里程	20.000	20.000	14.995	5.005	20.000	20.000	20.000	11.730	8.270	17.685	2.315	20.000	5.000	15.000	20.000	2.485	17.515	20.000	4.310	15.690	20.000	5.067	14.933	20.000
測点	+40.000	+60.000	EC 8-0	+80.000	No. 135	+20.000	+40.000	+51.730	+60.000	KA 9-1	+80.000	No. 136	+5.000	+20.000	+40.000	KE 9-1	+60.000	+80.000	+84.310	No. 137	+20.000	KE 9-2	+40.000	+60.000
曲线	Ls=102.690 A=180 L=64.800 IP: 3 CL: 12.182 R: 500.000 LC: 82.582 A=180 L=64.800																							
印																								

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

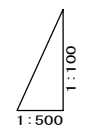
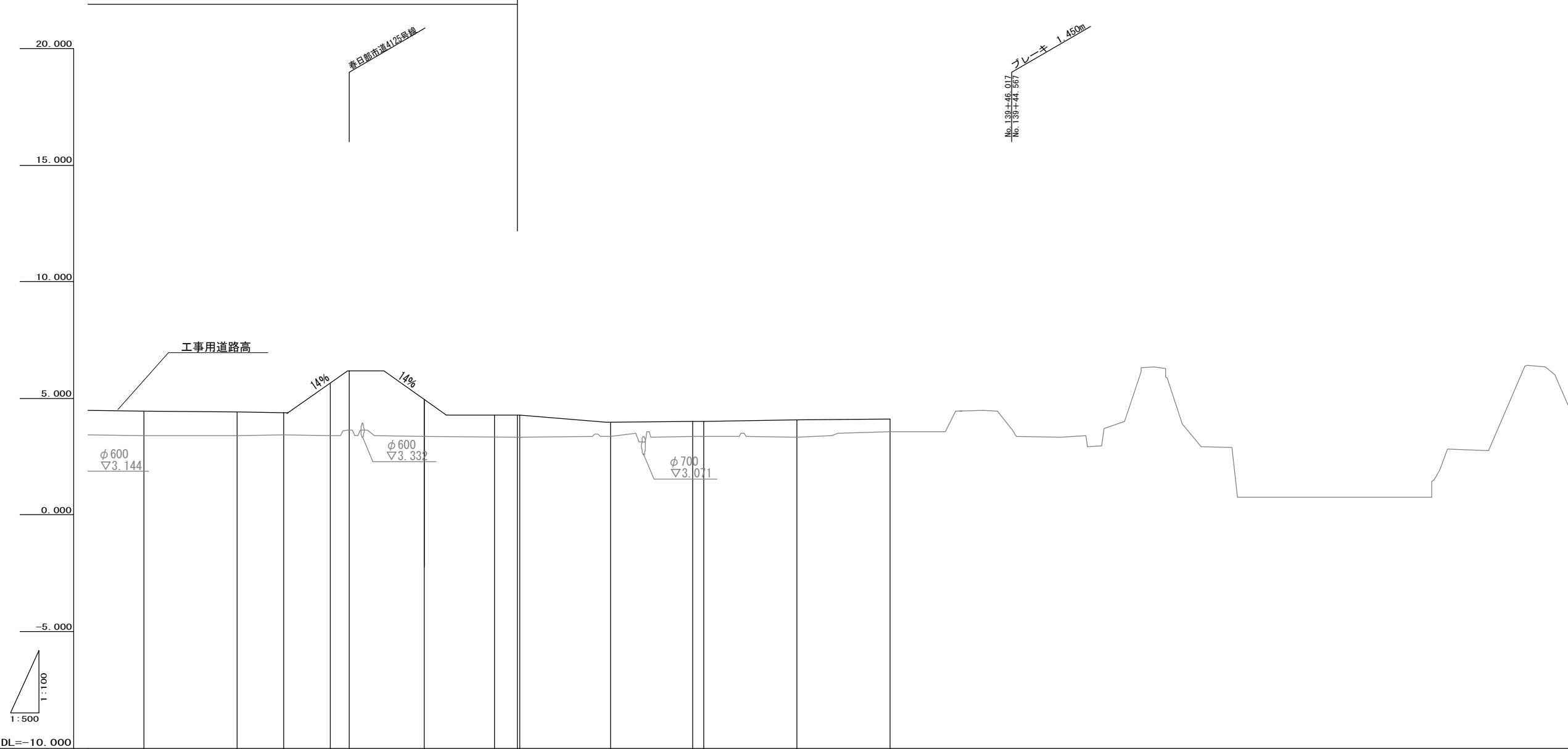
工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	工事用道路工 縦断図 (2)		
縮尺	V=1:100 H=1:500	図面番号	53 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 工事用道路工 縦断図 (3) V=1:100 H=1:500

工事終点  
No. 138+40.00

春日部市道4175号線

No. 138+46.017  
No. 138+44.507  
ブレーキ 1.450m



DL=-10.000

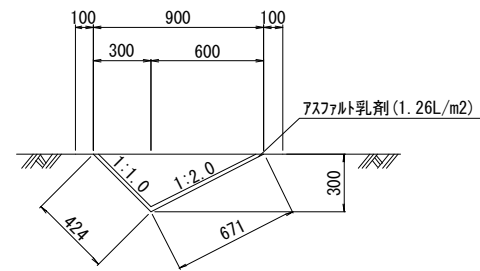
項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
工事開始高	4.470	4.409	4.380	4.346	4.477	6.170	4.579	4.291	4.032	4.098	4.118									
追加距離																				
里程	20.000	20.000	9.867	10.133	3.934	16.066	15.110	4.892	2.447	20.000	20.000	8.178	11.822	21.450	20.000	20.000	18.620	20.000	20.000	
測点	+80.000	+80.000	KA 10-1	No. 138	+3.934	+20.000	+35.110	KE 10-1	KE 10-2	No. 139	+20.000	KA 10-2	+40.000	+60.000	+80.000	No. 140	+18.620	+40.000	+60.000	
曲線	A=180 L=64.800		A=80 L=50.625				IP: 4 TA: 160.000 CA: 138.311 LC: 37.061				A=90 L=50.625				Ls=376.074					
印																				

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	工事用道路工 縦断図 (3)		
縮尺	V=1:100 H=1:500	図面番号	54 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 仮設工 構造図

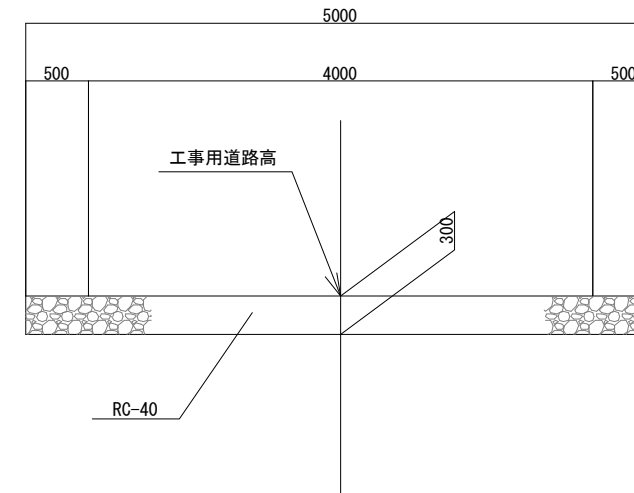
素掘側溝 1:20



材料表 10m当り

名称	規格	単位	数量	摘要
乳剤散布	1.26L/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	10.95	
7スファルト乳剤	PK-3 プライムコート用	L	13.70	

工事用道路 1:30



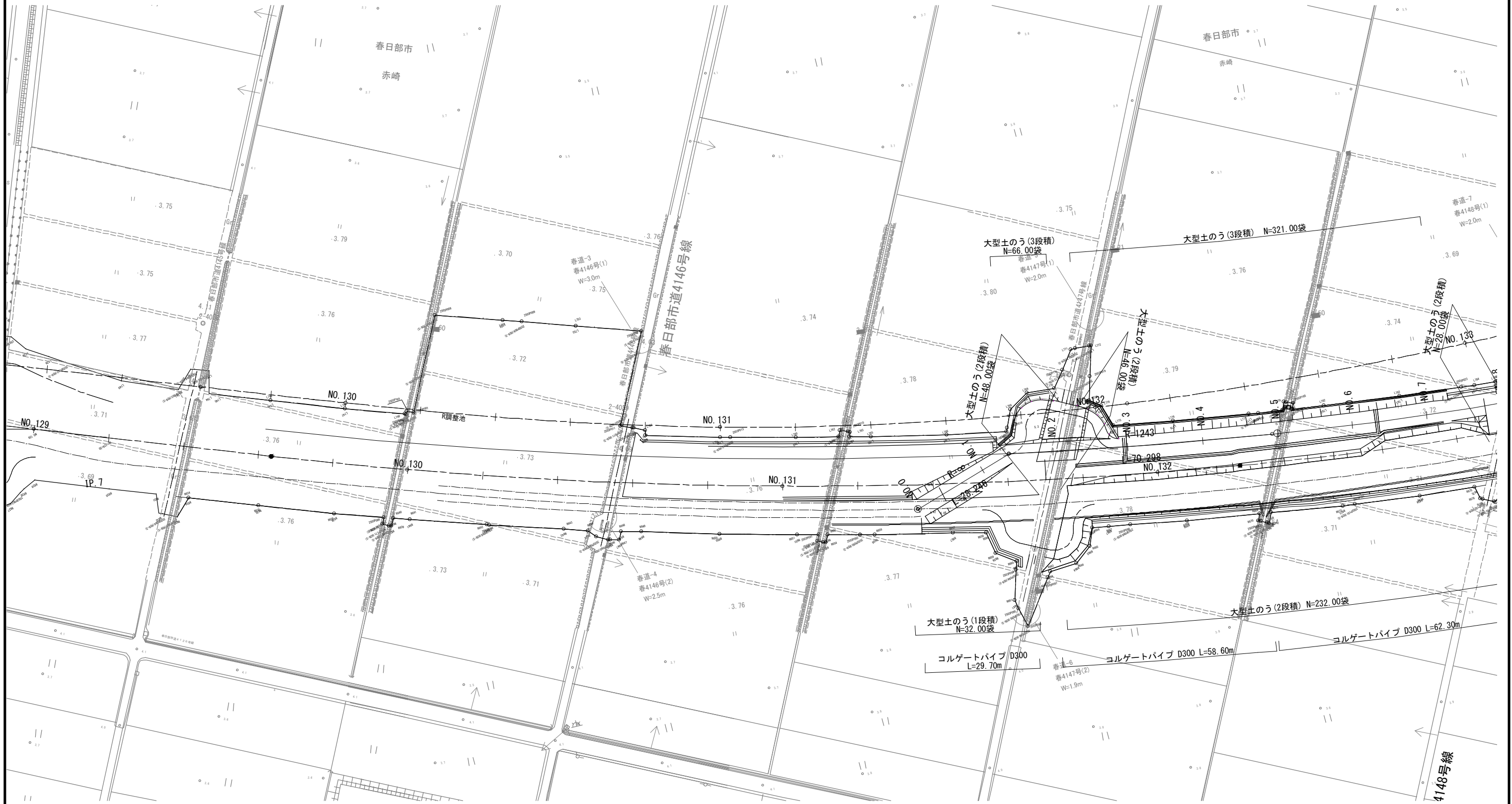
材料表 1m2当り

名称	規格	単位	数量	摘要
再生カクシャーラン	RC-40	m <sup>3</sup>	0.30	

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	仮設工 構造図		
縮尺	図示	図面番号	55 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

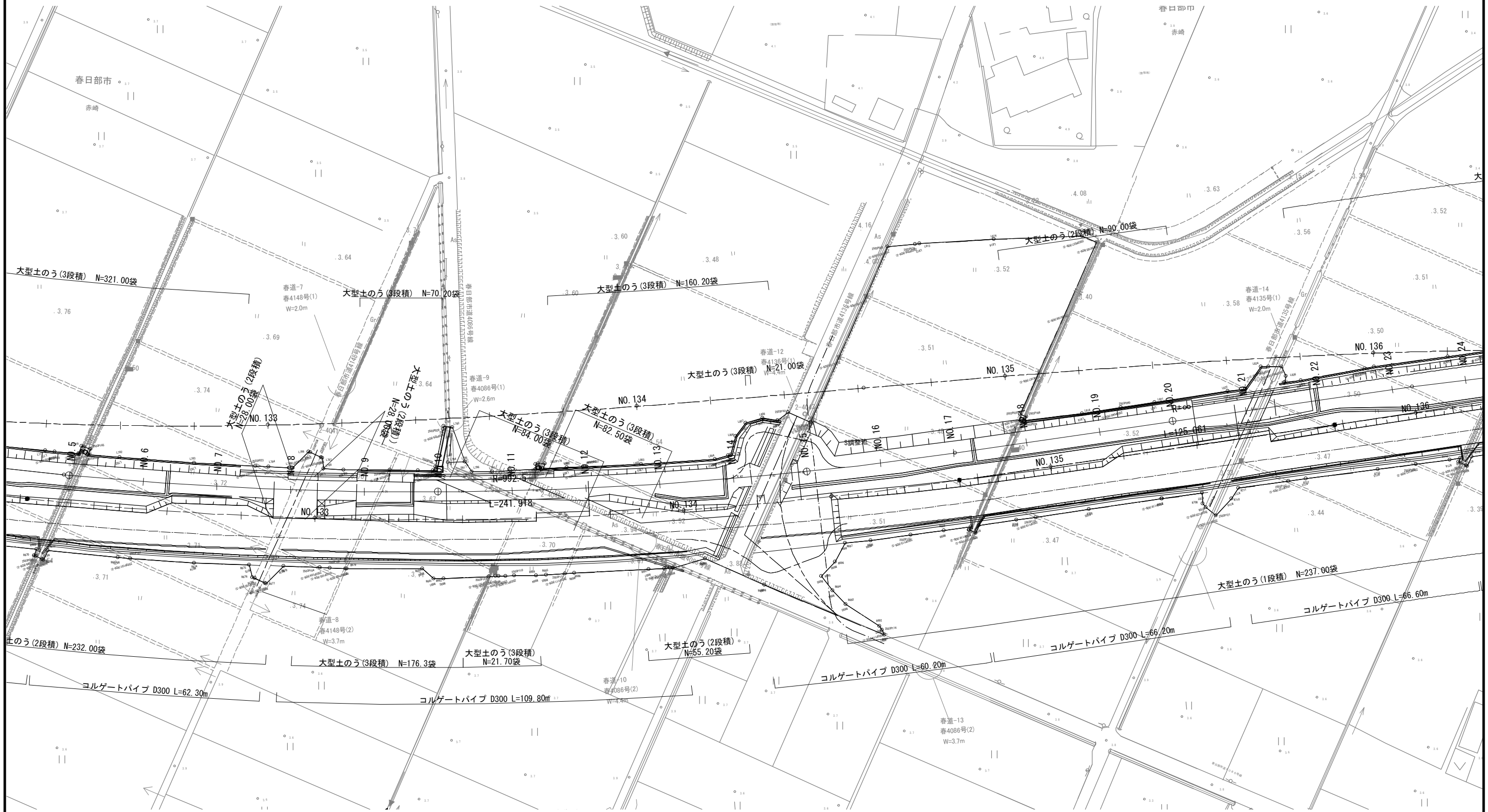
# 撤去平面図(1) 1:500



工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	撤去平面図(1)		
縮尺	1:500	図面番号	56 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

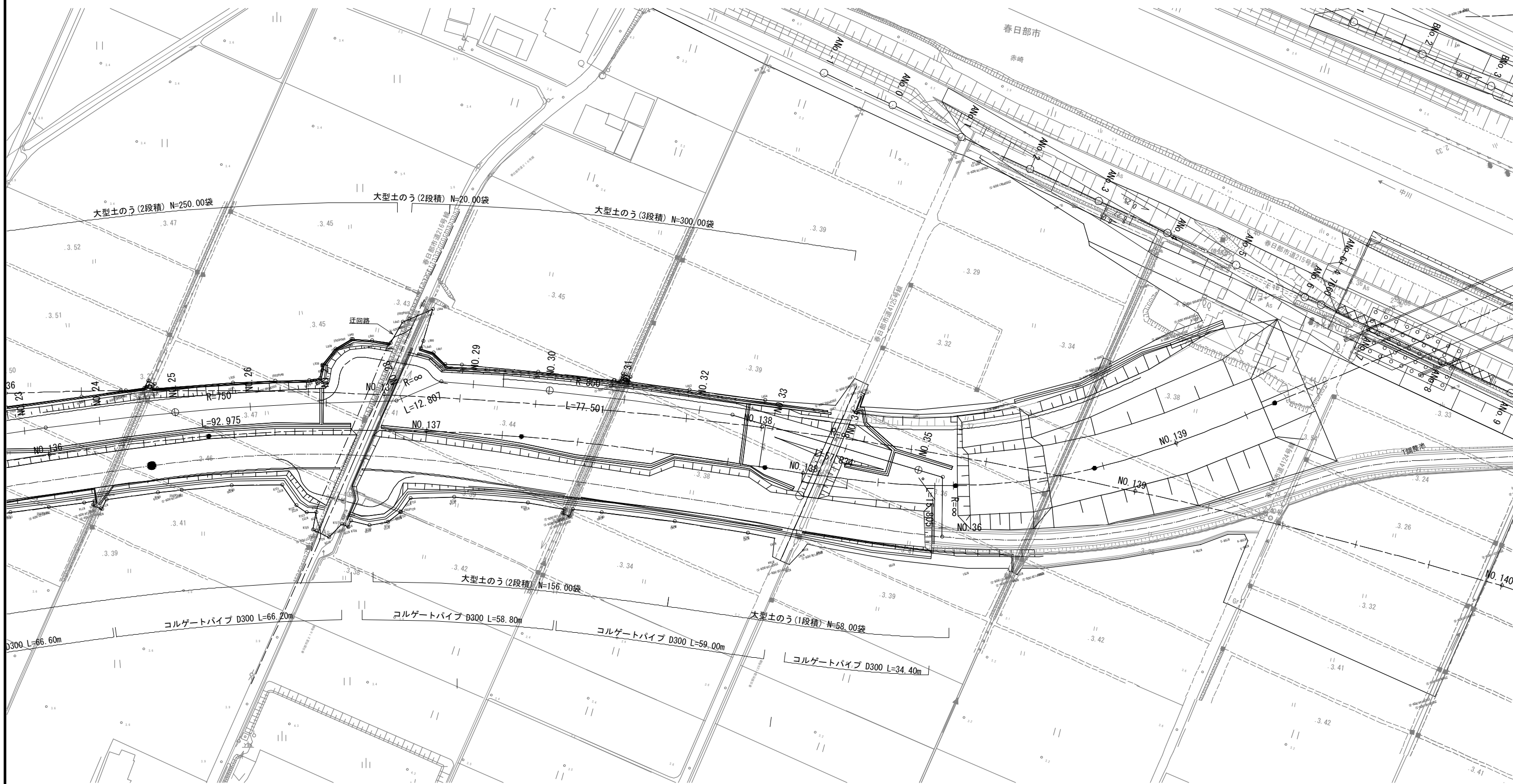
# 撤去平面図(2) 1:500



工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	撤去平面図(2)		
縮尺	1:500	図面番号	57 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 撤去平面図(3) 1:500

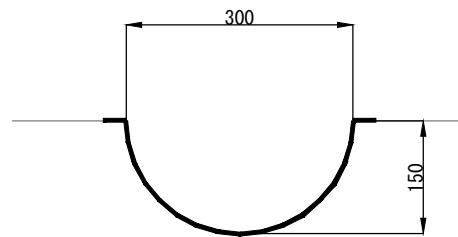


工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	撤去平面図(3)		
縮尺	1:500	図面番号	58 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

# 撤去構造図 S=1:5

## コルゲートパイプ



撤去数値表 1m当り

名称	規格	単位	数量	摘要
コルゲートパイプ	半割 D300	m	1	

本図面は縮小図のため  
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	撤去構造図		
縮尺	1:5	図面番号	59 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

# 数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	適要
道路改良		式	1	
道路土工		式	1	
掘削工 (ICT)		式	1	
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3以上10,000未満	m3	8,700	
路体盛土工		式	1	
路体(築堤)盛土	2.5未満	m3	790	
路体盛土工 (ICT)		式	1	
路体(築堤)盛土工 (ICT)	20,000m3以上 無し	m3	15,600	
土砂等運搬 (1) (魚沼SY~現場)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	1,300	
土砂等運搬 (2) (赤崎SY~現場)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	2,270	
土砂等運搬 (3) (大川戸SY~現場)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	4,760	
積込(ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	m3	8,300	
法面整形工 (ICT)		式	1	
法面整形(盛土部) (ICT)	法面締固め無し	m2	870	
地盤改良工		式	1	
サンドマット工		式	1	
サンドマット	砂 サンドマット用	m3	820	
擁壁工		式	1	
作業土工		式	1	
床掘り (1)	土砂 標準	式	1	
床掘り (2)	土砂 上記以外(小規模)	式	1	
埋戻し (1)	土砂 最大埋戻し幅1m未満	式	1	
埋戻し (2)	土砂 上記以外(小規模)	式	1	
基面整正		式	1	
場所打擁壁工(構造物単位)		式	1	
重力式擁壁	1mを超え2m未満 18-8-25(高炉)	m3	219	
畦畔ブロック工		式	1	
畦畔ブロック設置	H=0.5m	m	566	
排水構造物工		式	1	
作業土工		式	1	
床掘り	土砂 上記以外(小規模)	式	1	
埋戻し	土砂 上記以外(小規模)	式	1	
側溝工		式	1	
プレキャストU型側溝	PU1-300×300	m	508	
プレキャストU型水路	1000×1000×2000	m	10	
集水樹・マンホール工		式	1	
現場打ち集水樹 (1)	現場打材 18-8-25(高炉) 法面作業補正無 800×800×1000	箇所	5	
現場打ち集水樹 (2)	現場打材 18-8-25(高炉) 法面作業補正無 1500×1500×1500	箇所	1	

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	適要
蓋版据付 (1)	グレーチング蓋800×800(T-2) ボルト固定式	枚	5	
蓋版据付 (2)	グレーチング蓋1500×1500(T-2) ボルト固定式 2枚1組	組	1	
構造物撤去		式	1	
作業土工		式	1	
埋戻し	土砂 上記以外(小規模)	式	1	
排水構造物撤去工		式	1	
コルゲートパイプ	半割 D300	m	671	
廃棄物処理工		式	1	
廃棄物運搬	廃プラスチック類	式	1	
廃棄物処分	廃プラスチック類	m3	3	
仮設工		式	1	
工事用道路工		式	1	
敷砂利	再生クラッシャーラン RC-40 敷厚300mm	m2	3,610	
大型土のう (1)	移設(撤去・再設置)	袋	1,535	
大型土のう (2)	撤去	袋	1,047	
廃棄物処理工		式	1	
廃棄物運搬	廃プラスチック類	式	1	
廃棄物処分	廃プラスチック類	m3	7	
仮水路工		式	1	
素掘側溝	幅90cm高さ30cm	m	617	
交通管理工		式	1	
交通誘導員警備員B		式	1	

工事名	R7国道4号東埼玉道路赤崎地区改良工事		
図面名	数量総括表		
縮尺	—	図面番号	60 / 60
作成年月日	令和7年12月 日		
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		